

第二章 近世

第一節 支配

1 〔加藤光吉文書〕 文禄二年（一五九三）

〔解説〕 天正十九年（一五九二）から通算三年在任した郡内領主加藤光吉が、鳴沢村の百姓中に発給した材木御用文書・巢鷹文書である。文意は、村民が材木御用・鷹の巢守に尽くすので諸役を免除するというものである。

〔材木〕カ
〔鷹〕カ
〔用次第三〕
〔可申、并鷹之〕巢等守申ニ付、
〔諸役カ〕
〔田令免〕
〔候者也、仍如一件、〕
〔文禄二年カ〕
〔加藤光吉〕
〔作内〕
〔黒印〕
三月十二日〇

鳴沢村

百姓中

〔鳴沢村役場蔵〕

2 〔浅野良重文書〕 文禄三年（一五九四）

〔解説〕 浅野良重は文禄二年（一五九三）、郡内領主として谷村勝山城を築き在城した。本文書も前掲文書と内容はほぼ同じであるが、材木・巢鷹の労役に対し、褒賞として「高式拾石分遣之者也」と具体的にである。

以上

材木用所次第「申付、就中」巢鷹之儀守申」付而、高式拾石分」遣之者也、仍如」件、

〔文禄三年〕

十二月廿八日 左衛門佐 良重（花押）

鳴沢

百姓中

〔鳴沢村役場蔵〕

3 〔鳥居成次文書〕 慶長六年（一六〇一）一括二点

〔解説〕 鳥居成次は浅野氏転封後の郡内領主で、九五郎ともいい、鳥居彦右衛門元忠の三男である。本文書も内容は材木・巢鷹にかかわるものであり、材木御用については浅野氏のそれ

を踏襲しようというもので、また巢鷹を五巢発見したので諸役を免除し、毎年の巢鷹献上を義務付けている。

(1) 追而材木之事、「如前々無油断」可走廻候、年貢之儀「如前代指置候、已上」

鷹之巢五巢「見出候間、諸役」令免許候、毎「年右之通可」差上者也、仍如「件、

慶長六年

(鳥居成次)
久五郎

七月三日〇印

成沢村

百姓中

(鳴沢村役場蔵)

〔解説〕 次の文書は年不詳であるが、黒印は前掲の鳥井成次のものと全く同じであり、同氏在任期の「午」年は、慶長十一年(一六〇六)・寛永七年(一六三〇)でそのどちらかの年代のものと推定される。内容は巢鷹の新巢発見者には俵子たわこ二十俵を給付し、巢鷹盗みを注進したものに金子一枚を与えるというものである。

(2) 当年新す見出「候ハ、ほうひとして、」俵子式十俵可出之候、「志せん又他郷から成共、」郷中ニ成共、「すぬすミ」出候もの有之ハ、可申「出候、ほうひとして」金子老枚可出候、「為後日書物遣候」者也、仍如件

(年不詳)
午

卯月十六日〇
鳥居成次黒印

なるさわ

きもいり

小百姓

(鳴沢村役場蔵)

4 〔秋元家代官の御巢鷹御用書状〕 年不詳・一括五点

〔解説〕 秋元家々臣安中五郎兵衛・高山又兵衛連署の書状で、あて先は庄屋・御鷹見である。内容は今年の巢鷹の様子、羽ぶりの報告等がないことは、お上の取締りを無視した行為であり、不都合のことがあるならば、その申し開きをきつと、書き付けで差し出すようにというものである。

(1) 当御巢鷹之儀「にて、何共不申来候」儀、不審存

候、例年ハ、「正月末の羽ふり之」儀注進仕、段々申
来候ニ、当年きたも「不在候、殊不屈之至ニ候、」定而
最早巢本大方「見定可申候間、急度」書付を以可申来
候、

一、只今迄何共きた不「仕候儀、御仕置をも」ゆるか
セニ存、何とそ「かくし候而、他所之」ものと組
合、巢「鷹ぬすみ候かと」存候、此申分急度、「可申
越候、以上

(年不詳)
二月廿五日 安中五郎兵衛
高又兵衛

成沢村
庄屋
御鷹見
参

(鳴沢村役場蔵)

〔解説〕 御巢鷹の本巢五巢はずでに発見。上巢も発見された
ことが報告されたが、なお精を出し発見した巢には番人を付け
保護し、特に駿河境の御巢鷹発見に努めよ。また、江戸より高
山七右衛門が派遣されるので新巢を発見し差し上げれば、褒美
を出すので百姓に申し付けるようにという内容である。

(2) 急度申遣候、其元ニ而、「本巢五巢ノ分ハもはや」

見出し候、上すハ先日「見へ申候由申越候、残而」式
すも見へ候ハ「早々」可申越候、いよ／＼「大事ニ仕、
番を付」置可申候、するか境「之御すたかニ念を入、」
番付置可申候、

一、本すハ見出し申候、何「とそ新す壱す」も式す「
見出し、さし上可申候、」江戸ハ高山七右衛門御すたか「
之儀ニ付被遣候間、見出し」さし上申候ハ、御ほう
ひ「大分可被下候間、其段百姓」共ニ可申付候以上

(年不詳)
五月十九日 高新五左衛門
町左五右衛門
市七右衛門
高伝右衛門

成沢
庄屋
百姓中
参

(鳴沢村役場蔵)

〔解説〕 文意は大すみ山・天神屋・きもの屋き・さかい目の
御巢鷹の巢元を確認報告すること、本年は御代始めであるの
で、徒るきの巢鷹発見にも精を出すこと。御巢鷹の発見に精勤
することなどを、村に申し付けた文書である。

(3) 覚

一、其郷成沢村、当「御巢鷹之羽ぶり、」大すみ天神
屋
きもの「屋き、さかい目、以上」四巢、当二月廿四
日・「三月朔日・同十二日ニ」此方へ注進仕候、

弥「右之巢元相定り候はん間、様子可申越候

一、徒るき巢其外「御巢鷹、成ほと精を」出し見出し
可申候、「春中^も申付候ごとく、」当年は御代始」之
事候間、別而「精を入御巢鷹見出シ」注進可仕候

一、成沢村庄屋御百姓共ニ、「自然御巢鷹ニ付、」ふせ
いニ仕候者有之「候ハム、重而せんさくを」とげ、
ふせい成者」之儀、急度可申候、

能々念を入御巢鷹」相尋候者ニハ、御ほう」ひ可被
下候間、其郷之者共、なかまぎんミ」をいたし、御
巢鷹無」油断相尋注進可」仕候、以上

^(年不詳)
三月十七日

町佐五右[㊦]
高新五左[㊦]
高伝右[㊦]

成沢村
庄屋百姓中

(鳴沢村役場蔵)

〔解説〕 次の史料は、さんしき・きものやき両所の御巢鷹山
のすごもりはまだか、それが確認出来たら大事に管理し報告す
ること。駿河境の巢鷹発見はまだか、発見には精を出し、油断
する者は処罰するという内容である。

(4) 一、さんしき、きものやき」両所之御巢鷹いまた

すふし不申候哉、いよ／＼」大事ニ仕、すふし候
ハム、「早々此方へ可申上候、」もはやすふし可申事
ニ候が、「何とも不申越候哉、油断」之様ニ有之候、

一、春中^も度々申渡候、」するかさかい之御すたか」見
出候哉、何とそ精を出し見出し候様ニ可仕候、「油断
ニ付而ハ、可為曲事候、」

委細此御足軽口上ニ可申渡候、以上

^(年不詳)
卯月四日 高山新五左[㊦]
高伝右[㊦]

成沢村
庄屋
百姓中

(鳴沢村役場蔵)

〔解説〕 秋元家三留守居(家老)が村へ出向くので、駿河境
の丸山(御巢鷹山)をよく案内し、御巢鷹を発見し見せるよう

に、また、小立村の弥三左衛門へも連絡してあるので召し連れ案内するようという文面である。

(5) 昨日申付候通り、三留守居其元へ指越候、駿河境丸山能々案内仕、見出可申候、小立村弥三左衛門ニも、参候得と申付候間、弥三左衛門をも召連案内可仕候、為其如此ニ候、以上

(年不詳)
三月廿六日
町佐五右
高新五左
高伝右
⑨⑩

成 沢 村
庄屋
百姓中

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

5 「成沢村差出明細帳」 寛延二年(一七四九)

〔解説〕 村差出明細帳は、現在の村勢要覧ともいえるものでそのよび名に、村差出明細帳・村差出万書上帳・村鑑明細帳・御尋之趣書上帳などがあり、表紙の標題となっている。内容はその目的によって多少の相異はあるが村高・年貢・用水・普請場・山林入会・御巢鷹場・人口・戸数・村の位置・田

畑の反別・作場・秣場・農間のかせぎ・伝馬助郷の負担・牛馬数・神社仏閣などの明細が調査記録され、当村に残る唯一の貴重史料である。

(表紙)
一寛延二年 甲斐国都留郡成沢村高反別村差出帳
已三月

寛文九酉年 秋元但馬守様御代
百姓検地ニ被仰付候節御水帳三冊

一高六拾五石八斗四升九合 畑屋敷共

内七升耆合高不足

此反別三拾八町貳反七畝九歩

此訳ケ

上畑貳町五反八畝六歩 石盛四斗代

分米拾石三斗貳升八合

中畑四町三反歩 石盛貳斗五升代

分米拾石七斗五升也

下畑拾貳町耆反七畝五歩 石盛耆斗五升代

分米拾八石貳斗五升七合

下々畑拾貳町四反七畝廿歩 石盛耆斗代

分米拾貳石四斗七升七合

見付畑四町四反四畝廿五步

石盛五升代

分米貳石貳斗貳升四合

此米二升七合

上野畑貳反六畝拾七步

桑六拾三束

石盛四合代

此米五升九合

分米貳斗五升貳合

中野畑貳反九畝七步

石盛七升代

屋敷貳町貳反九畝廿四步

石盛五斗代

分米拾壹石四斗九升也

下野畑五町六反五畝拾貳步

石盛五升代

高外

此米貳石八斗貳升七合

一山畑九町五反拾步

切替之場

一野畑拾四町五反六畝七步

切替之場

此取米五石五斗六升之内九升米納七合改ふ足

此取蕎麥九石四斗七升也

蕎麥納

此訊ヶ

米納

内九合改ふ足

上山畑廿四步

石盛九升代

此訊ヶ

此米七合

下々野畑拾壹町九反拾五步

石盛六升七合代

中山畑壹反七畝廿三步

石盛七升代

此米壹斗貳升四合

此取蕎麥七石七斗六升七合

下山畑貳反貳畝五步

石盛五升代

見付野畑貳町六反五畝廿貳步

石盛六升代

此米壹斗壹升五合

此取蕎麥壹石五斗九升四合

下々山畑貳反八畝貳步

石盛三升代

桑拾束

石盛壹升代

此米八升七合

此取蕎麥壹斗也

桑六束半小半

石盛四合代

右之蕎麥先年夕金三兩定納ニ仕来申候

一 永五百文

保太木役納

一 永六貫貳百五拾文

材木代納

一 御年貢米之儀、毎年御直段を以て金納仕候

口米ハ、取米壹石ニ三升つゝ納申候、口米之儀、田米

御直段ニ而金納仕候

卯年金壹両ニ 田米三拾五石ニ付四拾貳両かへ
畑米壹石八斗三合三勺三才

一 毎年御検見御引方、御差紙出候節惣百姓寄合申割合仕候

一 当村畑作大麦・小麦・粟・稗・大豆・小豆・蕎麦な大

こん作り申候、大麦ハ富士山日影故少々作り申候

一 畑之番共ニ下こへ馬屋用申候、下こへ之儀五里六里宛

罷越買申候

一 畑之土黒土野土ニ御座候

一 当村御巢鷹場山之義、劔山・大すミ山・きもの焼・三

敷・駿河境丸山五ヶ所ニ御座候、御鷹見付次第江戸御

鷹奉行江持参仕御金戴改仕候

一 用水之義村之上山沢之流溜メ水ニ仕用申候

一 薪之儀富士山内ニ而取申候

一 萱、秣之義も富士山すそのニ而取申候

一 拾四年以前元文元辰年惣百姓相談ニ而、名主給金一ヶ

年壹両宛付申候、組頭給無御座候、定夫之義ハ惣百姓

一日替り相勤申候

一 当村ニ市場無御座候ニ付、買物之義、^{(穀)カ}石物類ハ甲府町

ニ而買申候、小買物之義、谷村、上吉田村・川口辺ニ
而相調申候、せんじ茶ハ駿州富士郡ニ而買申候

一 道法之義ハ、江戸江三拾貳里、小田原江拾六里、三嶋

江十五厘、沼津江十五里、富士郡江六里、甲府御城下

辻拾壹里、当国谷村江六里御座候

一 当村ハ富士山江午末ニ当り、^{(之)カ}村ハ南ニ当り申候

一 蚕之儀、宜敷年とふ宜年と平均仕候所、凡三四拾両は

と仕候

一 当村蚕宜敷年ハ村中ニ而七八拾兩程も可仕候

一 当村悪所之場ニ而、地面悪敷、作毛ニかけい無御座候

ニ付、第一山稼ニ而渡世送り申候、富士山之内江罷越

・年中材木、笹板、木舞、惣而之木物ヲ取、他領ハふ

及申、当国共ニ売出し申候、先年ハ御地頭様ハ御手形

申請、こくいを打ち方と御番所通り申候、古来より成

一阿弥陀堂耆軒 同 縫左衛門

沢村山本ニ而駿州往還道下ハ成沢村内山ニ而、其外山

一大明神宮 同 宮守 源兵衛

上ハ、大嵐・勝山・木立・舟津・浅川・当村共右六ヶ

同断此地内森共三反三畝拾五步

村入会山稼仕候

一魔王宮 同 権左衛門

一当村之義、常々男ハ山稼、女ハ薪を取り其間に麻布・

同断此地内森共ニ耆町

木綿織申候、自分く之着用ニ仕候

一山神宮 同 太兵衛

当国下吉田村月江寺末

同断此地内六反步

一寺耆ヶ所

齐家宗通玄寺

一山神宮 同 六兵衛

御除地境内七畝貳拾步

同断此地内耆畝步

分米三斗八升三合

一同 宮 同 彦左衛門

一阿弥陀堂耆軒

堂守 彦左衛門

除地此地内耆畝貳步

一獵師鉄炮六挺 何ニ而茂御役無御座候

一阿弥陀堂耆軒当村通玄寺抱

同 太右衛門

但永五拾文つゝ上納仕候

同断此地内四步

内

一釈迦堂

同 作兵衛

同断此地内耆畝貳步

耆挺 長三尺貳寸

持主 久右衛門

一同堂耆軒

同 彦左衛門

同断此地内耆畝貳步

耆挺 長三尺貳寸

同 源左衛門

玉目 長三尺貳寸

玉目 式八分

玉目 三尺貳寸

玉目 三匁

耆挺 長三尺三寸
玉目三匁五分

同 伝 兵衛

一 村御高札四枚
内 耆枚ハ火付御吟味札
耆枚ハ三笠博奕札

耆挺 長三尺
玉目三匁

同 与 四右衛門

耆枚ハごうそ、てうさん、そうそ人
之札

耆挺 長三尺五寸
玉目三匁

同 甚 兵衛

耆挺 長三尺四寸八分
玉目式匁式分

同 与 市右衛門

切支丹札ハ先年ノ建申候、火付御吟味札ハ正徳元年建
申候、三笠博奕札ハ享保十一年河原清兵衛様御代建申
候

一 四季打鉄炮三挺 何ニ而茂御役無御座候

内

耆挺 長式尺九寸九分
玉目三匁

持主 数 右衛門

一 当村畑売買小作入上ヶ之義
上畑耆反歩拾年季ニ売申ニハ金三分くらい
但シ入上ヶ年貢金式朱くらい

耆挺 長三尺式寸六分
玉目式匁五分

持主 源 五右衛門

中畑耆反歩拾年季ニ売申ニハ金式分くらい
但シ入上ヶ年貢朱くらい

耆挺 長三尺式寸五分
玉目式匁八分

同 吉 兵衛

下畑耆反歩拾年季ニ売申ニハ金式分くらい
但シ入上ヶ年貢朱くらい

一名主、組頭、小百姓共御用ニ付、他所江籠越候節、雑

用、はたこ之儀、惣百姓ノ其時々ニ入用程割合出申候

一 百姓之内出入有之、其儀ニ而名主、組頭、五人組陣屋

并江戸江籠越候節、雑用諸事入用之儀、出入之者共双

方ノ出し申候

耆枚ハ切支丹札

一 百姓持林六拾式ヶ所 但シ雜木立

仕候
是ハ寛文九酉年秋元但馬守様御代百姓檢地之節御水帳

ニ御書載被下候得共、御年貢之儀者御免被遊候

一下人召抱出替之儀、極月晦日ノに^ノ出替り申候

拾六年以前当国鹿留村江引越候 常 宝 院

一 鍛冶耆人 次郎右衛門

一 村高六拾五石八斗四升九合 屋敷畑 共

内

高八斗四合 巳ノ年砂入引

高八斗七升五合 卯ノ年石砂入引

残高六拾四石七斗七升他

家数百九拾八軒 惣人数九百貳拾三人

但シ巳ノ年人別 内男四百八拾人

女四百四拾人

僧二人

馬八拾七疋

右之通当村諸色明細御尋被遊候付、御上納ヲ初有来ル品之員数毛頭無相違書上申候、此外何ニ而茂書上候義、一切無御座候、若隱置候而、後日ニ被及御聞候ハ、私共何様之越度ニも可被仰付候、為其帳面差上ケ申候処仍而如件

寛延二年巳三月

小川新右衛門様

御 役 所

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

6 「御巢鷹山荒し御注進」 寛延四年(一七五二)

〔解説〕 丸山・三敷山・木物焼山・劔山・大すみ山の五山は

鳴沢村管理の御巢鷹山で、巢子を例年江戸の鷹匠部屋に献上することが義務づけられていた。この御巢鷹山の十町四方は山稼

ぎが禁止され、特に大すみ山での伐採は差し止められていた。

木立村の八郎左衛門・五左衛門はそれをおかして山に小屋を掛け、鷹が巢をかけた立木まで伐り倒し材木とした。このように

伐り荒らされては、御巢鷹を守ることが出来ないと代官所に注進に及んだ文書である。

乍恐以書付御注進申上候

寛延四年未四月

一富士山内御巢鷹場之儀、駿州境丸山・三敷山・木物焼

山・劔山・大すミ五ヶ所之儀、先年々成沢村持山ニ

而、村差出候帳面ニ載大切ニ相守、右之場所々御巢鷹

往古々指上ヶ申候、右之内木物焼山者、当村高統内

山ニ御座候、甲州八代郡精進村境ニ而、大切ニ相守申

候、此統山神天宮より甲州境まで成沢村内山ニ御座

候、右之内大すミ山者伐木御停止ニ被仰付候所、当二

月中木立村之者共新小屋を懸ヶ置猥ニ入込申候、御巢

鷹之儀者、寒中々段々巢を催シ巢をかけ申候木茂当二

月、木立村八郎左衛門・五左衛門伐材木ニ仕候、御巢

鷹之儀者風与致候得者、古巢江茂子をはやし申候儀も

御座候所、ヶ様ニ伐荒シ候而者あたり江者鷹寄付不申

候、御公儀様御用之由被仰付候越、指上不申候得而

者、当村御巢鷹相守申候かいも無御座候、越度ニ茂罷

成候者難儀至極ニ奉存候、其節御注進可申上所、訴

人ニ茂可被思召与指扣罷在候得共、無是非御注進申上

候、木立村八郎左衛門・五左衛門御召呼被遊、御吟味

被成下度奉願上候、以上

成 沢 村

名主 孫 兵 衛

与頭 善左衛門

同 与一左衛門

百姓代 次郎左衛門

百姓 伝五左衛門

同 与惣兵衛

山本平八郎様

御役所

(鳴沢村役場蔵)

7 (御巢鷹山出入一件) 寛延四年(一七五二)

〔解説〕 本村管理の御巢鷹山(大すみ山)は留山(入山禁止)

であったが、木立村ほか四カ村の者が売木採取のため入山、

御巢鷹成育に影響する立木を伐り荒すなどの暴挙に及び論争

となった。内容はその経過と役所の実地検分の再三の延引や

その理由が記されている。またこの年献上の鷹の巢子の小さ

いことを江戸鷹役人に指摘された。村役人は、その理由や裁

判の様子を理解してもらうため江戸表へ出向くのであるが、裁判が継争中であるため、出府の理由をしたため役所に提出したものである。

差上申一礼之事

一富士山御鷹山者往古々御停止ニ御座候処ニ、木立村并四ヶ村之者共、近年猥ニ入込申候ニ付指留申候得ば、当月五ヶ村一同仕御訴申上候ニ付、御差紙頂戴仕、拙者共村方御当地江罷出返答書之儀者一兩日御日延被成下度由御願申上候、当二月之比々木立村八郎左衛門・五左衛門と申者、引続御巢鷹山之内大すミ山江新小屋を為掛売木仕、御鷹古巢有之木等を伐荒シ申候間、早速御検分被成下度旨御注進申上候ニ付、木立村名主・与頭并八郎左衛門・五左衛門方江御指紙被下置、御吟味被成下候所、八郎左衛門・五左衛門一応之御申分仕村方江罷帰り申候間、御検分之儀達而御願申上候得ば、御検分之儀者不被為成候由被仰聞、其通ニ而相済申候ニ付、山内出入返答書指上御吟味奉請、其上山内絵図面等双方江被仰付、絵図面茂出来指上置申候、然所御大切之御巢鷹山をも御検分不被成下候故ハ、去ル九日

五ヶ村之者共成沢村をあなとり徒党仕、大勢たくミを以秣場取合之仕掛を拵、拙者共村方高江踏込御年貢米場、畑作物等踏荒しらうせき仕、其上村方之女子共かせきニ罷出候を歟・か満・馬荷縄・い志ツミ等はきとり申ニ付、翌十日早朝御注進申上候所ニ、去十一日ニ御検分可被成下由被仰渡、五ヶ村江茂御廻文被出候ニ付拙者共者村方江罷帰り御検分奉待候所、亦々御検分御延引、十二日御検分可被遊由御廻文相廻り候ニ付五ヶ村之者共十二日ニ御当地江罷越、拙者共村方計畧を以面々作物踏荒シ御注進仕候由御願申上候ニ付、双方虚実以疑數被思召候故、十二日御検分又御延引ニ罷成申候、拙者共村方ハ十二日御検分之御迎ニ罷越候処ニ、右ニ付去ル十三日何茂村方江罷帰り申候、亦々去ル十七日ニ御当地江罷出御吟味被成下度旨御願申上候ニ付、五ヶ村江御差紙被下置、五ヶ村各御当地江罷出指扣罷在候、依之去ル九日騒動之節拙者共村方ニ捕置申候木立村藤左衛門儀、五ヶ村と対決被仰付候間、藤左衛門召連不参ノ由被仰渡、則今日召連御当地江参上仕候、依之藤左衛門と五ヶ村対決被仰付候得共、御検分御延引

ニ付、相手方種々工ミ仕奉願上候ニ付、利害慥ニ不相分、拙者共迷惑至極ニ奉存候、然所当五月中御鷹指上候節、

吹上御殿様御役人中様御意被成候者、大すミ山之鷹別段ちいさく相見得候、定而鷹巢近所江山稼之者大勢出入仕候と相見得申候間、此方ノ申付候由ニ而、御支配江茂申上置、重而山稼之者相入申間敷由被仰付候ニ付、此上五ヶ村之者共大勢工ミを以御鷹山江入込立木等伐荒シ申候而、拙者共村方之者御鷹山を伐荒し申段御注進可仕茂、乍恐難計奉存候、尤後日ニ拙者共越度ニ可罷成奉存候間、一通吹上御殿様役人中様江、富士山内出入之訳相達申度奉存候ニ付、拙者共者今日御当地出立、江戸江罷出申候、出入之内ニ御座候間、右之段御届為可申上一札指上申候、以上

寛延四年未七月

郡内領成沢村

名主 孫 兵 衛[㊦]

百姓 与惣兵衛[㊦]

同 伝五右衛門[㊦]

山本平八郎様

御役所

(鳴沢村役場蔵)

8 「御停止山不法入山の注進状」 寛延四年(二七五)

〔解説〕 この史料は注進状下書きで、意味不明の点があるが大意は次のようである。成沢村の御年貢場を五カ村(村名不明)の者が踏み荒らす事件があり谷村宿の扱いで示談となった。その後同所へ大嵐・勝山村の者が入り込んだり、御停止山(入山停止の山)の御巢鷹山である木物焼山、大すみ山へ木立村の者が入り込み、かや・桧などの大木を伐り倒す不法行為があった。成沢村の役人らは木立村へ出向いて名主らに掛け合ったが、ちがが明かないのでこの一件を谷村代官山本平八郎に注進に及んだものである。

乍恐以書付御注進申上候

一、先頃五ヶ村之者共大勢成沢村地内御米場并本途御年貢上納之場所蕎麦畑江罷越・様々之強勢仕、作物等ふミ阿らし候ニ付御注進申上候ニ付、御吟味被成下候所ニ谷村宿中取扱申ニ付、双方得心之上内済仕候、依之双方御役所様江被召呼、強勢ヶ間敷儀仕候ハ、双方

御訴可申上由急度被仰渡、双方罷歸り候所ニ当七月
 大嵐村・勝山村右場所江罷越秣刈取申付、拙者共村
 方相とか免申候得バ式ケ村之者共申候者、何レ之場所
 ニ而茂無構刈取可申由、両村名主被申付候間、何方ニ
 而茂刈申由我佩申候ニ付、七月廿九日御当地へ御注進
 ニ罷出候得バ、谷村宿善右衛門申候者、少々之儀ニ御座
 候間、先以御注進相扣又候強勢ケ間敷仕候ハ、追々
 御注進可申上由申ニ付、早速村方へ罷歸り只今迄指扣
 罷在候、然所、御鷹山之内御停止之木物焼山江入込か
 や木等大分取置積置候得共、拙者共收納ニ指掛り候故
 入込候節者、何レ之村方之者共取置候哉、見当不申候
 得共、積置候かや木何時ニても引取申候ハ、拙者共
 村方指押エ申候間、其節如何様之工にて成沢村かや木
 等伐、檢積置候由訴出可申茂難計奉存候、是以前廣ニ
 御注進申上置候、若又訴出候ハ、当春五ヶ村御書付
 指上置候通御吟味被成下度、奉願上候、且又当月五日
 六日頃御停止之大すミ山之きわ江木立村之者共大勢入
 込、白昼ニの路しを阿け四五尺廻り之材木伐取式三百
 人持之材木者四五丁木立村江引取申候、尤壹式尺廻り

之す、木茂大分道ニ捨置申候、又々伐倒指置而十分引
 取不申候材木も七八丁茂見当候得共、其外ニ茂可有御
 座奉存候、広キ場所ニ御座候間、遂ニ者相知不申候、
 右伐倒置申候材木茂近日ニ茂大勢取掛引取可申与奉存
 候間、拙者共村方者山内御年貢御上納仕候儀ニ御座候
 間、御裁許前者何時ニ而茂拙者共先規之通指押へ候得
 共、昨廿四日木立村ハ人足三百人罷出右之材木引取申
 候間、同日晚木立村名主方へ当村ハ四五人罷越指留申
 候、名主申候ハ、何分ニ茂引取不申候得バ、不罷成候
 ハ、申之候間、拙者村方指留候ハ一向ニ得心不仕候
 間、乍恐以書付御注進申上候、何とそ御公儀様御威光
 を以、木立村名主被召呼、右村材木御裁許迄伐出し不
 申候様ニ、右之段々前広ニ御注進申上置候、以上
 寛延四年八月

平 兵 衛
 孫 兵 衛
 長 左 衛 門
 左 衛 門
 与一右衛門

山本兵八郎

御役所

善左衛門

次郎右衛門

与惣兵衛

甲斐国都留郡成沢村

条々

一 従 公儀前々被 仰出候御法度御ヶ条之趣、堅相守可
申候事

一 常々親に孝行仕、主従礼儀を正し、夫婦相宜く兄弟・
親類仲能仕、万端実躰ニもつぎ各家業大切ニ可致候

事

一 五人組之儀家并勿寄次第五軒宛組合子供

(以下欠)

「店借・地借・寺社門前、下人等ニ至迄諸事吟味
仕、悪事無之様ニ可仕候事

一切支丹宗門之儀、御制禁之事ニ候間、郷中不審成者於
有之者、早速五人組名主方江申達、其上役所江可申
届候事

付宗門人別改帳面ニ記し毎年春中可差出候事

一 御成箇割付相渡候節、名主・組頭・惣百姓并出作之も
の込不殘立会、無高下明細致割付、少茂申訳無之段、
惣百姓印形之勘定帳名主方江取之、其趣役所江急度可

申達候事

一 御年貢米金、小物成・浮役・臨時もの・運上物都而上

9 「成沢村御仕置五人組帳」 明和九年（二七七二）

〔解説〕 江戸時代の地方農村には、村の最寄り五軒を組み合
わせた五人組があり、連帯責任による隣保扶助と相互監察を
兼ねた制度があった。この文書はいわゆる「五人組御仕置
帳」の前書きで、多くの箇条から成り、内容は、五人組員が
遵守すべき法や心得が示され、組員の日常生活全般にわたる
詳細が規定されている。この法令を毎年、正月・五月・九月
の三回、村役人は組員にその内容を読み聞かせ、条文の周知
徹底を期した。

〔表紙〕
「明和九年辰三月

御仕置五人組帳

納方之儀、別而申渡候通期月或ハ相触候日限之通急度相納可申候、取立之儀ニおいてハ、願訴訟等如何様之儀有之候共不聞届候、若申渡候期月日限等ニ上納之員数金不足ハ、名主・組頭越度及、急度遂穿鑿之条、兼而其旨を存取立之儀不申触、以前より其期月を「（端文）」百姓前油断無之様、急度差心得可罷在候事

付御年貢引負欠落等可仕と及見候者有之候ハ、五人組として遂穿鑿、名主・組頭・年寄致相談押置、

早々可申来候、致油断欠落為致候ハ、其もの之御年貢者五人組或ハ、所として弁納為致、其上彼者をも急度尋出させ可申候事

一御城米を拵随分入念米枉遂吟味、あら・碎ヶ・青米之類無之様可仕候、俵入升目俵拵等入念、米主・米見・升取・名主印形之中札俵毎ニ入、上札共指、舩積之節茂俵数不残貫目をふり、俵数升目致吟味、舩ニ積立舩足見届ヶ送状可相極候、尤舟中者百姓惣代たるへき慥成、上乘付之前々被 仰出候御条目之通嚴密ニ可相守候事

附御年貢米村取立之節、名主・与頭・年寄・百姓立

会、随分嚴密ニ相改可申候、尤郷藏詰ニ可仕時節申触候通、日限無遲滯急度可相納候、并郷藏之儀修覆等入念、龜末之儀仕間敷之事

一御城米御藏納ニ罷成候、名主之儀随分慥成者をゑらミ差遣し、無益入用無之様仕、御用仕廻、いわれなく逗留不仕、早速可罷帰候、勿論納方之御用少茂手支無之様可仕候、若不埒之儀有之ハ、穿鑿之上越度ニ可申付候事

一本田畑之儀者不及申、新開、切添之地并永荒・起返り之場所所有之候ハ、少之所成共無隱、急度申達改を請可申候、若隱置訴人等有之候ハ、当人者不及申、庄屋・組頭迄可為曲事

付山林野方新田ニ起しさわりなる場所所有之候ハ、申達可請差図、少々成共我尽聞申間舖候事

一惣百姓平生暮方大切ニ候、日々分限を存聊茂過分之儀不可仕、作毛或ハ稼与路しき年者貯之心懸をいたすへし、凶年或ハ其旨ニ不慮之物入等出来候事有之候節、其期ニ至而難儀ニ迫り候義有之条、不断之心掛無之而者、不慮之難儀難防候、此条能々可相心得候事

付表作或ハ秋作刈入之節、御年貢可相納義、名主

・与頭等ハ不申聞、以前より毎年之格を以致了簡、

差凶之旨少茂遲滯不及候様ニ、各覚悟仕、米穀手前

ニ有之共不成百姓者別而右之趣名主・組頭・年寄

相考、油断無之様ニ可申渡候事

一 百姓之内人にすくれ、親に孝行成もの有之ハ、其様子

見届可申候、且又不孝之者、又ハ親類と中悪敷家業お

もお路そかにいたし、耕作を茂不仕、或ハ百姓ニ不似

合遊芸を好ミ行跡悪敷、いわれなく過言を尽偽を働我

侃ニ募もの有之時者、其村之人自然与風儀悪敷成行大

切ニ候条、此旨を存ケ様之者有之候者、其五人組ハ名

主江相達敵敷異見仕、再応及候而茂不相用候ハ、其

趣書付を以名主・与頭・年寄ハ役所へ急度可申達候、

若捨置、以来悪事出来候ハ、其五人組并名主・組頭

可為曲事候事

付他人之公事出入を取持、悪心を以村をさわかし候

者有之ハ、役所へ早々可申達候事

一 御年貢皆済無之以前、米穀他所へ出し不申、年切ニ御

年貢急度皆済可仕候事

一 悪事をくわたて神水を吞、誓約を以一味連判、不依何

事一烈徒党ケ間敷儀堅仕間鋪候、若於相背者、理非を

不論可為曲事候事

一 御年貢并役銭等名主請取候度之納候もの等、請取手形

相渡、重而勘定無相違様ニ可相「」、尤継合勘定堅仕

間敷候事

付金銀其外取引候節、互ニ請取手形取引不申候証文

無之候ハ、縦出入ニ罷成候共取上不申候事

一 手代并惣而家来江金銀・米銭・衣類・諸道具其外、輕

キものたりといふと茂音物堅不可仕、馳走ケ間敷儀并

貸物・借物一切仕間敷候、若此旨を相背候ハ、名主

・与頭・惣百姓とも可為曲事候事

付り役人者不及申其外之ものニ而茂非分申懸るにお

いてハ、江戸屋敷へ早々可申来候事

一 御用ニ付手代村々へ遣候節、人馬無遲滯可差出し、尤

無益之人馬駕籠一切差出し申間鋪候并泊休之村方ニ而

茂、扶持方等銭・野菜代、遣し候野菜其所ニ在之候も

のニ而可相賄候、何成とも買調馳走ケ間敷義、堅不可

仕、若此旨相背候ハ、後日相聞候と茂越度ニ可申付

候事

付差図なくして家来置りといふと茂、日雇賃金外人馬借申間敷候、且又手代并家来等自然不叶入用之もの有之相調たく有合候者ハ所直段ヲ以代物取之、売渡可申候、直段下直ニ仕候儀、或ハ所々無之物を取寄売渡申儀堅仕間敷之、若相背候ハ、越度ニ可申付候事

一 鉄炮打候儀并所持候義、前々御法度ニ被仰付候上者、縦改相立候鉄炮たりとも猥ニうち申間敷候、貸借一切不可仕、靄・白鳥打候儀ハ勿論、殺生かたく仕間敷候、右之趣於相背ハ、穿鑿之上庄屋・与頭・年寄迄可為曲事候事

付畜類作毛あらし候ニ而、鉄炮ニおどし申度候ハ、其節役所へ訴出、差図を可請候事

一 隠田之儀ハ不及申、小物成・浮役・臨時物・運上物或ハ雜穀等都而納米候もの、少茂隠置申間鋪候、若隠置以來相知れ候ハ、吟味之上可為曲事候事

一 従前々御停止之通、田畑・屋敷・山林永代売買并來納堅仕間敷候、若田畑質入候ハ、不叶子細有之ハ、年

季相定質地証文ニ地主并名主・組頭・年寄・五人組之連判取之、可相極候、置主名主ニ而候ハ、相名主札亦者と頭・年寄之加判可仕候、尤年季之儀ハ拾年ノ内ニ可仕候、且又質取候もの作取ニいたし質置候者方御年貢役等相動候儀、堅御法度ニ候間、如此之質地とりかわし申間鋪候事

付御朱印之田畑質ニ取申間敷候、且亦山林・芝間・郷境、常々入念違乱無之様ニ仕置可申候事

一口留・津留之番所有之候村方ハ、番人ハ不及申、郷中惣百姓申合、前々御掟之通大切ニ相守、疑敷もの相通セ間敷候事

付御役分一運上等相納候諸物改出し無之候ハ、堅相通セ申間敷候、相通し候ニおいてハ、穿鑿之上名主・組頭可為曲事候事

一 御林之儀、常々大切ニ可相守候、竹木者不及申、枝葉な里と茂一切伐採申間敷候、若盜取候もの有之候ハ、召捕注進可仕候、油断致置外露頭致候ハ、穿鑿之上庄屋・組頭迄可為曲事候事

付百姓之山林并四壁竹木ニ至迄猥ニ伐採申間敷候、

且又御林或並木風折ニ罷成候ハ、其訳書付を以注進可仕候事

一堤・川除・溜井・用水諸普請無油断心懸、村普請にて仕来候所ハ無怠致普請、大破ニ不及様可仕候、御入用ニ而仕来候普請之所之儀茂無怠繕等仕、匱末之儀無之様大切心懸可申候事

付用水・溜池之水むさと流捨申間敷候、且又用水之儀ニ付可相願筋候ハ、前方ニ訴之可請差図候、自然不相訴於内々ニ其跡ニ至而我侘を以隠復不成、理不尽成義仕候ハ、急度可申候事

一村高札之儀致大切置、勿論古く成文字見へ兼候ハ、役所江訴可請差図候事

一満水ニ而堤川除あやうく相見候節、惣百姓早速罷出、不押切様ニ随分情出し、かこひ留可申候、最寄之村方ハ茂繩・俵・杭木・鋏等為持出、名主・組頭・年寄・人足召連罷出、無油断畝留可申候事

付堤川除破損之所并用水浚等、正月中ハ百姓手透之内無油断修覆可仕候、差図可請所も有之候ハ、其訳訴之、可請差図候事

一前々御停止之趣相守、三笠付博奕・ほら引惣而如何様之輕キ儀ニ而茂賭之諸勝負堅仕間鋪候、若相背もの并三笠博奕之宿仕候者有之候ハ、五人組ハ名主・与頭へ申届、其趣早々役所へ可申達候、若隠置外ハ於露頭ハ、本人者不及申庄屋・組頭五人組之者迄、可為曲事候事

一百姓之子供多持候と茂、田畑惣領人江讓可申候、次男ハ耕作之働ヲ致させくれ、又者奉公人・商人諸職人等之弟子遣し末々自分通ニ致候様ニ可致候、高式拾石地面式町以下之百姓、高田畑分ヶ候儀御法度之儀候、但田畑大分致所持、子供配分仕度ものハ、其旨申達可仕差図候事

付百姓跡式之儀、存生之内相極、名主・与頭立会、印形書付仕置、後日出入無之様可仕候事
一簞取候もの出會、名主・与頭・年寄身代宜ものたりといふと茂、随分祝儀輕く仕、脇ハ奢かましき儀仕間敷候事

付祝儀或ハ法事等ニ付振舞出合之儀有之候共、互生同意ニ輕く可仕候事

一 衣類之儀從 公儀被 仰出之通急度相守、布木綿之類可差用候事

付花麗美食を不可仕、其身を弁へ不似合作法、家法
其外、不依何事奢かましき儀、曾而仕間敷候事

一 乗鞍并男女とも乗ものニ乗申間鋪候事

付刀指候儀ハ不及申、大脇差指申間敷事

一支配所之百姓公事訴訟有之時分、親類・縁者如何様之好身たりといふと茂不可取持、名主・組頭・五人組立会、依怙鬲負なく取扱之、不相濟義ハ、名主・与頭差

添可訴出候、勿論他領・他村と公事出入出来候ハ、

慥成証拠を以、正路ニ利害を正し、其趣役所へ訴出可

請差図候、若役所江不訴出志て他領へ罷越候ハ、穿

鑿之上庄屋・組頭迄可為曲事候事

一 百姓潰又ハ死失跡潰候ハ、其者之田畑・屋敷・山林

竹木・家財諸色夫て相改、紛失等不仕候様ニ名主・組

頭・年寄・五人組立会致、吟味帳面ニ記役所へ申達差

図請、親類又ハ縁者之もの内ニ而跡式立可申候事

一 村入用夫銭随分逐吟味、費之儀無之様ニ惣百姓心得致

常々入念、尤委細帳面ニ付置、其年切ニ勘定仕、勘定帳

ニ惣百姓致印形、毎年翌年之正月役所へ可差出候事

付普請人足扶持米被下候分、其外荏・大豆・等之

代米とも付し急度百姓方へ割渡請印形取之可申候、

何様之差引有之候共、繼合勘定仕間敷候事

一 往来之道橋ハ不及申、惣而脇道作場道不自由之所道橋

を作り、人馬無難儀通路致可申候、勿論有来道田畑切

添或井溝へ付、村々請取之往還道橋掃除場之儀、掃除

触相廻し候ハ、早々罷出掃除道拵前々之通入念可仕

候事

一 御伝馬宿場之儀被 仰出候御条目之通大切ニ相守、御

定人馬急度差置、手支無之様ニ可任候、助郷村々ハ人

馬寄候儀逐吟味可申触候、惣而猥之儀無之様ニ常々相

守可申候事

付助郷村々江人馬触申来候ハ、刻限無相違可出

之、若人馬触等難心得儀有之候ハ、無滞相勤候

上、其訳可訴出候事

一 御伝馬宿御用之儀者勿論、往来之諸向之儀ニ付不埒之

義無之様ニ常々可相守候、疑敷もの所ニ不罷在候様ニ

急度可申付候事

一 御伝馬宿并村々共夫伝馬御役疎略之儀不可仕、勿論御用之衆御通之節ハ、昼夜風雨いとわす人馬無滞差出可申候、御朱印外ハ御定之賃錢を考道法ニ応し取之可申候、自然囚人通候ハ、致大切、其節之役人改次第人馬出シ可申候、其上ニ而役所へ訴可申候、其外往来之旅人たりといふ共、無遅々人馬出し継送り可申候事

付諸待ニ乗打^(物カ)不仕惣而怠候成躰仕間敷候、其外如何様之輕キもの成といふ共輕志め作法成儀、我侬仕間敷候、且又謂なく志て人馬賃錢不出通候者有之候

ハ、問屋・年寄立会其躰見届押置注進可仕候事

一 往還之旅人老人ものにむさと一夜之宿借し申間敷候、

然候共子細有之訳ニ候ハ、老人ものニ不限一夜之宿貸し候共、五人組・名主・組頭・年寄相改、委細遂吟

味、其上ニ而貸可申候、子細有之逗留仕度と申候ハ、其訳五人組・名主・与頭方迄様子申届ケ留メ可申候事

付旅人何成共残置取落候品、何様之もの成共早々追かけ為持可遣候、少成共隠置申間敷候、且又衣類其外何成共疑敷もの買申間敷候事

一 旅人於当村致喧嘩候ハ、早速出合双方押置様子相尋

可申候、若手負候ハ、医者を掛致介抱置、且又病人有之候ハ、医者を掛致養生置、或者殺害人倒もの等有之候ハ、番人付置、尤其もの之雜物改置、右いつ連ニ而茂其訳早速役所へ訴可来候事

付於所不慮之あやまち有之候ハ、不依何事可訴来候并旅人酒狂仕候もの有之候ハ、其所ニ留置、醉さめ候以後様子承届、滞儀無之候ハ、相通可申候、若村中之者怪我いたし相果候ハ、其旨役所へ早々訴可申候事

一 逐電欠落もの有之候ハ、其旨書付を以早速役所へ申来帳面ニ付可申候事

付立帰リニ遠国へ罷越候もの其趣役所へ申来他所帳ニ付可申候事

一 毒薬似せ金仕候者有之候ハ、急度捕へ置早々役場へ可申来候、若油断致置、脇が露頭いた寿ニおいてハ、庄屋・組頭・五人組迄可為曲事候事

付人売買并捨子堅仕間敷候、且又村中ニ便りなき老人又ハ幼少成もの、かたわ成者有之候ハ、随分憐ミ致介抱置可申候、若所ニ而難儀之子細有之候ハ

其旨役所へ申達可請差図、且又行所無之譜代召仕之
もの理不尽ニ追出し申間敷候事

一捨馬牛之儀仕間敷候并馬之筋をのへ申間鋪候事、不依
何事御用申遣候ハ、日限・刻限無相違ニ、急度可相
勤候并村継廻文有之時ハ、日限・時附無相違急度先々
之村へ相届、何刻相渡と請取手形入念取置可申候事
一宿場・町場其外共ニ市日者勿論、常々押売・押買仕間
敷候、他所へ来候商人亦ハ市立之者ニ対し不作法之儀
不可仕、縦軽キものニ而茂かるしめ、かさつ仕間敷事
付市日等ニ而盜賊狼藉又者酒狂之もの喧嘩口論可有
之候、ハ、欠カ名主・組頭弥以入念可申候、右之類有之ハ、

一早速役所へ可申出候事

一海辺之所々者、前々被 仰出候御高札之通り、急度相
守可申候、御城米ハ不及申、私領米穀積候船或ハ商人
船たりといふとも逢難風破船可仕躰ニ候ハ、助船を
出し破船不仕様ニ情出し可申候、尤早々注進可仕候、
少したりと茂違乱仕理不尽之儀有之おいては、可為曲
事候事

付諸廻船破損致候ハ、御城米ハ勿論、私領米積候

船商人船たりといふ共其品々敵密ニ相改早々役所へ

注進差図を請、委細之書付添船頭へ相渡可申候、荷
主・船頭・水主へ対し少茂不届之儀仕候ハ、縦後
日ニ雖致露頭、穿鑿之上可為曲事候事

一御城米着岸申候ハ、随分大切ニ可仕、若遭難風破船折
米等仕候ハ、早速所之もの出合、御米取揚紛失無之
様ニ大切ニ可仕候、尤早速注進可仕候、少した里とい
ふ共匱末之儀或ハ不届之儀於有之ハ、可為曲事候事

付浦御高札若不相建浦方ハ、役所へ相訴早々御高札
写取名主所へはり置、村中之者ニ為読聞敵密ニ可相
守候事

一於浦々諸泊船之船頭と所之もの申合不法之儀有之ハ、
後日ニ相聞候とも穿鑿之上急度可為曲事之条、名主・
組頭・年寄常々所之者へ為申聞敵密ニ可相守候事

付諸廻船ハ勿論、獵船小船等ニ而茂行衛不知船磯へ
寄候ハ、其品相改番人付置役所へ注進可仕候事

一村中火之用心常々五人組切ニ致吟味、無油断入念可申
候、自然火事出来候ハ、家々手桶・はしこ等持出
し何方ニ而茂火之元へ欠付火を消可申候、勿論御年貢

入置候郷藏大切ニ防可申候、不罷出もの之ハ後日相聞へ候共急度可申付候事

付明まつより棟常々支度仕置可申候事

一村中へ夜盗入候ハ、番人者不及申、近所之ものを声而立走り付、段々声を合セ捕候様ニ可仕候、万一出合不申者有之者急度穿鑿之上申付候、勿論近郷他領ニ而茂盜賊疑敷者声立候ハ、早速出合声を合捕候様ニ常々名主・組頭・惣百姓申合油断仕間敷候、むさと打殺切殺申間敷候、若取逃候ハ、何方迄茂跡を慕、落着先見届ケ其所へ断願置可申候、尤早々役所へ訴可申候事

一村中脇之堂宮山林ニからま^(マ)里不審成もの有之候ハ、郷中出合追払暫時茂差置申間敷候、縦隣郷にて茂左様之者見当り候ハ、見逃不申其所江志らせ可申候事

一村中江行衛不知浪人・坊主・山伏・行人・虚無僧・比丘尼・乞食等ニ至迄居住為致候事堅無用に可仕候、勿論一夜之宿茂貸申間敷候事

付軽キものニ而茂預ケ物一切不可仕、買取儀堅不可仕候事

一村中江かけ込もの有之候節、追手之者跡を志たひ来候

而、其届有之者、村中之者不残早々馳集随分取逃し不申様ニ可仕候、理不尽ニ打殺不申其所留置、其品々承届早々役所江可訴出候事

一村中ニ不審成雑物捨置候ハ、名主・組頭立会、怪敷義茂有之哉、入念相改番人付置早速注進可申来候、若尋来候者有之、請取度と申候共、此方無差図して内証ニ而相渡申間敷候事

一村中ニおいて勸進能・相撲・あやつり・かぶき其外諸見物之類堅可為無用事

付遊女かけまの類堅差置申間敷候事

一惣而大酒不可仕、若酒ニ醉悪事出来候ハ、品ニ与り五人組まで可為越度候事

一神事祭礼縦古来有之分茂随分軽く仕、少たりとも美麗ケ間敷儀可為無用候、不時之会或ハ月待・日待ニ事寄大勢集り、農隙を費し申間敷候、勿論新規并臨時之祭礼堅仕間敷候事

一新規之寺社建立者不及申、小きほこら庵室ニ新規之造立御停止ニ候条堅仕間敷候、有来之寺社修覆等茂随分軽く可仕候事

付仏事追善ニ仕候とも随分軽くいたし少茂奢ケ間敷

儀仕間鋪候事

一 寺社代り目時分ハ、名主・与頭ヲ書付を以其上訴出可申候事

一 他所ヲ支配所へ引越候者有之候ハ、不依男女名主・与頭・年寄・五人組ヲ証文を取、役所へ訴来可仕差図候事

一 所ヲ他領ニ罷在拾ヶ年以來不通、又ハ折々書通仕候もの立帰り度と申候ハ、名主・組頭・五人組へ相断、其上ニ而役所へ申達可仕差図候事

一 親類縁者江一夜泊りに罷越候とも、其旨名主・組頭・年寄へ可申合、其外之もの者名主・組頭・年寄・五人組相断罷越、罷帰り可申候ハ、其訳可申届候事

一 他領之者と出入有之候節、少茂かさつ成儀不仕、名主・組頭・五人組へ申届、其上役所江可申来候事

一 召仕之男女出替之時分宗門相改髓成証人を立、請状入念急度可召抱候事

一 独身之百姓夫役等ニ參候敷、亦長煩仕候而耕作不罷成候ハ、名主・組頭致吟味、五人組并村中ニ而助合、田

畑仕付作毛荒不申候様ニいたし、面々之作同意ニ入念收納可仕候事

一 他所ヲ牛馬調候とも髓成証人を立調可申候、尤名主・五人組・組頭江可相断候事

一 従古来取来候質屋、質物取候節、不見届もの持參候ハ、質ニ取申間敷候、常々質物取候儀髓成請人を立取置可申候事

一 付疑敷質物密ニ取申候ハ、五人組之内ヲ名主方へ早々為申聞、早速役所へ可申達候、名主・組頭・年寄共相心得可罷在候事

一 町場在々共跡々ノ帳面ニ記、造来候酒屋之外、自今以後新規之酒屋一切仕間敷候事

一 印判大切ニ致へし、名主・組頭・年寄ハ役所江印鑑可差出置、百姓水吞者印鑑名主方江取置可申候、若印鑑鹿末ニ仕印形等之出入有之候ハ、詮儀之上可為曲事候事

一 付印形失候敷亦者替り候節ハ、早速印鑑名主・組頭ハ役所江差出シ、百姓水吞者名主方へ取置、其段名主共役所へ可申達候、且又百姓之印形庄屋ニ預ケ

一 申間敷候事

一 浦方山方稼之事ハ格別其外在々有来もの之外、新規之諸商売もの御停止ニ候、且又酒菓子之類其外無益物、多作増候義堅仕間敷候事

付故なく志て売もの等俄ニ高直ニ仕間敷候、此旨常々吟味可仕候、若不埒之致方有之候ハ、穿鑿之上急度可申付候事

〔武家〕

一 百姓之子供を始め諸親類之内輕キ奉公ニ出し、其後在所へ引越候而も其佩刀差候儀御停止ニ候事

一 村々名主・与頭・年寄・小百姓ニ対し聊以非分成義不仕、随分正路ニ可仕候、若非分成儀在之候ハ、其訳百姓方急度可申訴并小百姓共我佩仕間敷候

右御ケ條之通、逐一奉拝見、毎年正月・五月・九月、尅ケ年三度宛於名主所ニ、惣百姓江尅ケ条毎ニ入念為読聞、急度相守可申候、若相背候ハ、何分之曲事ニ茂可被仰付、為其名主・組頭・惣百姓御請連判差上申所、仍如件

〔鳴沢・渡辺治徳家様〕

10 〔博奕・無宿・悪党取締法度の御請書〕

享和元年・（一八〇一）

〔解説〕 無宿・悪党・博奕取り締まりの法度（法令）は、江

戸時代にはしばしば出された。村では寛政六年（一七九四）、同八年、十一年にこの法度のお請書を提出しているが、以来取り締まりがなおざりになっているので、村役人宅へ小前百姓・水呑まで呼び寄せ、法度の趣旨を申し聞かせ、その徹底を図るため惣百姓から請証文を取り、谷村役所へ差し出したもので、幕末期の地方農村の治安の乱れを端的に示した資料である。

〔表紙〕

一 享和元年六月 御法渡御請小前帳 都留郡成沢村

一 博奕賭之諸勝負之儀前々御制禁、殊ニ近来敷敷被仰出候ニ付、其度々申渡候所、今以不相止、心得違之もの有之趣、程相聞不埒至極ニ候、猶又小前百姓水呑ニ至迄敷敷申渡、小前之内式三人つゝ組合相立、昼夜順番ニ村中相廻り、裏屋小路・離家・堂・宮等者別而心を用ひ相廻り、其上村役人之内代ルノ見廻博奕賭之諸勝負者勿論、人寄騒敷義無之様、猶又風俗不宜躰之もの見懸候ハ、差押置、早速注進可仕候、尤陣屋も不時ニ見廻り之もの可差出候、且右躰之宿致候もの共、其他無宿・風来者等入込、其内ニ者盗賊様之ものも有之候而ハ、不取締之至ニ候間、組合限相互ニ調合村役人も心を用相札、若右躰之宿いたし候もの有之ハ差押置可申出候、万ニ親

類好身又者意趣遺恨等を恐連、表向注進難相成心得候もの有之候ハ、昼夜ニ不限内密ニ而可申出候、左候得者、内々申出候もの、名前不尋召捕ニ差遣し可相捕候、且又無宿躰之もの者勿論、商人・物賈・乞食躰ニ而も怪敷風俗之もの見懸候ハ、差押置可致注進候、出所不慥成ものハ勿論旅人其外ニ而も宿借之外、在方ニ而ハ一宿た里とも決而為致間敷候、親類縁者好身之もの等慥成ものニ而、一宿為致候ハ、其段村役人組合江も相届、一同承知之上宿いたし、尚又翌日致出立候ハ、其段も相届候様、小前水吞等ニ至迄不残様可申渡候、右之通申渡候上者、万一見通し置、又者心付方等閑ニおみてハ急渡可申付候条、可得其意、尤右申渡候趣相認、役人并重立候ものハ勿論、小前百姓・水吞等ニ至迄入口ニ張置セ忘却不致様可取斗候、且又村々之内ニ者国所不慥成無宿・風来もの躰之もの或者同国之内居村致、欠落候もの等、宗門帳ニも不差加住居為致、又者奉公人・日雇等ニ差置候村方も有之趣相聞不埒至極ニ候、畢竟右躰之もの差置候故、博奕賭之諸勝負等いたし又者盜賊等も入込候様相成、村方難義之基ニ相成候間、以来国所不慥成ものハ勿

論、内国之ものニ而も慥成引受無之もの住居者勿論、奉公人・日雇等ニも差置申間敷、若又国所相知実躰ニ而農業出精致候ものと見極住居為致度心得候ハ、其もの在所之村役人、且那寺送状取之、役所江相願差函之上可差住、奉公人・日雇等ニ而も其もの出所之村役人請証文取之、慥成ものニ候ハ、奉公人、日雇等ニ可差置候、且又国所不慥成もの・無宿・風来躰之もの、或者国所相知候とも酒を飲家業疎ニいたし、商人躰之ものたりとも、其村江入込致徘徊候得者、自然と村内百姓共悪敷風俗越見習ひ、農業不精困窮之基ニ相成候間、組合之もの相互ニ調合右躰之者ハ一宿たりとも為致間敷候
 前書之趣去ル寅年・辰年・未年被仰渡、御請書差上置候所忘却いたし取締方不行届村方も有之趣程相聞不埒ニ付、此度村役人不残百姓代一同被召出、前書之趣ハ勿論、取締方等いさる被仰渡、惣百姓之内両三人つゝ昼夜相廻り諸事去ル寅年被仰渡之趣を以取斗可申旨、尤前書被仰渡之趣、小前百姓・水吞等ニ至迄不残様、村役人宅江呼寄、いさる申間一同請証文取之、差出可申旨被仰渡、承知仕奉畏候、依之連印御請証文差上申所如件

享和元酉年六月

前書被仰渡之趣、村役人共々為申聞、一同得与承知仕奉畏候、然上者、右之仰渡之趣急度相守、相互ニ調合、以来不取締之儀無之様可仕候、万一右之趣忘却仕不相用段被及御聞候ハ、一同何様之御儀ニも可被仰付候、且又昼見廻り順番之儀ハ、別紙名前帳面奉差上候通り少も相違無御座候、然上者不時ニ御見廻り之節、前之もの共見廻り方等不埒之儀有之候ハ、是又何様之御義ニ被仰付候とも、少茂違背仕間敷候、仍連印御請書差上申候、以上

酉六月

甲州都留郡成沢村

惣百姓

- 治郎左衛門
- 佐兵治
- 弥八
- 吉兵衛
- 万蔵
- 清右衛門
- 伝蔵
- 長四郎

享和元年

酉六月

一前書被仰渡候趣、銘々小前百姓、水吞等ニ至迄、不残様為申聞、惣連印取之、帳面差上申候 已上

長左衛門
惣介

百姓代

市右衛門

組頭
吉之丞

同
与平太

同
元右衛門

同
治郎左衛門

名主
多右衛門

同
伝五右衛門

川崎平右衛門様

御役所

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

11 〔甲斐国領主と谷村代官控〕 天保二年（一八三一）

〔解説〕 天保二年（一八三一）、郡内新倉村（富士吉田市）の奥秋左藤次が、甲斐国の歴代領主・郡内領主・代官などの支配の変せんを書き留めたもので、特に代官付には、代官所の元メ・手代・手付・公事方役人まで記され、各代官の任期、支配時の主要出来事などが詳細に記されている。奥書きには「天保二年六月再写」とあるので、以後のものは、別人が書き継いだものであろう。

表紙

一 武田系図并領主・谷村代々御代官 持主 奥穂左藤

次

武田家系図并領主 御料 御代官

人皇五十六代

清和天皇 文徳天皇第二ノ皇子 諱惟仁又号水尾帝 貞純親王 第六皇子 桃園親王 經基
始給源 摂津守征夷將軍 頼信 河内守領 頼義 伊予守領 守府
氏姓ヲ 津国多田居城 守府將軍 頼義 將軍長男八幡
太郎義家弟 義光 人皇七十代後冷泉院御宇康平年中頃哉奥州武衡・家
陸奥守舎弟 義衡 亡歟感余法性院兜無楯之鎧ニ甲斐国ヲ給此鎧ニ
割愛之紋有依而武田 義清 清光 信義 信光 信政 信
菱ト云夫ヨリ累代 明 時カ 時繩 信宗 信武 信成 信春 信満 信重 信
守 森 信昌 信繩 信虎 晴信 号大膳大夫後 法性院殿機山信玄ト 勝頼

武田家

御郡代 馬場美濃守虎種 （地）

御旗下 小山田佐兵衛尉 岩殿七代 目相続也

御旗下 小林尾張守家親

右両人都留郡領ス

天正十午年三月十七日 （武田滅亡三月十一日） 小山田逆臣にて行年三拾

七歳、勝頼公甲天目山麓於景德院生害、此時武田家滅亡

ト成、従夫織田信長之幕下河尻与兵衛私領ト成 天正十一 十七迄

一 武田家郡代 馬場美濃守虎種

一 岩殿城主 小山田佐兵衛尉信茂 勝頼公へ歸リ忠ニ 而此節武田家滅亡

一 武田家舟津住居 小林尾張守家親 武田家没落之後下吉田村へ引移 後雁丸七郎右衛門家相続也

一 織田家 奥脇善兵衛 此節谷村へ引 移代々相続也

一 北条家豆州山中之城主 北条左衛門大夫氏勝 甲州郡内領可成小田原領ニ謂 無之然共書載し候書物あり

一 徳川家 鳥居彦右衛門元忠 天正十年七月廿五日ヲ九年目上総国江所替此 子孫下野国王生城主今鳥居伊賀守御分地主佐

一 守尤子 勝頼 守明し

徳川家

一 三輪五右衛門 天正十八年文禄元年甲斐廿四万石領ス上総へ取替

一 加藤作内藤原光泰 此子孫伊予之國大湊之城主今加藤遠江守也役人森村源内西田幸之進

一 浅野左衛門督氏重 文禄元年辰年慶長五年石大主也

一 鳥居士佐守源成次 慶長五子寛永八年申八月御領地土佐守

一 鳥居淡路守源成行 土佐守御息

一 大脇清右衛門 寛永八年申十月四日迄

一 作間権兵衛

一 御城番

一 一本堂伊勢守 寛永九年申同十四西三月七日迄

一 設楽甚三郎

一 秋元但馬守藤原泰朝 同十癸酉三月七日の上野郡高郡ヨリ引移ル

一 同苗越中守藤原富朝

一 同苗但馬守藤原高知

是ハ御養子戸田山城守嫡男撰津守也、祖父但馬守の当代迄

七十三年御所領、宝永二酉年武州川越江所替、又羽州山形

へ引移、御私領之内御年貢取増、諸連上、臨時物、浮役等

一切取増甚百姓難儀、筆紙ニ難尽候

一 同苗但馬守藤原喬房 是ハ谷村ニ治世なし

御領御代官

一 浅野与右衛門 (清)カ

一 清野惣右衛門 (町)カ 宝永二酉年三月廿二日同七月迄

御預リ

一 松平甲斐守 宝永二酉七月正徳元卯六月同三九月迄

御手代

今村甚内・山下五右衛門・新発田

丈左衛門・坂本友右衛門・大谷宅

右衛門・古山元右衛門

御代官

一 平岡次郎右衛門 横田清右衛門

同 御手代松村為右衛門

一 平岡彦兵衛 関沢徳左衛門

同

一長谷川六兵衛

正徳三巳九月ノ同六申五月廿三日迄

一野田次郎右衛門

一会田伊右衛門 正徳六申五月ノ同年七月廿二日迄

一堀内六郎兵衛 享保二亥年四月迄

一馬場源之助

同二四月ノ同六月迄

一朝倉半九郎

一朝倉半九郎

一会田仁右衛門

享保二亥年六月廿二日ノ同八月迄

一原新六郎

同二八月ノ

一馬場源五右衛門

一川原清兵衛

下郷

享保六丑八月四日ノ
同十一午六月十二日迄

一江川太郎左衛門

上郷

一川原清兵衛

右享保四丑八月四日ノ同十一申六月十二日迄上郷下郷共二

御支配、此節百姓大小共敵數御糺御法度被仰付候

一小宮山本之進

野口村右衛門
御手代木村程右衛門
新井銀右衛門

一山田次右衛門

同十二酉十一月ノ

御手代石倉本藏

一齊藤喜六郎

御手代岡田団助

御支配之内御病氣ニ付遠藤又三

郎様与申御代官御越、又寛保年

中戌年喜六郎様関東筋水所御用

ニ付石和御代官増田太兵衛様考ケ年御預リ

一小川新右衛門

御預リ甲府飯田
住居

御手代

川野衛門

池田寮右衛門

籠宮左内

高木繁右衛門

大田四郎七

古川幸七

鈴木権藏

山田清兵衛

田中与一右衛門

松岡半助

柴田太右衛門

安井平次兵衛

同源兵衛

中川仙藏

市川和田七

一山本平八郎

宝曆二巳年ノ宝曆
八寅九月迄、後奥
州会津へ所替

江戸馬喰町四丁目馬場

伊奈半左衛門

宝曆八寅九月十
五日ノ同知五月
九日迄

本所羽年町・豆州葎山居住

一江川太郎左衛門

宝曆九卯五月ノ同十二月末
九月廿五日迄

市谷月慶寺前

一会田伊右衛門 宝曆十三末九月の

下谷山崎丁

一藤本甚助 石和住居

江戸下谷

一大岡重三郎 明和元西十一月の 同四亥年迄

下谷徒土町

一岩松直右衛門 明和五寅十二月の 安永三年九月迄

築土明神前

一真野宗重郎 安永三年九月八日より

清水九郎右衛門

天野 弥藤太

釘谷 順八

谷田貝 左伝次

直原 和作

友沢 祐八

小川 新藏

中村 継右衛門

川村 陽兵衛

杉原 雄右衛門

忍田 勝右衛門

根本 小源次

吉村 藤八

釘谷 順八

谷田貝 佐伝次

江場 舟治

松田 舟藏

三宅 清右衛門

中井 吉郎兵衛

牛込富士馬場

一久保平三郎 御支配之内幼年大凶年也

猪鼻 重右衛門

小宮山 庄助

江場 舟治

吉野 良藏

原田 兵藏

桑山 順右衛門

浅田 又兵衛

元ノ 平野 利兵衛

公事方 木原 宗藏

太田 弥平治

池上 喜惣次

甲元ノ 井部 條助

一 中井清大夫

天明四辰の同六年七月迄、年

内皆濟殿重被仰渡之通、年内

皆濟村方へ御褒美被下置候

甲長禪寺前

一 平岡彦兵衛

片岡 貞藏

右午年大凶作、未申酉同三月改元

寛政^(豊カ)ト改、此年大宝年也

同

一守屋弥惣右衛門
寛政二戌二月十二日迄

豆州にら山

一江川太郎左衛門

御支配之内三月斗小笠原仁右衛門

野田文藏御両所御預リ、又江川様

御支配

一川崎平右衛門

筋辺御門之内柳木町

寛政六寅三月

山本儀八	渡辺市藏	足田和中次	永井直左衛門	三枝安藏	森田栄五郎	山本郷八	桑名善藏	大嶋利右衛門	肩崎庄作	高木専助	荒木又兵衛	大須賀兵衛	高橋左市	嶋野忠四郎	高橋藤九郎	向嶋幸兵衛	広田清吉	名和新助
------	------	-------	--------	------	-------	------	------	--------	------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	------

同十年元ノ高木、荒

木兩人御箱訴被致、御

手代御奉所へ御呼出相

成、其上郡中一統御糺、

再応御糺明之上両手代

御料手代構御裁許、未

十一月被仰渡候、此節

石和ノ御手代三十日替
リ谷村御勤メ万事嚴重ニ候

本所弁天小路

一蓑笠之助 石和住居

同寅六月廿日郡中一統石和へ御呼出被

仰候者、御年貢之外一切石和御取計之

由被仰渡候ニ付、一統御詫仕候処、御

聞濟無之、一統江戸表江御慈悲願候得

者、百姓之為ニも可相成義与、五ヶ年

御試故御聞濟難被遊、右五ヶ年相過候

而、難儀有之候ハ、其節願可出旨、

御利解御座候而、出入之外谷村ニ而御

取計被仰渡候、五ヶ年過候而右之通漸

太田久五郎	戸栗庄作	内海良藏	堀伴藏	堀貞兵衛	江戸引請 鴨下万助	同 森澄郡次郎	森戸重郎	梨本津平	森藤太夫	飯原保平	小川定兵衛	森喜三郎	垣沼忠四良	大嶋金八	福富領大夫
-------	------	------	-----	------	--------------	------------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	-------

相成申候、尤蕘様御病氣ニ付、野田松
三郎様御預リ、文化五辰七月ノ石和御
役所へ御名代御出張被遊候、此年秋凶
作ニ付野田様御検見被遊候

一矢橋松次郎 文化六巳 五月ノ

岡田 藤兵衛
山田 市郎
木村 忠蔵
植仁 太夫
高野 亦八
瀬戸 順四郎
福田 領太夫
植定 蔵
森川 左右吉
菊田 泰蔵
林鉄五郎
浅井 庄助
市川 権之助
市川 芳賀 右門

一鈴木伝市郎 当分御預り

文化十五寅七月文政ト改元

江戸大久保余町ノ駿河台へ
屋敷替

一山本大膳

同七月ノ文政六十
一月廿八日迄

石和小原 彦九郎

武井 左右平

谷村福田 勝八

菊田 衛三

浅井 庄助

石和元ノ重郎

森戸 重郎

飯原 保平

谷村元ノ俊兵衛

酒藤 俊兵衛

川野 啓助

三沢 直平

江戸元ノ周助

河野 周助

赤木 甚三郎

中根 庄助

菊田 泰三

渡辺 藤重郎

須藤 安次郎

江戸元ノ手付
高橋 太吉

一吉川栄之助

文政六未十一月廿八日
夕同十一子七月廿八日
迄

相沢 良右衛門

江戸備付板橋御屋敷

和田 和惣次

一大貫次右衛門

堀 金 平

文政十 子 七月廿八日夕

八戸 平九郎

天保二卯七月廿五日迄

佐々木 連 吉

文政十二丑年ヨリ絹袖

齊 藤 真 平

御運上之儀ニ付、御奉

黒羽 駒 蔵

行所江郡中七拾七ヶ村

藤山 文 吉

御呼出相成、御下知有

石和元ノ手付

之候へ共、今に難決、

佐々木和右衛門

柴田善之丞様御代官江

岩 佐 幸兵衛

御引渡シ相成候、其後

三 上 政 蔵

柴田様御支配、

薄 井 庄五郎

谷村御役所ニ而公事方

旧井 寿 作

植氏右衛門様御仕方ニ

谷村元ノ手付

而、五ヶ年之間村請ニ

平塚 金兵衛

相成、夫々村々役人ニ

望 月 軍 蔵

而世話致候

福 岡 惣 八

此時、絹袖運上之儀ニ

内 藤 徳 蔵

付、中郷ヨリ谷村郡中

江戸詰
元ノ手付
小嶋 伝右衛門

元ノ手代
伊藤 仲右衛門

山口 清 助

長 谷 大 助

飯 沼 直 助

小 嶋 松次郎

前 田 吉太郎

(後谷村詰メ、
谷村ニ而死去)

石和詰・加判手代
大 熊 八 郎

(後江戸詰メ)
元ノ手代
大 越 小右衛門

(後谷村)
元ノ手代

和 田 吉九郎

(後谷村公
事方)

用 瀬 八郎太

登見山 久米吉

大 越 幸太郎

(後谷村詰)

代ヲ目掛六ツケ數相成
後郡中御奉行所江七拾
七ヶ村役人惣代、小前
惣代菅ヶ村式人宛御呼
出ニ相成、村々難儀仕
候
文政十三寅十二月廿五
日、天保卜改元、同二
年卯七月廿五日迄、後
羽州山形江所替

飯沼 久米蔵
江沢 内蔵三
谷村元メ
桑山時右衛門
(後石和元メ)
文政十一寅歲御
死去メ付、後御子
息後手代
綱沢勇助
(谷村ニ而死去)
手付
宮本如浦
(後石和公事方)
伊藤大八
(後石和詰)
後部藤蔵
(後江戸詰)
石和詰
手代メ・加判
山下左内
元メ・手付
長岡与三郎
手代
竹山新平
同
黒瀬金助

一柴田善之丞

天保二卯七月廿八日
同六未五月廿八日迄
後甲府長禪寺前江御
場所替、其後又美濃
御郡代

手付
栗原定次郎
手代
後部庫次
同
齊藤晋次郎
同
井上年太郎
同
森田春吉
同
長岡弥作
谷村詰元メ・手付
中村庄助
公事方手代
植氏右衛門
手代
森川広右衛門
手代
中村定吉
手代
平馬新作
石和詰メ
元メ・手付
三嶋寛大夫

一井上十左衛門

天保六未五月廿八日ヨ
 リ同七申七月廿八日迄
 其後甲府長禪寺前江御
 場所替、夫々同年九月
 比騒立始リ、就夫頭取
 始メ夫々御召捕なり、
 同九五月七日御裁許相
 濟、御代官様小普請入
 被仰付候、
 右騒立一件ニ付大塚様
 岡部様御出世之事情
 右申年騒立ニ付、戌五
 月御裁許ニ而御代官様
 小普請入被仰、後御預
 リ所ニ相成候

甲州石和

公事方
関 桂 六

手代
三 枝 勘五郎

大 同
越 備 助

栗 同
原 太次郎

三 同
嶋 碯 藏

滝 同
贊 平

佐 同
藤 藤与吉

木 同
村 薰 平

谷村詰元メ・公
事方兼・手付
大塚 衛右衛門

手代
喜多村 運 平

秋 同
山 小 八

岡 同
部 弾次郎

增 井 三八郎

松 岡 碯 助

瀬 戸 順市郎

保 良 金 助

大 滝 直九郎

中 山 〔 〕

谷村詰元メ手付
山 下 左 内

手付
内 田 良 平

手代
浅 井 豊 助

手代
河 野 駿 助

手代
三 枝 礼 助

同
石 井 勝三郎

元同心
山 下 熊太郎

一西村貞太郎

天保七申七月廿七日ヨ

リ同九戌五月七月迄、

尤七月廿八日迄者右御

手代衆ニ而相勤メ同廿

八日御引渡シ、夫々御

両所御手代衆谷村詰メ

又此年三四月比々雨天ニ而婦リ続キ大凶作となり、

穀相場高直なり、右ニ付騒立も有之程之所在、一統

難渋いたし候

豆州葦山住居、当分御預リ所

一 江川太郎左衛門

谷村詰江川太郎左衛門手代

根本又市
同 苗定助

甲州市川住居

一 小林藤之助

同小林藤之助手代

小 轉 祭 作

天保九戌七月廿八日ヨリ、同九月廿八日迄、当分御預リ

谷村元メ代
根 元 又 市

豆州葦山住居当分御預リ所

公事方
長 沢 与 四 郎

同断
根 本 定 助

一 江川太郎左衛門

天保九戌九月廿八日ヨリ

御支配ニ成、此年違作ニ

付、田方(惣)カ彼 免ニ而殿様御

検見御廻村有之、至而御改

革被仰出、御蔽重ニ而入用不掛、村々

相助候、去御検見者江川太郎左衛門様

小林藤之助様両立会、尚又其後者江川

様御支配ニ候

(亥十月引私)

関 仁 太 夫

(亥八月十五日
江戸詰ニ成)

市 川 (ハ) ヲ

(山) 欠カ
同 葦 詰ニ成

大 山 三 治

大 山 孝 吉

(亥八月十二日
メ谷村詰)

八 田 兵 助

葦山元メ
柴 厄 助

同断公事方兼

松 岡 正 平

谷村元メ
手付

大 塚 大 作

公事方手付

河 野 駿 助

手代

稻 川 辛 助

手代
田 中 香 太 郎

石和住居当分御預り所
一 佐々木道太郎

天保十三^寅十一月十五

日ヨリ当分御預り所

此節御改革被仰出、殿

敷被仰渡候

猶又地方御調是亦殿敷

被仰渡候得共、夫々御

調中御触返し有之、前

々通りニ相成候

天保十四^卯正月新開場

御高入下吉田、小明見

新倉三ヶ村ニ而御預

仕御聞濟ニ相成、同三

月谷村御引請衆中御越

被成、御改有之候、其

後御代官様御下見御座

候、其上御住イニ相成

天保十四^卯正月十九日

去手付成(後)
浦上 善八郎
(改名)

手代 稻川 春 吉

石和元^{手代}
大越 小左衛門
公事方

江戸詰

元^{手代}
辺見小野右衛門

宮部 泪 八

青木 七 郎

小林 森 助

広瀬 房之助

山口 重三郎

石和詰

元^{手代}
平塚 平八郎

手付・公事方
渡辺 源 蔵

手代 吉江 清市郎

始テ願書差上ケ新規御

高入御願仕、四月三日

下吉田大学宅ニ御旅宿、

場所下見御出役大越孝

一郎様、木村森助様御

請有之、同月廿三日御

代官様、木下進五郎様御

付御見分有之、

天保十五辰年三月御住ヒニ相成趣、同月廿四日大越

孝一郎様、木村森助様、右御両所御檢地御調有之、

廿四日雨天御休、廿六日、廿七日、廿八日昼迄下吉

田御改、廿八日昼迄当村江御越被成、廿九日相納、

廿八日、廿九日二夜御泊り、四月朔日小明見村御檢

地相納、二日矢奈尻御見分、上暮地志村佐兵衛宅御

泊り、同夜九ツ時下谷村出火 中御帰陣

書役
小林 富 助

谷村詰

元^{手代}
大越 孝一郎 公事方・手付
木下 進五郎

石和住居当分御預リ所
手代 木村 森助 今井 恵七郎

一 森田岡太郎
江戸詰 元メ

江戸詰

元メ 田中 熊三郎

一 清水孫次郎様
石和詰

安政二卯春三月の広田 清吉 木下 盛平

公事方 西川 有之助 岡本 安芸之助

〔于時天保式稔辛卯六月再写〕

甲州郡内領新倉村

奥種左藤次

所持

(富士吉田市・駿河屋・藤井与三郎家蔵)

12 〔寺送り手形〕 天保十年(一八三九)

〔解説〕 天保飢饉をまともに受けた百姓彦四郎一家は、巨摩郡内船村(南部町) 只兵衛を頼って村を出ることになった。この史料はその移動証明ともいふべきものであり、寺請状ともいふ。寺請状は彦四郎一家が通玄寺の檀家であったことを証明する公文書で移住先の寺へ渡された。寺送り証文ともいふ。

寺送り一札之事

一 都留郡成沢村百姓彦四良家内四人之者共、拙寺且那ニ紛無御座候、困窮ニ付其御地ニ而渡世身業仕度願申候間、依而寺送り指出し申候、若此者共其御地ニ而相果候ハ、任其所之御作法、御所置可被下候、為念寺送り一札、仍如件

天保十巳 亥年

二月

都留郡成沢村

通玄寺 ㊦

甲州巨摩郡

内船村

只兵衛殿

(鳴沢・通玄寺蔵)

13 「天保騒動で代官更迭」 天保十二年（一八四一）

札差出申所如件

甲州都留郡

下谷村名主

吉兵衛

〔解説〕 天保七年（一八三六）、谷村代官井上重左衛門の甲府長禪寺前（甲府代官所）への所替えによる代官交代から、同一年、篠本彦次郎代官赴任までの五カ年間の谷村代官所から、各村々への通達事項（廻文）が書留形式で記録されている。特に天保期の凶作の様子や、天保騒動の発端、そのてん末、代官西村貞太郎の逼塞処分、騒動主謀者らの処刑の状況など、天保期の郡内の動向を知る史料として貴重である。

飯嶋俊平様

御門番中屋喜郎

湯吞所 嘉助

井上様甲府長禪寺前
（稱）

御役所江御引越被遊候

天保七年申七月廿八日、郷引渡

〔表紙〕 「天保十二年丑改 都留郡下吉田村 御代官様交代記 名主安左衛門扣」

差出申相連印之事

御代官井上十左衛門様御儀、今般御場所替被仰付、右ニ

付谷村御陣屋御引受大塚衝右衛門様御越被遊候々以来、

万端御取扱厳重御仁恵ニ而御用向御取締ハ勿論、公事出

入等ニ至迄、早速濟方ニ相成、郡中一同拳而歎、御同人様

是非共拾ヶ年も御居ニ相成候様仕度、左も無之候てハ尚

又人氣振合ニ相交辛々嘆敷奉存候ニ付、跡御代官様江御

引居ニ相成候様御願仕度、依而郡中一同連印を以、頼一

当御支配

御代官、西村貞太郎様

天保七申七月廿八日、郷引請

手代山下 作内様

又 杉浦松三郎様

浅井 藤助様

河野 駿助様

内田 良平様

申 決

当申年夏中より雨天続不順気ニ而、米穀諸作不熟故、村々
 人氣不穩、既ニ上谷村ニおゐて八月十七日夜大勢集り、
 百姓庄助外五人之宅打毀し候ニ付、取締として出役差出
 候処一同逃去、右携候もの夫々召捕入牢等申付置畢竟、
 山梨郡外式郡之内米穀困置候ものも有之様相心得、当郡
 村々のもの党を結び愚昧之もの江申進メ、海道筋を露
 瀬・駒形^(側)江押出穀物商ひ候もの共打毀し可申与之取沙
 汰守相聞江以之外不届之事情条、精々村役人共小前者
 共江厚申聞、右躰不届之始末無之様ニ取締致し、小前不
 残前書印請書取之、早々可申差出候、此廻状下ニ令請印
 刻付を以、早々順達留村より可相返もの也

谷村御役所

西村貞太郎様

御廻状

其村之当秋田方為検見、来月初旬より令廻村候条除略申候

御廻状御座候御事

当申年之儀、四月中より雨天相続不時冷氣時々大風雨出水
 等にて、別而自分支配所甲斐国者、山間村々郡内領者尚
 又富士山麓一入違作之趣を以検見入等相願、九月六七日
 比迄ニ刈入不申候而考、麦作時付差支之趣故、自分儀亡
 父忌明去ル十九日出勤被成、取敢昨廿四日相越事候御預
 ケ被置候、郡中村々之儀違作之段不便の至、自分及力丈
 ケ当節を救、一統難波之次第申上、御救も可存之儀、又
 者身元相応之もの共考、銘々救も可差出無左候ハ、自
 分より厚く利害之上ニも可為差出候、然此程在方第一之御
 制禁ヲ犯、村々騒立段、陣屋を注進有之不届与者乍申、遇
 味之至嘆ケ敷事候、右申渡趣承伏いたし未タ騒立候者共
 も候ハ、早々退散いたし願筋ハ神妙ニ可申立取調可違
 候、此上簡違不致、連々相鎮り自分着陣を相待可申も
 の也

府中宿御用先

申八月五日

西村 貞太郎^(西村)印

同断

右之趣只今御代官ハ被申越候、今般一旦心得違ニ騒立ニ携候もの共者不及申、小前一同申渡之趣得与相弁、且此節郡内領之儀者、先ッ人氣穩ニ相成候折柄、又々悪党共彼是申威ニ恐連、遇昧之もの共、彼是未安（博カ）無之趣相聞候条、村役人共ハ厚く申聞、此上心得違無之様可取斗候、此廻状村下令請印、不限昼夜刻付を以早々順達留村ハ可相返もの也

谷村

申八月廿六日 御役所

去巳年已来、打続不作別而当申年之義者、田畑共不熟米穀高直、村々小前及難渋候ニ事寄、下和田村武七事次左衛門、犬目村兵助等、御法度を背、大勢江申勧党を結い、去月廿日夜ハ人数を集、国中江押参り国中ハも大勢駆集、所々人数を打毀、終ニ乱妨ニおよひ重々不屈之至り候、既右騒立百姓為吟味、評定所留役被差遣候次第ニ至不軽事ニ候、然ニ郡内（領カ）順カ村々小前今以人氣不穩村内相応ニ暮候ものとも方江大勢参、夫食并金子助力等之義強シテ可談由、心得違之及相談候もの共も有之趣相聞、以

之外ニ候、先達而相触候通り支配被仰付、御預ケ被置候郡中之儀、殊に村々廻村及見処、凶作之段者無相違間、村々一統取統之義、夫々取調申上遣候者申込も無之処、今般徒党頭取之もの兩人迄郡内領ハ罷出、既谷村陣屋許をも可打毀由申触、或者引取掛御坂、千ヶ坂両峠ハ乱入可致も専風聞有之、又々小前安堵無之騒々敷候処、口々江取締出役之上村々役人共之内ニ者、格別骨折取鎮、最初ハ耆人も不差出村方も有之、一旦被ハ恐怖者存何心なく驅出候ものを途中ハ引戻候分も有之、然処頭取其外之もの共召捕、一統取鎮一同平穩ニ至、難有冥加を相弁、平日相応ニ相暮、妻子扶助下女、下男をも召仕候もの共者不及申、聊も心易相暮候もの共銘々身分分限ニ応、多少ニ不限其村限を助合候とも郡中ニおよひ候様可助合実意厚志無之候而者、御国恩之難有を不弁有之、仮令當時安穩ニ暮候共子孫江およひ申間敷事ニ候、既ニ境村名主茂助、下谷村百姓忠右衛門義、奇特之取斗いたし令称誉事ニ有之候、此節之義ニ付身元相応之もの共者、銘々身上を斗家内人数ニ応、半年程之夫食を積りて其余者村内極窮之もの共江穀物ヲ貸渡し、或者施一段身元手厚之者ハ金錢

差出、郡中ニ可及程助合施候とも、又者無利足永年賦等之義取極候共可致候、尤自己村限ニ取斗候ハ、村役人共依怙可有之与疑念等有之候而者、小前人氣不斗茂可生間、其始末役所江申立差図之上可取斗候、金子差出候分ハ役所江申立穀物買入一統饑渴之憂無之様仕法付相願候共時宜ニ可申立候

右之趣村役人共身元相応之もの共江不洩様申聞、銘々申およひ候丈情可為致候、右之通り於役所も小前末々之救手当世話いたし遣事ニ付、若此上心得違大勢申合、身元相応之もの方江罷越申談候様なる心得違之もの共も候ハ、名差ヲ以可訴出候、此旨末々之もの江能々申聞、平穩(相)ニ候統候様可取斗候

申九月十五日

谷村御役所

此度当国騒立百姓及吟味留役被差遣、当月廿日江戸出立先谷村陣屋江着、吟味之積有之候、右騒立携候もの共、壹

人別名前取調可申出、心得違ニ而一旦罷出候共、村役人共引戻候分ニ候、是又名前取調其訳相応可差出、初々相別老人茂右加候者無之分者、其旨廻状村下江下札印形いたし可相廻候

但者罷出候もの越押隠候歟、調方不行届追而吟味之旨有之候而者、村役人共御咎可有之義ニ付、能々相調名前人数相違無之様取調可申立候

右之通り相心得、廻状村下江役人令請印、刻付を以無滯継送、從留村可相返もの也
申

九月十五日 谷村

御役所

追而本文名前人数取調、来ル十八日朝迄ニ差出事

覚

此度甲州村々御料私領百姓騒立候一件、為吟味御勘定評定所留役金井伊太夫、日下部七之助彼地江被差遣、同国石和宿御代官西村貞太郎陣屋ニおゐて吟味有之候付、甲州之内ニも徒党(ヤマ)から候者、伊太夫、七之助印頭(形カ)之差紙

を以、右陣屋江呼出、吟味可有之候間、遅參致間敷候、且其次第二寄踏入召捕義も可有之候、右差紙掛リ候儀ニ付其旨相心得、奉行ノ申渡有之段、其支配領地限寺社向江も申渡、尤付属不致御朱印地寺社向江も最寄之分ハ夫々通達可有之候

申九月

別紙之通り寺社奉行牧野備前守ノ達ニ付、村々寺社修驗江不残様申達、別紙請書取之、谷村役所江可差出者也

申九月廿日

尋儀有之間、村々人別帳持之、当廿日迄ニ罷出石和宿伊太夫於宿へ可相届もの也

日下部七之助

金井伊太夫

申十日夜

上谷村	下谷村
舟津村	木立村
勝山村	大嵐村
成沢村	長浜村

大石村	川口村
浅川村	下吉田村
松山村	上吉田村

村役人卷兩人
小前惣代

右名主
兩三人ツム

組頭

乍惣以書付御届奉申上候

今般於石和宿御留役金井伊太夫様、日下部七之助様從御役所村役人惣代、小前惣代兩三人人別帳持參可罷出旨之御差紙頂戴、承知奉畏候、明十九日、名主安左衛門、組頭右近之丞、小前惣代忠次右衛門与五右衛門右名前之もの共出府仕候、此段書付を以御届ケ奉申上候、以上

申十一月十七日

下吉田村

谷村	名主	文右衛門
御役所	同断	安左衛門
同月廿日	石和宿ノ御届ケ奉申上候	石和宿ハ本陣

金井 様

安左衛門

御役所江

日下部様

右近之丞

忠次右衛門

与五右衛門

人別書上帳

甲州都留郡下吉田村

小前名前年何才

二十八才

三十九才

何左衛門

何之介

何兵衛

次ハ略ス

吉兵衛五十才

源助三十七才

案兵衛四十才

人数合七百八拾弐人

十五以上

前書之通小前奉書上候所、相違無御座候、以上

甲州都留郡

下吉田村

名主 安左衛門

同断 文右衛門

組頭 半右衛門

上

西村貞太郎御代官所

天保七申十一月廿二日

御留役 金井伊太夫様

日下部七之助様
御呼出し御座候者略申候

乍恐以書付奉申上候

西村貞太郎御支配所、甲州都留郡下吉田村外五ヶ村役人

同断 右近之介

同断 伊右衛門

同断 大三郎

右惣代

名主 安左衛門

組頭 右近之丞

小前 七十二才

惣代 忠次右衛門

同断 与五右衛門

同断 与五右衛門

同断 与五右衛門

惣代并小前惣代一同奉申上候、当八月中当郡之内村々騒立一件ニ付、今般私共被召出始末御糺ニ御座候所、此段当郡之内村々騒立国中江罷越候砌、兼而御支配御役所ノ御触有之候ニ付、小前之もの共銘々役宅江呼寄決而騒立ケ間敷儀仕間敷旨申聞請印取之置候、然ル処右騒立ニ而米穀通用差支、必至与難渋仕候ニ付、時々小前之もの共飢渴ニ可及次第ニ而、難渋之余り混雜仕候処、時節悪敷村役人共にて申説、右騒立江差加り候儀者勿論、私共村々之もの共儀者、村方ニ相慎ミ罷在、他村江罷出候儀者一切無御座候、右御尋ニ付右始末奉申上候、以上

都留郡

下吉田村役人惣代

名主

安左衛門印

同断

左近之助印

小前惣代

忠次右衛門印

同断

与五右衛門印

上吉田村役人惣代

組頭

平左衛門印

小前惣代

久兵衛印

同断

次兵衛印

新倉村役人惣代

名主

孫兵衛印

小前惣代

治兵衛印

松山村役人惣代

名主

五郎左衛門印

小前惣代

権兵衛印

忍草村役人惣代

年寄

与惣右衛門印

小前惣代

伝五右衛門印

内野村役人惣代

年寄

十次郎印

上 金井伊太夫様
日下部七之助様

小前惣代
源次右衛門印

右一件廿六日昼九時半時御呼出有之、村々帰村

仕候

去々申年騒立一件、落着被仰渡候条、小前惣代老人ツム
召連村役人差添、印形持参、来ル四日朝五ツ時、急度罷出
可相届、於不参加可為越度もの也

戊五月朔日

石和

御役所

十日市場村 夏狩村

境村 鹿留村

倉見村 下暮地村

上暮地村 小沼村

上新倉村 小明見村

大明見村 松山村

新屋村 下吉田村

上吉田村 内野村

忍草村 成沢村

長浜村 大嵐村

大石村 小立村

舟津村 川口村

浅川村 長池村

平野村 山中村 勝山村

右村々小前惣代

百姓 老人

村役人惣代

老人

右村々老人ツム

村役人添

石和宿ハ本陣

右御用、石和御役所へ御届奉申上候

戊五月四日 甲州都留郡下吉田村

役人惣代

名主安左衛門

小前

惣代 庄右衛門

御代官小林藤之助様 市川御懸り

五月五日人御改有之候

同 六日仰被渡有之候 相州無宿久保田村吉五郎

はりつけ

外貳人 遠 嶋

駒かへ問屋追放

間木村五貫文過料

過料 名主三貫文

外ニ高掛リ

すみ入たゝき放

手か子入牢

上郷村々者、志かり被置と被仰候、依之御請印形仕り候、

次ニ婦村書付指上、村々婦村仕り候

天保九年戊五月七日

去々申八月上谷村百姓共、都留郡村々百姓共騒立候一件

ニ付、当月七日御代官儀御役御免逼塞被仰付、恐入候事

ニ候条可得其意者也

戊五月十一日 谷村御役所

甲州都留郡十日市場村始メ大明見村留リ

甲州都留郡下吉田村始メ長池留リ

谷村飛脚持廻リ人平四郎

五月十三日夜来ル

甲州都留郡下和田村病死人百姓次左衛門

此もの義違作ニ而都留郡村々夫食買入方差支難渋いた

し、人氣立候を幸ニ存、八代、山梨兩郡有徳之もの共方

江多人数押参り手強く申談、夫食米借受村々をも相助ケ、

其身も利徳可貧与、犬目宿兵助外老人申合、郡中村々之

もの可出逢、若同意不致村方者、家作相毀可焼払由申

し、又者所々江張札いたし、白野宿武七外老人江も巧之次

第申談村限通為致、竹・螺吹立(法懸カ)或者可罷出旨高声ニ触歩

行、白野宿江多人数寄集リ、同宿長左衛門外老人ニ飯焚

出為致、其身者森之字記候幡を立、其外村々思々之幡を

立たせ、中初狩宿伝兵衛外五人者、村々取用ひ宜敷もの

エ付重立相働候様申合、右伝兵衛外老人ニ案内為致、穀

物商ひいたし候もの共方江立越、米借受之義強而申聞帳

面江承知印形為致押步行、右追々人氣柔和之掛合致し候が人家毀可申段、真木村栄吉罵寄集候もの共、右ニ同意いたし駒飼宿江乱入、市兵衛外式人宅打毀、多人數ニ相成迎も鎮り候様子無之逆、支配役所出役之もの論方をも不取用、此もの共先達羈瀨宿口留番所押通、其外身元相応之もの共飯焚出為致、右之もの共外有徳之分者悉家財毀可焼捨旨及差図、剩熊野堂村奥右衛門方にてハ、家作打毀、米穀、質物、衣類、帳面証類焼捨、外党之もの共右所業を見真似、甲府町方迄乱入いたし、同所人家打毀家財其外質物等江火を懸ケ既ニ及出火候儀ニ相成、畢竟此者儀発言ニ而村々申動党を結候が、國中及騒動候始末、不恐、公儀仕方重々不屈至極ニ付、存命ニ候得者、於石和宿際ニ行ふ辺きもの也

戊五月

西村貞太郎元御代官所甲州村々、江川多郎左衛門殿・小林藤之助殿立会、当分御預り所被仰付候条、可得其意事

戊五月十八日

一 下和田村百姓次左衛門御仕置捨札、別紙案文之通、

村毎可懸置旨被仰渡、則案文遣間、村々高札場・情懸場等江建札いたし可置事

戊五月十八日 谷村御役所

谷村御役所御引渡し

西村貞太郎手代

山下左内

内田良平

河野駿助

石井猪三郎

浅井豊助

三枝

五藤

江川太郎左衛門手代

御役所御引請

根元又市

根本定助

小林藤之助手代

小樽発作

谷村役人袴、羽織ニ而御案内、郡中(惣欠カ)

代付添、御引渡し次、造酒出ニ候も旧例

ニ御座候

廻 状 (江川) 江太郎左衛門
(小林) 小藤之助

其村々、今般自分共立会、当分御預り所被仰付、昨廿八日、郷村請書物請取候条、其旨相心得、前々被仰出候御法度之趣堅相守、諸御用村用無差支相勤メ、御年貢米金割賦日限通無遲滞相納、取締方之儀者都而先支配ニ而申渡有之通急度可相守候、右之趣得其意、廻状村下令請印刻付順達、留村々谷村陣屋江可相返もの也

戌七月廿九日 小藤之助
江太郎左衛門

村々右村役人

廻 状 谷村
御役所

郡内領村々之儀、近比郡中惣代与名付、村々之内は惣代之者相立陣屋元江相詰、陣屋修覆諸入用等取集、都而請払勘定いたし候由、右之通郡中惣代陣屋元江相詰候義者、不取締之基ニ付、向後郡中惣代与唱候もの相々は差出候儀相止可申候、且陣屋修覆郡中入用之儀者、先年被仰出候趣ヲ以、追々取請之上可成丈、費用相省減方可申付候間、可得其意候、廻状村下名主令請印、早々順達從留可

返もの也

戌八月九日 江川太郎左衛門
小林藤之助

谷村御役所

村々

右村々

名主
組頭

覚

一 本 馬彦足
人 足三人

内

兩掛彦荷 彦人

合羽籠彦荷 彦人

メ竹馬彦荷 彦人

外ニ兩掛彦荷此人足彦人

九月三日

葦山屋敷出立

右者江川太郎左衛門

小林藤之助

当田方検見御用御通行被遊候、御付ニハ小林藤之助手付

小林 癸 作印

江川太郎左衛門手付

藤井忠左衛門印

同人手代

町田 一旦印

柏木平 太夫印

下吉田村定免継立斗

新倉村御検見始リ御座候事

廻 状 谷村御役所

其村々今般江川太郎左衛門当分御預所被仰付、去月廿日
郷村諸書物請取候条其旨心得、前々被仰出候御法之趣堅
相守、諸御用村用無支差相勤、御年貢米金割賦日限通無
遅滞相納、取締方之儀ハ都而先前之申渡し有之通急度可
相守候
右之趣得其意、此廻状村下令請印、刻付順達留村ハ谷村
陣屋江可相返もの也

戊十月朔日 江川太郎左衛門

谷村御役所

廻 状 谷村御役所

郡中入用賄之儀、上下谷村江月番ニ申付、賄人相立候積
申渡候間可得其意候、尤毎月晦日郡中申合惣代耆人罷
出、勘定可見届候 此廻状早々順達、留ハ可相返もの也

戊十月晦日 谷村御役所

廻 状 (江川) 江太郎左衛門

当二月中、小沼村高札場并夏狩村宝鏡院門前百姓金右衛
門宅前江、何者之仕業（働カ）も不知事変候、紙織（働カ）相立候旨訴
出候処、善悪共右様之儀いたし候者以之外心得違儀ニ有
之間、以来心得違無之様制限役人共ハ小前末々之もの迄
得与可申論、向後右様之儀いたし候もの見付候ハ、差
留置可訴出候、此廻状村名下江名主令請印、早々順達留
村（ハ）谷村役所江可相返もの也

亥四月朔日 江太郎左衛門

上谷村始メ郡中不残大廻リニ御座候事

廻 状 谷村御役所

其村々近來役儀を好又者右宿立人(ウツ)の數多出入立、畢竟村々不取締故之儀、自然人季(ウツ)不穩成及混雜治方不宜、果者困窮之基ニ付、向後名主役之儀者、是迄之通仕來候ものニ而可相勤候、勿論組頭役迎も同様、尤村方ニ寄百姓代者年寄与唱役儀仕來候ものニ而相勤、組頭者小前之内ニ而見立入札致し、且又役儀可相勤候もの年寄与唱、家數何軒与疋与取極、右之内ニ而も役儀相勤候与、右等之類者其村仕來通相守、都而猥之儀無之様可致、且右体仕來候ものニ限り相勤候与乍申、若仕來候ものニ而役儀難勤次第も有之候歟、困窮ニ陥り退転等ニ而差支候節者、当分之内仮役ニ人柄見立可為相勤候、右之趣能々相心得、万事実意ニ心懸村々穩ニ相治候様可心懸候、向後役好人氣立村方為及混雜候ものハ敵數取斗候条、小前連印帳取之、可差出候、此廻状早々順達留村可相返もの也

亥四月廿八日 谷村御役所

廻 状 江太郎左衛門

其村々役儀取極メ方之儀ニ付、先達而谷村役所可相触候趣事、荒く巨細弁別致し兼候儀茂可有之哉、依之尚及

沙汰候迄、先是迄之通相心得可申、尤役好等ニ而人氣を立村方為及混雜候ものハ、急度及吟味候条、小前銘々江申渡連印之請書來ル廿五日迄谷村役所江可差出もの也

子四月五日 江太郎左衛門④

子八月廿二日

江川太郎左衛門様御直之引渡ニ御座候、同日谷村御出立山中村御泊り、葦山屋敷江御帰陣被遊候御事

谷村

御役所御引渡し

御手代

柏木平太夫

長沢与四郎

大山孝吉

細野久藏

山田頼助

天保十一年子八月廿二日

御役所御引請

篠本彦次郎

御手代

大塚大作

河野駿助

御代官篠本彦次郎様、御廻状事

廻状(篠本)
篠彦次郎

其村々今般自分、当分御頂所被仰付、江川太郎左衛門ノ
今廿二日郷村諸書物請取候間可得其意候、廻状村下令受
印刻付を以早々相廻し留村ノ可相返もの也

子八月廿二日 篠彦次郎印

稲川章助

田中香太郎

白石滝次郎

不時の際、粃(稗)を貸し出す農民救済法の一つであった。この貸付の利子粃は、秋元氏時代には五割という高率であったが、享保六年(一七二一)以後、一割五分となり、しかも年賦返納制になった(『秋山村誌』)。この史料は、小立村ほか八カ村が、弘化三、三年(一八四五く六)の困穀、稗四百五石三斗、払い金八十八両と永七十一文七分を、年五分の利子で、年賦拝借をしたいと役所へ申し出た願書であり、この年代の凶作、あるいは飢饉を裏付ける史料である。

乍恐、以書付奉願上候

丙午・丁未困穀

一稗四百五石三斗

小立村

外八ヶ村分

村々
右村々

役人

但し稗老石ニ付永式百拾七文三分

此払代金八拾八両ト

永七拾老文七分

此 訳

一稗八拾式石式斗

小立村

代金拾七両三分ト

名主 伝右衛門

永百十式文五分

是者小立村非常之節御下願可申上分

14 「御困穀拜借願書」 嘉永四年(一八五二)

〔解説〕 郡内には秋元氏時代から「谷村御困穀」という制度があった。御困穀(穀・米稗など)は、凶作・飢饉などに備え

たり、米価の調節などを目的に、穀を強制的に貯蔵する制度で、

(富士吉田市・菅沼安孝家蔵)

一同三拾七石四斗

勝山村

是者大石村非常之節御下願可申上分

代金八兩卜

名主 友

八

一同三拾九石

川口村上組

永百廿七文

代金八兩卷分卜

名主 寿

作

是者勝山村非常之節御下願可申上分

永百貳拾四文七分

一同拾石八斗

大嵐村

是者川口村非常之節御下願可申上分

代金貳兩貳分

名主 伊

助

一同三拾四石五斗

淺川村

永六拾四文卷分

代金七兩卷分卜

名主 角

平

是者大嵐村非常之節御下願可申上分

永貳百四拾貳文九分

一同五拾五石

成沢村

是者淺川村非常之節御下願可申上分

代金拾壹兩卷分

名主 伝次右衛門

一同六拾三石

舟津村

永貳百壹文五分

代金拾三兩貳分卜

名主 作

平

是者成沢村非常之節御下願可申上分

永百八拾九文九分

一同貳拾貳石四斗

長浜村

是者舟津村非常之節御下願可申上分

代金四兩貳分

名主 大

和

右者御支配所都留郡小立村外八ヶ村、丙・丁困穀弘穀

永百拾七文五分

是者長浜村非常之節御下願可申上分

代金、書面之通馬喰町御取扱御貸付ニ被成下、村々非常手当備ニ被仰付度旨奉願候処、再応御詞被成下候得

一同六拾石

大石村

共、御同所御貸付御取斗之儀者、難相整候間、是适当御

代金拾三兩卜

名主 弥

重

役所ニ而御取扱御支配所江御貸付ニ相成来候分ハ有之

永三十八文

候間、右之振合ヲ以、当御役所御取扱御貸付之積相心

得、御支法之儀者御取調御伺之積り御下知相済候間、

右払代金者早々上納仕、仕法之儀者別紙ヲ以可奉願上

候、被仰渡、一同承知奉畏候、私共組合村一同衆評仕

候所、非常手当之ため御貸付ニ被成下候段者、一同難有

奉感服候儀ニ御座候、然ル処、往々当郡村々江御貸渡し

ニ相成候而者、自然違作・凶災等之年柄返上納差支者

曆然ニ而、左候而者折角之御仁恵御救筋も、乍恐御行

届キ兼候様相成、一同恐入候儀ニ付、年五分之利足ニ而

年々利借ニ御貸出、初年ハ五ヶ年之間者当御役所ニ而御

取扱被成下、五ヶ年目御取立金ハ其年々馬喰町御貸付

御役所江御差出御同所御取扱ニ被成下、御支法之義ハ

三拾三ヶ年目金四百拾九兩永六百五拾六文四分六厘ニ

相成、其節書面組合御下等之儀者猶又其節申上候様仕

度、尤年限ニ不拘格別非常之儀も有之候節者御下ケ奉

願上度奉存候、一旦御下知相済候儀ヲ再応奉願上候段

者、奉恐入候得共、前書利借之御支法ヲ以、御貸出五

ヶ年目与リ馬喰町御貸付役所江御差出被成下候段、一

同非常之備相立、永統之基ニ相成莫大之御仁恵与難有

仕合ニ奉存候間、格別之御慈悲ヲ以願之通、被仰付ニ

置候様仕度、一同挙而奉願上候 以上

嘉永四亥年 御支配所

五月日 都留郡

佐々木道太郎様

谷村

御役所

(鳴沢村役場蔵)

15 [困穀拝借願書付利子計画] 嘉永四年(一八五二)

[解説] 前掲史料と全く同じであるが、ここでは拝借穀に対

する、利子計算が年を追って計算されている。

(表紙) 嘉永四年五月日 丙丁 百日夫喰仕方金高寛 勝

山村 名主 友八

初年

元永八拾八貫七拾壹文七分

此利永四貫四百三文五分八厘五毛

二ヶ年目

永九拾貳貫四百七拾五文貳分八厘五毛

四ヶ年目

永九拾七貫九拾九文四厘五毛

此利永六貫五百六文七分

此利永四貫八百五拾四文九分五厘四毛

十ヶ年目

永百三拾六貫六百廿八文七分毫厘壹毛

四ヶ年目

永百壹貫九百五拾四文壹毛

此利永六貫八百三拾壹文四分五毛

五ヶ年目

十一ヶ年目

五ヶ年目

永百七貫五拾壹文七分毫厘

永百四拾三貫四百五拾九文五分毫厘六毛

此利永五貫三百五拾貳文五分八厘五毛

十二ヶ年目(年)欠カ

六ヶ年目

永百五拾貫六百三拾貳文四分九厘壹毛

永百拾貳貫四百四文貳分八厘六毛

此利永七貫五百三拾壹文六分八厘四毛

此利永五貫六百廿文貳分毫厘四毛

十三ヶ年目

七ヶ年目

永百五拾八貫百六拾四文壹分毫厘五毛

永百拾八貫廿四文五分

此利永七貫九百八文貳分五毛

此利永五貫九百壹文貳分貳厘五毛

十四ヶ年目

八ヶ年目

永百六拾六貫七拾貳文三分二厘

永百貳拾三貫九百廿三文七分貳厘五毛

此利永八貫三百三文六毫分毫厘六毛

此利永六貫百九拾三文貳分八厘六毛

十五ヶ年目

九ヶ年目

永百七拾四貫三百七拾五文九分三厘六毛

永百三拾貫百廿貳文毫厘壹毛

此利永八貫七百拾八文七分九厘六毛

十六ヶ年目

永百八拾三貫九拾四文七分三厘貳毛

此利永九貫百五拾四文七分三厘六毛

十七ヶ年目

永百九拾貳貫貳百四拾九文四分六厘八毛

此利永九貫六百拾貳文四分七厘三毛

十八ヶ年目

永貳百壹貫八百六拾壹文九分四厘壹毛

此利永拾貫九拾三文九分七毛

十九ヶ年目

永貳百拾壹貫九百五拾五文三厘八毛

此利永拾貫五百九拾七文七分五厘壹毛

廿ヶ年目

永貳百廿貳貫五百五拾貳文七分八厘九毛

此利永拾壹貫百廿七文六分三厘九毛

廿壹ヶ年目

永貳百三拾三貫六百八拾文四分貳厘八毛

此利永拾壹貫六百八拾四文六分二厘壹毛

廿貳ヶ年目

永貳百四拾五貫三百六拾四文四分四厘九毛

此利永拾貳貫貳百六拾八文貳分二厘貳毛

廿三ヶ年目

永貳百五拾七貫六百三拾貳文六分七厘壹毛

此利永拾貳貫八百八拾壹文六分三厘三毛

廿四ヶ年目

永貳百七拾貫五百七拾文三分四毛

此利永拾三貫五百廿五文七分壹厘五毛

廿五ヶ年目

永貳百八拾四貫四拾文壹厘九毛

此利永拾四貫貳百貳文

廿六ヶ年目

永貳百九拾八貫貳百四拾貳文壹厘九毛

此利永拾四貫九百拾貳文壹分

廿七ヶ年目

永三百拾三貫百五拾四文壹分壹厘九毛

此利永拾五貫六百五拾七文七分五毛

廿八ヶ年目

永三百廿八貫八百拾壹文八分貳厘四毛

此利永拾六貫四百四拾文六分九厘六毛

廿九ヶ年目

伝右衛門
川口村

永三百四拾五貫貳百五拾貳文四分壹厘五毛

大 学

此利永拾七貫貳百六拾貳文四分壹厘五毛

乍恐以書付奉願上候

卅ヶ年目

丙午丁未困穀

永三百六拾貳貫五百拾五文三厘五毛

一稗四百五石三斗

小立村

此利永拾八貫百廿五文七分五厘七毛

但し稗壹石ニ付永貳百拾文三分

外八ヶ村分

三十一ヶ年目

此払代金八拾八兩下永七拾壹文七分

永三百八拾貫六百四拾文七分八厘六毛

此 訳

小立村

此利永拾九貫三拾貳文四厘五毛

一稗八拾貳石貳斗

小立村

三十二ヶ年目

代金拾七兩三分下永百拾貳文五分

永三百九拾九貫六百七拾貳文八分五厘五毛

是ハ小立村非常之節御下願可申上分

勝山村

此利永拾九貫八拾三文六分四厘七毛

一同三拾七石四斗

勝山村

三十三ヶ年目

代金八兩下永百貳拾七文

金四百拾九兩永六百五拾六文四分六厘六毛

是ハ勝山村非常之節御下願可申上分

大嵐村

九ヶ村

一同拾石八斗

大嵐村

惣代

代金貳兩貳分永六拾四文壹分

小立村

是ハ大嵐村非常之節御下願可申上分

名主

一同五拾五石

成沢村

代金拾耆兩耆分永式百耆文五分

是ハ成沢村非常之節御下願可申上分

一同式拾式石四斗

長浜村

代金四兩式分永四百拾七文五分

是ハ長浜村非常之節御下願可申上分

一同六拾石

大石村

代金拾三兩永三拾八文

是ハ大石村非常之節御下願可申上分

一同三拾九石

川口村

代金八兩耆分ト永式百廿四文七分

是ハ川口村非常之節御下願可申上分

一同三拾四石五斗

浅川村

代金耆兩耆分ト永式百四拾式文九分

是ハ浅川村非常之節御下願可申上分

一同六拾三石

舟津村

代金七兩耆分ト永式百四拾式文九分

是者舟津村非常之節御下願可申上分

右者御支配所、都留郡小立村外八ヶ村丙丁田穀、払穀代

金書面之通馬喰町御取扱御貸付ニ被成下、村々非常手当

備ニ被仰付度旨奉願候処、再応御伺被成下候得共、御同

所御貸付御取計之儀ハ、難相整候間、是追兩御役所ニ而

御取扱御支配所江御貸付ニ相成候分も有り之候間、右之

振合ヲ以、当御役所御取扱御貸付積リ相心得、御仕法之

義ハ、御取調御伺之積リ御下知相濟候間、右右^{（右）}払代金

者、早々上納仕、仕法之儀ハ別紙ヲ以可奉願旨被仰渡、

一同承知奉畏候、私共組合一同衆評仕候所、非常手当之

多免御貸付ニ被成下候段ハ、一同難有奉感服候儀ニ御座

候、然ル所、往々当郡村々江御貸渡ニ相成候而者、自然違

作凶災当之年柄返上納差支者曆然ニ而、左ニ候而ハ折角

之御仁惠御救御助も、乍恐御行届兼候様相成、一同奉恐

入候義ニ付、年五分之利足ニ而、年々利借ニ御代出、初年

追五ヶ年之間当御役所ニ而御取扱被成下、五ヶ年目御取

金追其年々馬喰町御貸付御役所へ御差出、御同所御取扱

ニ被成下、御仕法之儀ハ、三十三ヶ年目ニ金四百拾兩永六

百五拾六文四分六リンニ相成、其節書面組合限リ御下等

之儀者、猶其節申上候様仕度、尤年限リ不抱格別非常之

義も有之候節ハ、御下奉願上度奉存候、一旦御下知相濟

候義ヲ再応奉願上候段者、奉恐入候得共前書利倍之御支

法ヲ以、御貸出五カ年目迄馬喰町御貸付役所へ御差出被成下候段、一同非常之備相立、永統之基ニ相成、莫太之御仁恵与難有存、仕合奉存候間、格別之御慈悲ヲ以、願之通、可仰付下置候様仕度、一同挙而奉願上候、以上

御支配所

都留郡

小立村

名主

伝右衛門

成沢村

茂兵衛

(以下略)

佐々木道太郎様

谷村

御役所

(勝山村小佐野友市家蔵)

16 「家数・人別の書き上げ帳」 嘉永四年 (二八五二)

〔解説〕 幕末の村の戸口・人口を知る史料である。内容は、前年戌年の出生者、同死失人の数が示めされ、その他、名主・僧・山伏の人数、馬の飼育数が記されている。

(表紙)

「嘉永四年 家数人別惣ノ高書上候 亥二月」

一村高六拾五石八斗四升九合

外ニ除地高三斗八升三合

一家数百九拾四軒

外寺壹ヶ寺

去戌年中

一家数百九拾五軒

内名主式軒

当亥家数壹軒増

馬六拾式疋

外ニ寺壹ヶ寺

僧貳人 山伏壹人

一去戌惣人数八百貳拾七人内男四百五五人 女四百廿貳人

一当亥年惣人数八百貳拾貳人内男四百八人 女四百拾四人

一内人別六拾壹人内男四拾壹人 去戌年出生人之分 女貳拾人

一内人別六拾三人内男三拾五人 去戌年死失人之分 女貳拾八人

差引而人数 男六人増
女八人引

右者当亥年家数人別相改候処書面之通り相違無御座候

嘉永四年

亥二月

都留郡

成沢村

名主 伝次右衛門[㊤]
組頭 伝右衛門[㊤]
百姓代 銀藏[㊤]

佐々木道太郎様

谷村御役所

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

17 (御台場冥加金献納御請書) 嘉永六年(一八五三)

〔解説〕 嘉永六年(一八五三)のペルリ提督来航を機会に、

幕府は江川太郎左衛門英竜らの献索により、その万一に備え、東京湾の品川沖に御台場(おだいば・砲台)十一カ所を建設する予定で構築事業を進めた。しかし費用は、幕府財政の窮乏から、江戸・大坂をはじめ全国に及ぶ献金にまたねばならなかった。この史料は「御国恩冥加」としての献金を村民へよびかけた。御請証文である。

口達覚

近年異国船度々来候之次第ニ寄、日本之安危ニも拘り候ニ付、莫太之御入用ヲ以、内海へ嚴重ニ御台場御取建被仰出、尚追々御手続きも有之儀、国家之安危者四民ニ拘り候義ニ而、武家江も武備専一ニ力可用旨被仰付、農・工・商江別之御沙汰も無之候得共、防禦筋ニおひて四民者死力を尽シ可申儀ニて、御料所村々之内右躰不容易筋与会得いたし、且者泰平式百年来農・工・商共に安住いたし、御恩沢と浴し候冥加之程ヲ相弁、

近年両

御本丸度々御炎上、御普請に夥敷御入用相懸り候而も、下々ヲ被為厭聊之御入用も不被仰付、厚御仁恵之程ニも奉感戴、引統御用途多之処、四民安危ヲ思ひ莫太之御入用ヲ不 被為厭、今般異賊防禦之ため、内海へ御台場御取り立被仰出、御国恩冥加ヲ相弁、右御恩沢ニ奉報、御用途金之内へ上ヶ金致度相心得候もの有之へき哉、左候ハ、無遠慮品々可申立候、

右之趣不容易御備筋之儀申達候儀ニ而、大切ニ相心得、

村々小前末々迄不洩様可申達、尤強而申進メ候様聴取候
而者、兼々難有御趣意ニも相背可申候、乍併聊ニ而も御

年月日などを記したものである。戸籍台帳としての機能も果たしている。

備向御用途ニ御差加ニ相成候得者、国家之御為ヲ顕し九牛

「安政三年辰二月日

之一毛、御国恩ヲ奉報銘々身分ニ取候而者、冥加ニ叶ひ候

宗門人別改帳

儀与相心得、上ケ金いたし所存もの者、上金高書面印封に

都留郡 成沢村」

いたし、来月廿日迄ニ早々可申立事

一曹洞宗鹿留村西方寺旦那

右被仰渡之趣一同承知奉畏候得者、印形差上申候、以上

高三斗九升九合四勺

多左衛門

丑九月

谷村

妻ふく

御役所

辰三十二

(鳴沢・佐藤喜家蔵)

父多右衛門

18 「宗門人別改め帳」 安政三年(一八五六)

〔解説〕 宗旨人別帳・宗門改人別帳ともいい、切支丹禁令に

母さの

伴い信徒摘発のために作成された帳簿。寛永十七(一六四〇)

辰六十四

年、宗門改役を置き宗門を改めたのに始まる。寺請制度と関

弟徳右衛門

連して成立したもので、各人の檀那寺を調査し寺院が切支丹で

辰廿四

ないことを証明する形をとっている。記載の方法は時期、地域

嫁さ い

によって異なるが、檀那寺、戸主以下奉公人を含む家族構成・

辰廿一

年齢が書かれるのが一般的で、ほかに所有高や婚姻・雇業者の

伴太 吉

一同村同寺旦那

ノ九人 内 男五人
女四人

高老斗八升式合七勺

三 弥 辰四才
二才

娘せ い 辰九才

馬老疋

仙 藏

妻と め 辰四十七

辰三十三

伴福太郎 辰二才

伝 八

辰五十八

妻み ね 辰五十五

伴太郎左衛門

辰廿八

嫁い ね

一同村同寺旦那

ノ六人 内 男三人
女四人

高式斗四合六勺三才

母つ 免 辰廿四
辰八十六

孫つ 免 辰二才

馬老疋

政右衛門 辰五十三

ゆ ふ 辰三十八

く に 二才

善兵衛 辰七十一

妻も と 辰六十四

伴孫 八 辰廿一

辰廿一

一同村同寺旦那

高式斗七合老勺四才

孫右衛門

辰七十一

妻くの

辰六十

聶脇右衛門

辰三十一

娘とら

辰十九

馬老疋

周兵衛

辰三十二

妻ひち

辰廿六

母けさ

辰五十五

伴善松

辰二才

人数ノ三拾貳人
内男貳人
女貳人
内男拾六人
女拾六人

一法花宗大嵐村蓮華寺旦那

高老斗四合七勺老才

平次右衛門

辰三十七

妻とも

伴高藏

辰八才

娘かや

辰三才

瀬兵衛

辰七十四

妻かや

辰七十四

伴伝五右衛門

辰四十六

嫁ぎん

辰四十一

孫りん

辰十七

一同村同寺旦那

高老石七斗八升九合五勺五才

ノ四人内男貳人
女貳人

一 同村同寺旦那
男式人
内 女三人
ノ五人

高老斗八升八合三勺

馬式足

民五郎

辰四十一

はつ

辰三十九

伴豊助

辰十一

伴藤三郎

辰七才

伴卯之介

辰三才

辰蔵

一才

平次郎

辰廿九

妻けさ

辰廿八

伴長次郎

ノ三^(四)人
内 男式人
ノ^(三)女^(三)人

一 同村同寺旦那

高式斗四合四勺六才

娘みよ

辰一才

房蔵

辰五十七

妻ふで

辰五十二

伴弥三郎

辰廿三

伴金蔵

辰十七

伊右衛門後家

こよ

辰五十七

娘志げ

辰廿三

角右衛門

辰七十二

一 同村同寺旦那

高式斗老升五合式勺四才

ノ五人
内 男四人
女一人

一 同村同寺旦那

高老斗六升六合八勺六才

ノ女式人

妻とめ

辰六十

伝兵衛

三十五

はる

三十一

万吉

四

馬老疋

弥五郎

五十一

たけ

四十九

あき

十六

りつ

七十九

馬老疋

菊之進

高老斗五升五合六勺

妻けい

廿四

父善四郎

七十一

姉みや

三十一

馬老疋

倉右衛門

五十一

妻はる

四十九

伴円吉

十八

長吉

九才

馬老疋

ノ四人

内男三人
女一人

一同村同寺旦那

高式升式合

ノ五人内

男三人
女二人

一同村同寺旦那

高五升八合

ノ四人

男一人
女三人

一同村同寺旦那

一同村同寺旦那

高式斗五勺

治郎左衛門

一同村同寺旦那

高九斗七升壹合六勺式才

ノ四人

(男) 式人
(女) 式人

妻ゆ

三十四

廿三

母なを

五十四

弟治右衛門

廿四

馬卷足

富右衛門

三十

なよ

廿四

秀右衛門

七十三

くは

六十三

八十松

六才

一同村同寺旦那

高七斗六升九合三勺壹才

ノ六人

内男三人
女三人

三才

馬卷足

弥一右衛門

五十六

さい

四十六

弥五七

廿二

せち

十八

たん

十二

伝次右衛門

四十九

はつ

四十七

伝兵衛

廿二

森之介

三才

つね

十四

ひち

十一

きん

五

馬式疋

弥右衛門

廿四

妻く

廿一

母く

五十二

弟倉 蔵

廿二

馬老疋

久右衛門

高老斗八升六合六勺

妻つる

三十八

母ふみ

三十五

伴七重郎

六十六

同長吉

十一

馬老疋

八右衛門

四

はつ

四十

運平

七才

たん

三才

馬老疋

一同寺旦那

高老斗式升老合三勺

メ七人

内 男三人 女四人

メ四人

内 男貳人 女貳人

一同寺旦那

メ四人

内 男貳人 女貳人

一同寺旦那

高九升五合

平四郎

三十八

志も

廿七

国松

三才

嘉右衛門

高七升貳合八勺

一同寺旦那

メ三人

内

男貳人

女壹人

一同村同寺旦那

高貳斗五升六合六勺

メ七人

(男) 三人

(女) 四人

とめ

五

一才

萬兵衛

四十八

志も

三弥

四十四

十五

ちう

八

よね

五

べん

貳才

馬老足

メ六人

内 貳人

四人

メ数メ九拾壹人

内

男四拾六人

女四十五人

一齊家宗当村通玄寺旦那

市右衛門

高卷斗六升九合五勺七才

母よし

たけ

五十

廿八

伯母

せん

なを

メ三人

内 男一人

五十九

メ四人

内 男一人

六十四

女式人

馬老疋

一同

女三人

文五郎

一同村同寺旦那

長兵衛

一同

高三斗六升八合七勺三才

八十

高卷斗式升七合七勺八才

みか

メ式人

内 男一人

ふじ

六十六

廿三

一同

忠兵衛

母みね

高三斗卷升四合八勺八才

三十五

六十五

メ男老人

伯父

一同

喜兵衛

作右衛門

高七升六合八勺

廿七

メ四人

内 男式人

六十四

メ男老人

一同村同寺旦那

半右衛門

一同

岡右衛門

高式升五勺

三十

高七升六合卷勺七才

三十七

その

うた

十九

三十六

一同

高式斗五升耆勺六才

ノ六人 内 男三人 女三人

け さ 六十一 露 吉 七 竹 蔵 三 で ん 十一 米 吉 馬老足 四十四 つ ぎ 四十 友 吉 七 ふ く 十八 き ん 十一

一同

高式斗八升三合五勺

ノ六人 内 男三人 女四人

ノ八人 内 男四人 女四人

み き 一才 馬老足 久右衛門 五十 五十四 母さ る 七十三 き く 十一 兄源兵衛 六十六 甥齊次郎 三十 増 吉 廿二 妹ふ き 四十六

一同

高三斗七升式合

繁右衛門

四十六

すわ

四十八

乙松

十五

久助

十二

かつ

七

馬老疋

由兵衛

四十二

とめ

三十八

六助

七十(六)五

一才

三人 式人
一人

一同

高卷斗式升六合三勺四才

五人 男(三)女(二) 式人

一同

高卷斗三升五合

儀右衛門

三十八

けさ

三十五

はな

七十

竹藏

九

ぶん

五才

辰藏

一才

馬老疋

三十九

平右衛門

二十九

母あき

五十四

伴藤吉

一同

高老石式斗六升六合四勺三才

ノ三人 内一人
式人

久兵衛

六十三

その

七十六

幸次郎

馬老足

十五

いち

四十三

つる

五十三

与兵衛

馬老足

三

娘せ い

廿三

妹ひ つ

七

同大 吉

一同

高老斗五升五合六勺

ノ九人 内五人
式人 四人

権右衛門

五十三

はつ

六十

弥右衛門

馬式足

三十九

もん

五

その

七

熊吉

十二

吉次郎

十五

関蔵

三十五

つる

四十二

一同

高卷斗四升五合式勺五才

八人 四人
四人

べん 三十四

藤吉 三十四

三之介 十五

かや 十

はま 五

三

幸右衛門

ふみ 三十七

千代蔵 四十

ひさ 十七

一同

高三斗八合六勺

五人 式人
三人

七人 式人
五人

ふく 十

馬老疋 五

忠右衛門 四十五

たん 三十八

門弥 四

さよ 十八

よし 十四

ちう 七

きく 十二

いそ 一才

馬老疋 一才

一同

高五斗八合四勺六才

清之丞

六十七

高老升三合六勺

男老一人

六十

たけ

一同

仲右衛門

新太郎

六十

高老斗四升五合七勺五才

く

三十七

男老一人

み

三十四

高五斗老合七勺五才

五右衛門

たけ

廿三

高五斗老合七勺五才

ふき

馬老足

二才

高五斗老合七勺五才

母はる

はな

四十六

高老斗四升六合三勺

八

安右衛門後家

男老一人

高老斗四升六合三勺

倅麿松

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

娘くま

定右衛門

男老一人

高老斗四升六合三勺

四

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

馬老足

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

万吉

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

万吉

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

万吉

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

万吉

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

万吉

とく

三十八

高老斗四升六合三勺

万吉

高巻斗四升四合巻勺八才

四十八

きやう

三十六

多吉

九

五郎

七

為五郎

五

きよ

三

馬巻足

栄三郎

四十

つる

三十二

甚左衛門

廿七

か

ん

一人
三人
式人

一同

高九斗六升六合五勺巻才

三十

はる

五

仁右衛門

四十九

はな

三十九

徳藏

廿三

亀太郎

十二

くに

十五

くら

九

かね

七

はる

五

一同

メ九人 三人
六人

高斗式升合八勺三才

ふ き

二

馬老疋

庄右衛門

五十四

か ね

五十二

庄左衛門

廿四

か ね

十九

馬老疋

浅右衛門

七十四

ま ん

六十六

勝兵衛

三十九

た ま

一同

高三升六合五勺

メ七人 四人
三人

三十二

竹次郎

三十

亀 吉

五才

ち よ

二才

馬老疋

幸 助

廿九

た み

廿六

父忠 八

五十五

祖母あ き

七十六

娘た つ

一才

馬老疋

メ五人 式人
三人

高三斗式升式合四勺四才

一同

メ四人 式人
式人

一同

高八升九合三勺六才

元 八

榮 吉

とよ 廿五

三人 貳人

一人

忠五郎 廿六

志やう 七十六

良 蔵 六十

高七斗六升四合四勺

たけ 三十八

徳次郎 三十一

孫佐 吉 廿九

娘よ し 八

廿一

孫なみ

五

馬貳疋

一同

高貳斗壹升九合六勺七才

八人

内 四人

忠次右衛門 五十四

いそ 五十一

佐吉 十七

くら 十二

馬老疋

仁右衛門 廿三

母はる 五十四

祖母ろす

一同

三人 一人
二人

高五斗四升九合三勺

七十八

馬老疋

徳右衛門

五十五

よし

五十二

忠右衛門

三十二

さよ

廿四

源右衛門

廿五

ゆわ

廿三

忠蔵

廿二

よし

六

むら

一同村同寺旦那

高三斗四升四合四勺貳才

九人 四人
内 五人

一同

高四斗七升六勺壹才

貳人 一人
一人

三

はつ

一才

馬貳疋

喜右衛門

六十六

ゑひ

六十六

半兵衛

三十八

乃と

廿六

せち

六十三

せち

十二

はつ

九

一 同	高式斗四升九合五勺四才	さ ん	六十四	三之介 七
	ノ式人 一人	九左衛門		
	ノ式人 一人	姉かめ	六十	か ね
	高三斗八升四合九勺八才	幸兵衛	五十一	又兵衛
一 同	ノ四人 式人 式人	志つ	十三	馬老足
		利兵衛	十八	二才
		ま ん	五十一	は る
		弥五右衛門	五十四	市 助
一 同	高卷升四合六勺六才	馬老足		廿四
		ノ六人 老人 五人		佐右衛門
		い ち		三十五
		二才		も ん
		九郎右衛門	三十八	六十一
		一同村同寺旦那		
		ノ七人 内 男四人 女三人		
		高卷斗式升九合八勺六才		

一同

高七斗式升六合七勺

ノ五人
内 式人
三人

つき

二才

そで

六十七

重右衛門

七十六

つる

六十七

市左衛門

三十九

はつ

三十七

岩松

十三

長次郎

九

いよ

十五

一同

高巻石四斗

ノ八人
四人
四人

つる

三

友右衛門

五十四

さの

五十二

小右衛門

三十二

ひ免

三十一

周右衛門

廿四

牛松

十七

巳之介

十一

はる

六

さの

一
同
ノ九人
内 五人
四人

二才
馬老足
勘兵衛

高巻斗九升式合

廿八
ま
ん

ノ三人
内 貳人

市
助

一人

二才
又
蔵

高式斗三升六合五才

三十六
き
ち

一
同

高七升七合八勺

ノ六人
内 男四人
女貳人

又左衛門

廿八
よ
し

妻は
な

八
よ
し

母は
な

ノ三人
内 一人
貳人

馬老足

廿九
母は
な

孫左衛門

伴熊
吉

高巻斗四升巻合四勺六才

六十五
よ
ね

三
ま
つ

一同

ノ五人
内 貳人
三人

高四升七合

七

馬老足

儀道坊

四十九

齋宮

三十四

ひな

五十

秀善

十四

みよ

八

きさ

三

善藏

三十五

志の

三十四

た

ん

高八升六合四勺

ノ六人
内 貳人
四人

一同

一同

ノ四人
貳人
貳人

高三斗七合六勺貳才

七十四

庄松

十

馬老足

民右衛門

六十

かね

六十

弁藏

三十四

さい

廿七

勝之進

廿二

馬老足

善右衛門

六十五

た

ん

高六斗五升貳勺

一同

ノ五人
三人
貳人

一同

高老斗八升式合老勺

メ六人 三人
三人

善之丞

三十八

はま

三十三

富五郎

九

げん

十六

はつ

五

馬式疋

源五左衛門

五十四

のう

五十二

辰右衛門

廿五

たけ

メ四人 式人

十八

馬老疋

高老斗八升九合五勺

三十六

清右衛門

三十五

ひめ

安右衛門

七十五

百松

十二

いせ

六

かや

二

馬老疋

権八

高四斗三升式合六勺六才

十八

馬老疋

清右衛門

三十六

ひめ

三十五

安右衛門

七十五

百松

十二

いせ

六

かや

二

馬老疋

権八

高四斗三升式合六勺六才

四十七

けさ

三十七

一同

高式石式斗四升八合五勺

メ七人
内 男三人
女四人

八十郎

十三

亀吉

五

つる

十五

きん

十

さん

七

馬老疋

幸右衛門

六十三

つる

五十二

預右衛門

三十二

きみ

三十一

一同

高六斗九合三勺

メ式人
一人
一人(三カ)

一同

高式斗六升七合三勺

メ八人
五人
三人

宇之介

十六

波吉

五

つる

七

八十八

二才

馬式疋

藤右衛門

三十六

ひ免

三十六

万次郎

五

清助

廿八

はつ

廿七

一同

高六升三合七才

ノ四人 一人
三人

一同

高八升九合八勺八才

ノ四人 一人
三人

幸蔵

五十六

とり

五十九

徳兵衛

馬老疋

三

さわ

九

たき

三十四

かん

三十九

馬老疋

四

はる

四十九

たけ

一同

高八斗九升貳合七才

ノ五人 三人
貳人

く
十六

に

三十六

志免

四十

栄左衛門

六十二

ひで

六十五

半左衛門

馬老疋

一才

徳蔵

三

称吉

廿四

まつ

三十九

一同

六人 式人
四人

高卷斗九升式合五勺

はま

五

さき

一才

馬式足

伝重郎

六十七

よし

六十四

倉之助

廿九

つや

廿三

馬卷足

角左衛門後家

よし

四十一

善左衛門

七十六

一同

高卷斗九升七合勺五才

女卷人

高四斗五升五合七勺五才

さん

六十六

善右衛門

三十五

みき

三十四

馬卷足

利右衛門

四十九

まん

四十

姉やす

五十五

妹まさ

四十

衆吉

十四

わく

十八

高九斗二升七合七勺三才

四人 式人

一同

一同

メ七人 貳人
五人

高老斗六升七合式勺

ふじ

八

馬老足

半兵衛

五十二

きぬ

五十

作五郎

十一

馬老足

一同

メ三人 貳人
一人

高五斗老升九合式勺八才

民藏

五十四

志け

五十二

文右衛門

廿九

善之進

廿四

一同

メ七人 四人
三人

高六斗七升式勺九才

徳五郎

十三

志やう

廿

志け

十七

馬老足

多五藏

三十五

志な

三十四

倉吉

十三

馬老足

徳之進

三十一

みつ

三十二

長次郎

一同

メ三人 貳人
一人

高式斗老升四勺

一同

メ四人 三人
一人

高八斗四升四合四勺式才

梅 六
吉

二才

馬老疋

銀 藏

五十

た か

ゑ ひ

四十七

ろ す

十二

と み

十

に の

六

馬老疋

庄 吉

三十二

高式斗五升八合勺老才

メ六人 一人
五人

一同

一同

メ五人 式人
三人

高式斗三升四合

メ三人 式人
一人

高四斗四升四合

さ と
廿七

や す

八十一

三 吉

三

ろ く

六

馬老疋

成沢村大田八組

伝 吉

十八才

母こ ふ

三十八才

弟富 藏

十才

清右衛門後家

き ち

一同

メ女三人

高三斗九合

七十一

もよ

三十六

五郎右衛門

とゑ

三十三

長吉

三十四

母きみ

五才

ぎん

六十一

八才

馬老疋

内三人
三人

メ五人

一同

高八斗四升五合

母ちよ

十四才

八五郎

一同

高七斗七升四合

内三人
三人

メ四人

一同

高式斗四升

内三人
三人

メ五人

八才

とら

十六才

けさ

五才

馬老疋

善兵衛

五十一

志げ

五十九

豊吉

七才

べん

十七才

角左衛門後家

ちやう

五十才

のふ

廿四才

新太郎

三十八

メ女三人

一同

高式斗八升老合

彦右衛門

三十三才

一同

高六斗六升

甚左衛門

五十七

一同

高老斗八升

ノ三人
内 老
式人

母ま
ん

六十二

重三了衛

五十二

せ
ふ

四十六

嘉右衛門

十九

福
松

四才

そ
免

十四

兵右衛門

廿四

ま
さ

廿才

一同

高老斗九升四合

ノ男(男一女)老
二人

一同

高三斗九升式合

ノ四人
内 式
式人

母い
に

十五

宇右衛門

五十一

は
な

五十一

馬老足

弥左衛門

五十二

さ
と

五十三

安左衛門

廿四

娘う
た

廿四

作兵衛

廿二

一同

ノ五人
内 三人
貳人

高四斗七升壹合

富右衛門

十

いと

十五

馬老疋

孫右衛門

五十四

さよ

四十八

長七

十五

三吉

五才

はき

十一

ノ五人
内 三人
貳人

治五右衛門

高式斗七升五合

たか

五十六

一同

ノ四人
内 貳人
貳人

高三斗壹升四合

源右衛門
五十九

廿一

たけ

十五才

馬老疋

伊左衛門後家

つ免

四十一

さく

十八

与兵衛

三十二

はる

三十

常兵衛

六十六

けさ

一同

一同

高六斗五升式合

ノ式人 内 一人 一人

一同

高三斗卷升式合

ノ六人 内 式人 四人

藤吉

四才

伝吉

六十六

はつ

廿九

ゆわ

三十八

伝右衛門

馬老足

五十

ゆし

五十四

文右衛門

四

とく

八

さと

六十一

一同

ノ四人 内 三人 一人

一同

高式斗式升三合

ノ式人 内 一人 一人

一同

高式斗九升九合

ノ四人 式人 式人

七郎右衛門

馬老足

二才

由蔵

五

重太郎

廿六才

さき

三十

周右衛門

式才

伊之助

三十二

はつ

五十四

直兵衛

馬老足

式才

高式斗卷升七合

とさ 三十七

内 式人 四人

馬老足 六十二

福松 廿七

高式斗卷升三合

弥兵衛 三十六

磯太郎 五

内 三人 四人 一人

あき 三十三

与五左衛門 二才

父伊右衛門 五十五

高式斗

ふき 五十七

母きわ 五十四

内 一人 式人 一人

馬老足 五十七

いせ 十

吉兵衛 廿六

高三斗九升

市五郎 七

なを 廿四

志け 三

万吉 六十四

内 三人 七人 四人

馬老足 重右衛門

すわ 一同

一同

重右衛門

高七斗八升老合

三十六

はつ

馬吉

八

三人内 貳人
一人

馬老足

由右衛門

高三斗七升五合

五十二

ちか

丑松

九

よし

いぢ

十五

けさ

十三

志ゆん

七人内 貳人
五人

一同

高七斗六升五合

女三人

一同

高七斗六升老合

四

馬一疋

源左衛門後家

よし

四十二

ゑい

十五

ゑん

十三

善次右衛門

四十九

かね

三十八

母ひさ

七十二

亀松

十六

八十松

十

ひさ

一同

メ六人内 三人
三人

高卷斗七升八合

メ式人内 一人
一人

一同

高式斗式升三合

メ六人内 三人
三人

五

馬一疋

金兵衛

四十九

さく

四十

弥右衛門

三十二

けさ

廿八

幸兵衛

六十四

母ゆみ

六十五

重次郎

六

はつ

二

馬一疋

一同

高卷石八斗八升四合

メ六人内 四人
三人

高式斗六合

一同

徳右衛門

三十三

かつ

廿一

半七

六十九

はつ

五十七

栄左衛門

廿三

徳次郎

十六

馬老疋

市之丞

五十

くの

五十

長左衛門

廿

柳右衛門

一
同

五人内 三人
三人
三人

一
同

高老斗三升四合

高
(記録ナン)
女老人

一
同

四人内 三人
一人
三人

権兵衛

馬老足

二才

あさ

七

かや

三

万蔵

十四

亀蔵

四十六

きよ

四十三

伝五右衛門

六十五

ひやく

久之丞後家

十七

四人内 三人
三人

嫁や

廿三

清兵衛

六十三

みよ

六十九

六兵衛

十五

りん

九

寅吉

五十三

母さの

十三

七五郎

七十

母てう

三十

高老斗六升六合

三人
一人

一人
一人

高老斗八升七合

高二斗五升式才

一同

四人
三人

三人
三人

一同

一同

高八斗八升三合

徳兵衛

五十

六
馬一疋

ノ四人

三人
一人

ひち

一同

高式斗三升壹合

浅兵衛

むら

四十九

四十

つね

十七

志ゆん

ふみ

九

三十四
蔵

四

四

廿八

ノ五人内

一人

ふく

馬老疋

四人

四

久右衛門

四十

か
ん

けさ

四十三

二才

高三斗四升貳合

一

ノ四人内

貳人

高式斗五升六合

一

岩吉

吉五郎

三十八

四十五

ノ貳人内

一人

たか

角蔵

十七

四十六

一

一同

与左衛門

一同

メ四人内
三人 老人

幸吉

二

なつ

八十七

母みよ

四十六

こま

四十四

小重郎

七十九

一同

高式斗四合

メ五人内
三人 式人

瀧蔵

廿一

はな

廿五

聾与五右衛門

四十五

かん

四十五

平右衛門

馬老疋

六

まつ

廿一

ふで

十六

千代吉

四十五

たき

四十九

高五斗卷升五合

せき

五十五

高三斗四合

一同

高式斗三合

メ女老人

一同

高老斗六升三合

メ四人内
式人 式人

栄左衛門後家

ちよ

廿三

嫁けさ

廿三

谷蔵

五十三

せき

五十五

まつ

廿一

ふで

十六

千代吉

四十五

たき

四十九

一同

高卷斗三升四合

ノ式人
一内一人

一同

高卷斗九升三合

ノ十人内三人
七人

み 四
き

十五

と め

は り

と 九

よ し

二

馬卷足

幸 助

さ な

三十四

長 助

ノ式人

常 吉

十五

十五

一同

高七斗八升六合

ノ三人内一人
式人

母も と

五十六

と よ

十七

馬一疋

市郎右衛門

六十

は る

五十九

聶清右衛門

廿

さ つ

廿一

馬卷足

ぢやう

四十

き ん

五

一同

ノ七人内 式人
五人

高三斗四升式合

や す

幸右衛門

三十五

ひ め

三十五

清 助

七十一

ひ や く

六十五

熊 蔵

八

き ぬ

五

ひ や く

式才

馬老疋

又右衛門

四十三

ノ六^(七カ)人内 三人
ノ三^(四カ)人

高卷斗四升式合

一同

一同

ノ五人 内三人
式人

高八斗六升九合

母志やう

七十二

政 蔵

三十二

七 蔵

四

き み

七

伝次右衛門

三十

た け

三十三

折右衛門

六十

き く

五十八

そ め

十八

一同

高三斗三合

高卷斗八升式合

ノ六人内 式人 四人

ノ三人内 老人 式人

ゆき

十四

馬老疋

儀兵衛

廿四

母はる

六十四

さつき

十

馬老疋

郷左衛門

四十六

はま

三十九

ちよう

九

民平

式才

人数ノ五百六拾七人 内男式百六十五人 女三百式人

一法華宗小立村常在寺且那

高式斗三升式合

ノ三人 式人 一人

一同

高四斗七合

重左衛門

三十

つる

廿四

八十松

二才

国右衛門

廿五

その

廿五

母ちゑ

四十式

さだ

十八

う免

十三

伝兵衛

廿五

母らく

一同
高式斗老升式合
ノ式人 一人
一人

五十一
馬一疋
政兵衛
六十五
政右衛門
廿五
茂兵衛
廿一
馬老疋
吉右衛門
五十八
そと
四十九
きく
十七
きた
十三
作左衛門後家
志よの
高五升

きん
やす
半兵衛
五十九
はな
六十一
久右衛門
廿七
馬一疋
弥市右衛門
廿七

一同
高老斗八升三合
ノ男三人
馬老疋
吉右衛門
五十八
そと
四十九
きく
十七
きた
十三
作左衛門後家
志よの
高五升

ノ三人内 式人 一人
高六升九合
ノ式人 一人
一人

母みね
五十八
平三郎
六十二
ふじ
四十四
辰五良
十三

一同
高老斗八升三合
ノ四人内 一人
三人

高八升九合

高五升

宇之介

高六斗六升四合五勺

六十五

九

いね

由松

六十四

二才

平右衛門

さん

三十七

廿二

はる

せち

三十

十六

富作

人数ノ式拾九人内
男拾五人
女拾四人

人数ノ式拾九人内

弁吉

成沢村

三

平作

はつ

一齊家宗舟津村円通寺旦那
高六斗八升式合壹勺式才

廿六

八

はる

なよ

廿二

六

よし

馬一疋

ノ八人 四人
四人

ノ三人内 一人
式人

馬老疋

一同

和重郎

高六斗八升四合一勺九才

周助

五十一

一同

一同

高老斗三升七合七勺八才

五人 三人
三人 貳人

五人 貳人
三人 三人

いと 一同

高老斗五升七合四勺五才

増右衛門 三十六

重左衛門 四十九

志ま 三十五

廿一

母けさ 八十

長蔵 九

吉五郎 十一

馬老足 十一

松五郎 貳

与右衛門 四十二

母とめ 四十二

はん 五

馬老足 三人

五人 三人
貳人

馬老足 郡平

高老斗六升三合五勺才

甚右衛門 六十五

三祢 十一

男貳人

甚五左衛門 廿六

さの 一同

高老斗三升七合七勺二才

はつ 七十二

ぎん 七

七

六十二

一同

三人
式人
五人

高三斗五升九合五勺

一同

三人
式人
五人

高老斗五升七合勺三才

治兵衛

三十五

磯次郎

十一

つや

廿三

甚之丞

五十

とめ

五十一

九重郎

十七

その

十四

ひち

九

馬老足

萩右衛門

廿四

一同

三人
式人
一人

高老斗三升九合七勺八才

一同

四人
三人
七人

てら

四十九

福松

十

与五右衛門

五十一

ふじ

四十二

源左衛門

廿二

宇之介

十五

忠藏

九

志も

十六

志い

二才

重右衛門

一同

高三斗四合式勺九才

ノ男老一人

三十

茂兵衛

高式斗七升八合五勺

四十七

かつ

四十六

三之介

十

いち

十四

馬老疋

ノ四人 式人 式人

一同

ノ六人 三人 三人

源次右衛門

高六升三合五勺

高三斗七升九合八勺六才

五十二

ちう

四十六

馬老疋

ノ式人 一人 一人

源一郎

高三斗老升五合式勺三才

三十九

ろく

若松 三十六

清吉 八

かつ 六

せん 十

三

馬老疋

久五郎 四十一

みき 三十三

母くに 四十九

藤太郎 八

さく

高三斗七升五合七勺八才

四十八

さつ

三十九

ゆき

七十六

兼吉

十六

多吉

八

ゆき

十三

かや

四

くら

一才

馬彦足

五十

荻右衛門

三右衛門

馬彦足

一才

てう

廿三

くま

廿四

善右衛門

五十八

くの

六十八

源兵衛

一才

くに

三

せぎ

六

くり

十

高彦斗八升三合七勺五才

メ七人 式人 五人

一同

メ五人 式人 三人

一同

一
同

メ六人 三人
三人

一
同

メ四人 一人
三人

高六斗四升卷合四勺式才

喜右衛門

馬老足

廿二

つ 免

十一

慶 助

十八

由 太郎

七十六

つ ね

五十

な を

五十三

源 八郎

十三

は る

七十六

ふ く

三十七

一
同

高四斗七升四合八勺

メ四人 式人
式人

一
同

高五升三合式勺九才

メ五人 四人
一人

高式升

七十四

政 五郎

馬老足

七

さ ん

十二

巳之介

三十七

志 を

四十

治郎右衛門

九

福 松

十五

六 助

三十九

治郎右衛門

六十八

は る

六十八

一同

高卷升三合七勺五才

メ五人 三人
式人

メ五人 三人
式人

良助

三十二

みよ

三十

三之介

七

もん

三

馬卷足

勘右衛門

志げ

六十八

勘右衛門

五十二

彦五郎

十二

志ゆん

八

一同

高三斗七升九勺式才

メ六人 式人
四人

一同

高式斗九升七合式勺

丈左衛門

四十一

すみ

三十七

ちら

五十三

歎藏

五

すき

十五

ふん

十

直之進

三十一

か免

廿八

もん

五十五

くら

一同

メ四人 一人
三人

高八斗九升九合三勺五才

与右衛門
六十六

い
ち
六十二

忠
吉
三十一

い
し
廿六

平
吉
五

か
ね
三

メ六人 三人
三人

馬老足

治右衛門

高三斗六升老合六勺式才

つ
る
四十六

三十四

二才

馬老足

一同

メ五人 一人
四人

高七斗老合三勺五才

は
る
六十九

か
く
十二

は
る

八
馬老足
喜右衛門

ゆ
う
四十四

か
免
三十二

平
吉
七十七

善
吉
四

一才

人数メ百三拾五人 内

六十六人
六十九

一 齋家宗下吉田月江寺末

当村

当国身延山久遠寺末

当郡大嵐村

通玄寺

法花宗蓮華寺

住持

当郡下吉田村月江寺末

当村

恐山

齋家宗通玄寺

僧老入

四十五

駿州岡宮光長寺末

当郡小立村

男四百七人

法花宗常在寺

惣人数人八百五拾老入内

女四百四拾四人

京都妙心寺末

当郡船津村

僧老入

齋家宗円通寺

山伏老入

右者当辰年宗門人別相改候処書面之通り相違無御座候ニ

馬九拾疋

付、銘々旦那寺之印形取之、并惣百姓一統連印仕帳面差

一 惣家数 百九拾五軒

外名 (ノリ) 弐軒

安政三年

外寺老ヶ寺

辰五月

右者代々拙寺共旦那紛無御座候ニ付、銘々改印形仕候

成沢村

処相違無御座候、万一御法度之宗門之由申者御座候

清水孫次郎様

ハ、拙寺共罷出急度御申訳仕可申候、依之印形仕差

谷村

上申候処、如件

御役所

当郡夏狩村宝鏡寺末

当郡鹿留村

(鳴沢・渡辺治徳家蔵)

曹洞宗西法寺

19 〔文久三年家数・人別の改め〕 文久三年（一八六三）

〔解説〕 前掲（嘉永四年）史料と同じように、戸口・人口の出入りなどを調査したもので、他村からの入籍者なども記録されている。

一村高六拾五石八斗四升九合

外ニ除地高三斗八升三合

一家数 貳百軒 去戌年家数

外寺壹ヶ寺

一家数 百九拾九軒 当亥年壹軒減

内名主貳軒 僧壹人

外寺壹ヶ寺 山伏壹人 馬百拾壹疋

一去戌年人別 八百六拾六人内男四百拾五人 女四百五拾六人

一当亥年人別八百五拾五人内男四百貳人 女四百四拾八人

内人別貳拾人内男九人 女拾壹人 去戌年出生人之分

内人別三拾六人内男拾五人 女貳拾壹人 去戌年死亡人之分

内人別 女三人 去戌年入人之分

内人別三人内男貳人 女壹人 去戌年出人之分

差引而

人別拾六人内男八人 女八人 減 馬同断

家数壹軒 減

右者当亥年、家数・人別相改候処、書面之通り相違無

御座候 以上

文久三年

亥三月日

都留郡

成沢村

名主

富右衛門[㊦]

組頭

源右衛門[㊦]

百姓代

善之丞[㊦]

内海多次郎様

谷村

御役所

（鳴沢・渡辺泰一家蔵）

20 「御用留覚帳」 文久三年（一八六三）

〔解説〕 この帳簿のことを、御用留帳・御用書留帳・御用向控帳・触留帳・御触書留帳などともいい、江戸時代の地方帳簿の一つである。一般には領主・代官からの触書（通知）・廻状を名主が書き留めたものである。村では廻状や触書を受け取ると、それをこの帳簿に控えて、その内容を村民に知らせた。内容は領主が村々へ年貢取り立て、夫役・助郷人足などの用件を通達するための書状（廻状）などが主なものとなっている。

〔表紙〕 文久三年

御用留覚帳

亥正月 日 一

（前欠）

追而残物運上、当月晦日迄ニ可相納候

一 農業之勤者大切之儀ニ而、人生日用之品を作里出し候事ニ候得者、銘々厚心を留、手入蒔付等ニ至迄手後れ不相成様、村役人々常々申論し、用悪水路溜井等手透之時、無等閑浚置候様可致候

一 農業専らに出精いたし、切添、切開、立出、荒地起返等者勿論、先規が無謂高外運上小遣の成場等様ニ可相成儀有之候ハ、早々訴出改を請可申候

一 博奕其外賭之諸勝負従前々御法度之趣、堅相守候様、村役人共無油断心付、嚴重取締可致候

一 当亥定免年季明ニ〔破レ〕親〔新カ〕規定免相願〔当之増米いたし〕 願載可差出候

一 諸運上、冥加当〔冥加相願候村〕 増方等いたし当〔限願書可差出候〕

一 宗門人別帳之分、奉公人〔閑可居ニ而も主人方〕 一ものニ付差加親元人〔外書ニ認相除、例年之通り入念取調、出人・入人之訳を記し、前年之差引帳相添、五人組帳一同、来ル三月廿日限り可差出候

一 先村が送りも不取置、身元不慥成もの江借屋を貸、又者逗留為致間敷、且風俗不宜もの村内徘徊為致間敷候一御普請所有之村々、小破之分者村繕いたし、無余儀御普請等相願候ハ、来ル七月晦日限、箇所付帳を以可申立、尤証拠書物不分明之分者願出申間敷候一御用村用ニ付、申立候儀有之節村役人罷出候儀勿論之

事ニ候処、部屋住伴又者年寄・小前之もの等差出候村方も有之、不埒之事ニ候、以来右様之儀無之様ニ、急度相心得可申候

成沢村
浅川村
右御役人衆中様

右之趣得其意、廻状村名ト令請印、早々順達從留村可相返もの也

覚

谷 村

亥正月七日 御 役所

一 杭木百三拾九本 但長七尺末口五六寸
横(総カ) 拾六十三本 但長七尺末口四五寸
藤拾六房 但式拾尋曲

御迴文申入候、追々暖氣相統弥御安康、御勤役罷遊玆

人足拾人五分 舟 津 村

重御儀奉存候、然者我等村方之者ニおひて、右入会場

すゞ竹買請申度旨迴村いたし、此段御無心申入候処、

一 杭木百五拾壹本

御聞届ヶ相成候由ニ申之、右ニ付御出会之程迴文被下

横(総カ) 拾木六拾九本 右同断

候様、右之もの共頼「依之申上」、「明日御出会

藤拾七房

之程、奉願「先者御貴顔之節可申上候、以上

人足拾壹人 木 立 村

文久三

舟 津 村

亥二月九日

役人印

小立村

一 杭木七拾九本 右同断
横(総カ) 拾木三拾六本

勝山村

人足六人 勝 山 村

大嵐村

ノ

一 杭木三拾九本

横詰(総カ)木拾八本

藤四房

人足三人

右同断

大嵐村

一 杭木四拾六本

横詰(総カ)木貳拾壹本

藤五房

人足三人

成沢村

一 杭木貳拾五本

横詰(総カ)木拾貳本

藤三房

人足貳人

長浜村

一 杭木百三拾八本

横詰(総カ)木六拾壹本

藤拾七房

人足拾人

同断

大石村

一 杭木貳百四拾壹本

横詰(総カ)木百六本

藤貳拾六房

人足九人五分

川口村

一 杭木貳拾八本

横詰(総カ)木拾三本

藤三房

人足貳人

浅川村

一 杭木百三拾八本

右者山中口留御番所矢来木朽腐リ難保由申出候ニ付、仕来之通り其村々江申付条、諸色人足等書面割賦之通

来三月十日迄ニ無相違差出、丈夫ニ結立等閑之義無之

様可致候、此廻状村下令請印、早々順達留村ノ右日限

迄ニ山中番所江可差出者也

此廻状十七日暮六ツ受取

亥二月十四日 谷村 御役所

下谷村修驗三光院儀、字城山ニおひて、例年之通三月八日地神供護摩修行停止候間、信仰之輩者勝手次第可為參詣候、此廻状早々順達、從留村可相返者也

船津村
(以下破レ)

谷村

亥二月廿五日 御役所

申渡儀有之間、明後廿六日一同可罷出もの也
四月廿四日

追而利金有之村方者、精金引替可申候

谷村
御役所

成沢村百姓

一去戌割付、皆済目錄相渡候間、御用之節小手形差出引替可申候

利金三分 十日市場村

利金貳朱 新倉村

利金壹分 成沢村

以切紙申達候、然者当御関所御用矢来御普請之義、先達而其村々江御割賦触相廻り候処、前年之通木品代金来ル三月朔日迄に相納可申候、此廻状村下ニ請印いたし、早々順達留村より可相返候 以上

与右衛門 谷右衛門 市右衛門
久右衛門 甚之丞 五右衛門
七郎右衛門 忠右衛門 次郎右衛門
虎 藏 弥五市 九左衛門
浅右衛門 清右衛門 善右衛門
平次右衛門 与兵衛 栄三郎
村役人

追而惣代五六人罷出不苦候、以上
此差紙廿五日受取

二月十八日

新屋村

山中

御関所

上吉田村

此廻状三月二日受取

松山村

一去ル廿三日、当御支配御代官様、大坂表江御役所替、是迄信州中野御代官増田安兵衛様江跡御支配被仰付候

間、此段御通達申候、以上

五月七日 御役所

右谷村手習所教授方世話役申付之、田村諱一郎 卷ヶ年金三兩卷人

扶持宛行、相渡積ニ付可被申渡候事

年寄

太右衛門

亥四月

親類一人

右之通り御代官様御直筆ヲ以御申渡御座候間、此段御

組合一人

通達申候、以上

百姓代

亥四月廿七日

郡中惣代

幸右衛門

上谷村

親類一人

名主 孝 平印

組合一人

同 宗左衛門印

此差紙七日受取

村役人

下谷村

尋儀有之候間、明廿四日一同可罷、(不参じ)欠カ 若おひては、可為越

名主 勘四郎印

同 治兵衛印

五月廿三日 御役所

十日市場村

成沢村

夏狩 村

枝郷

村々 此廻状四日受取

大田和組

尋儀有之間、明後九日可罷出、若於不参者可為越度もの

小前惣代

也

両三人

村役人

此差紙大田和ニ而廿四日受取

其村々此度自分支配所被仰付、今廿八日谷村陣屋、郷村内海多次郎ノ請取候ニ付、得其意前々被仰出候趣、堅相守可申候、廻状村下令請印、早々順達留村ノ可相返もの也

亥六月廿八日 増 安兵衛[㊦]

谷村ノ小明見迄

三十ヶ村名主

此廻状七月三日受取

其村々獵師鉄炮・大工・鍛冶・木挽・桶結・棒手札・札
・質屋鑑札并陣屋・御用糶蔵非常之節駈付・人足江渡置候鑑札共都而書替相渡候間、得其意、早々持参可致候此
廻状村名下令請印、順達留村ノ可相返もの也

亥七月三日 谷村御役所

追而右鑑札無之村者、別段不及届出、村名下江其段
其段相記下ヶ札ヲ以順達可致候、以上

此廻状五日受取

当郡之義織物之利潤を以御年貢上納いたし候由之処、

当年之義繭直段高直ニ付、糸又者織物ニ不致、過半者繭

ニ而売捌、村々格別利潤相成候趣ニ相聞候処、御年貢相納候時否^(手)迄者間も有之ニ付、融通宣ニ仕セ、無益之義ニ遣捨、跡ニ臨時納方差支、嚴重之吟味受候様ニ而者、銘々者不及申親類組合村役人共迄も難義不少候間、右様之義無之様、兼而心掛、当年納もの積備置不^(マ)不散様可致候

一在々芝居・手踊之義ニ付而者、前々ノ度々被仰出も有之候得共、当今不容易御時節ニ付、別而相慎専ら質素^(儉)驗約を相用可申候、若右躰之義相催候ものも於有之者嚴重可及沙汰条心得違無之様可致候

右之趣小前末々迄不洩様申聞、村役人ニおひて厚世話いたし、御年貢触日限通無遅滞納方出来候様可取計、且定例割賦之外、初納へ納込相願候村々も有之者、前以員数取極書面を以可申立候、此廻状村下名主令受印、早々ニ順達留村より可相返もの也

亥七月十六日 御役所

此廻状十八日受取、直に墨付御座候

今般攘夷之儀被仰出候ニ付而者、非常急変之節其処ニ乘

し、無宿無頼之悪徒共徘徊、乱妨いたし候も難斗、右ニ

付、三分御代官申合せ、其筋江申立置候次第も有之、御

下知次第夫々可申達候得共、村々ニおひて予心得無之候

而者、其期ニ臨差支可申ニ付、村每身体強壯之もの小村

并組々有之村々者、組限長百姓之内ニ而式人、大村者三

四人、小前之内拾五才以上六十才迄之内之もの名前取

調、来ル廿日迄ニ堅帳ニ相認、外役人共奥書連印いたし

可差出候、此廻状承知之上ニ村下令受印、刻付を以早々

順達、從留村可相返者也

亥八月七日 谷村御役所

九日夕方受取

一人足 老人

右者今般宮用ニ付、明後十二日晝六ツ時宮許出立ニ而

甲州八代郡切房木村龍泉寺迄罷通候条、書面之人足

村々無遅滞差出シ可給候 以上

文久三年亥年八月十日

最^(乗カ)宮寺

村々問屋中 泊^(乗カ)所 役者

泊^(乗カ)所

一 吉田村泊^(乗カ)リ 十二日

一切房木村着 十三日

此先触十二日受取

先 触

相州関本村 最乗寺

役者

一金百九拾壹兩貳分 上谷村

一金百三拾兩 十日市場村

一金貳百八拾五兩 夏狩村

一金七拾五兩 下暮地村

一金八拾八兩 上暮地村

一金七拾七兩 新倉村

一金四拾九兩 船津村

覚

関本村^(殿カ)が矢倉沢^(金カ)が竹之下^(金カ)村^(金カ)が御伝場^(殿カ)村^(金カ)が須走^(殿カ)村^(金カ)が山中^(殿カ)村^(金カ)

が吉田^(殿カ)村^(金カ)が大田^(殿カ)和村^(金カ)が成沢^(殿カ)村^(金カ)が本栖^(殿カ)村^(金カ)が兼額^(殿カ)村^(金カ)が古関^(殿カ)村^(金カ)

が道村^(殿カ)、夫^(殿カ)が切房^(殿カ)木^(殿カ)差^(殿カ)

一金三拾九兩貳分

小立村

一金貳拾四兩

勝山村

一金拾壹兩貳分

大嵐村

一金貳拾壹兩

成沢村

一金八兩

長浜村

一金三拾五兩

大石村

一金四拾七兩

川口村

一金七兩貳分

上浅川村

右者其村々当亥初納御年貢金書面之通候条、来ル九月廿日の晦日迄、無相違可相納候、万一日限遅滞之村方有之
おひて者、嚴重之可及沙汰候条、得其意、此廻状村名下
令受印、早々順達留村が可相返もの也

亥

御役所[㊦]

八月十一日

追而御年貢包之儀、入念不破様いたし可相納候

此廻状十四日受取

其村之当亥初納御年貢金、当月廿日の晦日迄ニ可相納旨
触置候处、右ニ而者不都合之次第も有之候間、当年之儀

者、当月廿日迄之内ニ無相違可相納候、此廻状村下令受
印、刻付越以順達從留村可相返もの也

亥九月四日

御役所

午上刻

此廻状九月五日受取

御代官様当月五日、石和御発駕下郷筋御通行、谷村御入
^{（傳カ）}
陳之上、郡中村々江被仰渡筋被為在候間、同日組合村々
ニ而老兩人可罷出旨御達ニ付、此段御通達申候、以上
亥 九月四日 郡中惣代

両谷村役人

船津村

小立村

勝山村

成沢村

長浜村

大石村

川口村

上浅川村

右村々御役人中

此廻文九月六日受取

攘夷之儀ニ付非常備として、強壯之もの書出方申達、追々差出候分も有之、右者御下知次第夫々可申達候得共、近頃無宿無頼之悪徒共立廻り悪事いたし、村々難渋不少趣ニ相聞候ニ付、差向支配所限り最寄之大村者五六ヶ村小村者七八ヶ村程宛組合相定、兼而右様之節取締向手管合図等申合せ極置、悪徒共見掛次第差押、尤兼而銘々得物用意いたし置、若手余候ハ、疵付候而不苦擲捕注進可致候、尤組合限り仕法相立候趣書面を以、来ル十五日朝迄無相違、村々役人罷出可申立候、比廻状村下令受印、不限昼夜刻付を以早々順達留村可相返者也

亥九月十日

午中刻

谷村

御役所

此廻状九月十一日未刻受取

惣而諸産惣共、国中之用を并し、其余を他出可致候管ニ候処、近来他国奸商共入込買いたし候者有之、依而者一己之利潤ニ迷ひ、自国之用を欠き、右体之

壳渡候、多集及払底候類相聞「」候、就中者穀惣者勿論、綿・炭・薪之類者、大小之無差別人家日用之品ニ

而、右等受立及び候得者、価も倍引上候様相成、末々小民共至候而者困窮之余リ、自然心得違不良之行ひいたし候等「」出来可申基ニ而不容易儀ニ付、右等之趣意厚く相弁、以来右品々者可成国中にて取引可申、若他国江差出候節者、其役所江申出、差図相受候様可致候、右之類小前末々迄不洩様可申渡候、此廻状村名下令受印、刻付を以甲々順幸留村可相返者也

亥九月十七日 谷村御役所

午上刻

追而、宿村往還者勿論、間道其外隣村々之往来道筋、隣村江之里数等相分り候村絵図美濃紙壹枚継ニ相認、来月廿三日迄、無相違可差出候、以上

此地車、村継を以早々当御役所迄、可相届もの也

亥九月廿四日 御役所

成 沢
大 田 和
勝 山
小 立

船津

新倉

上暮地

小沼

十日市場

各村々

役人

下谷村

名主 勘四郎代兼

名主 治兵衛

船津村始

上浅川村迄

組合九ヶ村

御役人中

此御用状廿四日、飛脚持参地車御用ニ而、当分御備用之積差上申候

今般御取締ニ付共宿思儀其差入候ハ辨積可差出申

今般國中御取締之儀、当国三分御代官様方(部)、御伺濟之

上三分御手付御手代様方、他支配他領之無差別、互ニ御

廻村有之ニ付、雛形通り相認高札場、又者宿村外レ等江

一村限、早々可相建旨被仰渡候間、此段御達申候、以上

文久三亥

郡中惣代

十月廿六日

上谷村

名主 孝平

同断 宗左衛門

貯穀当亥囲増之義、可成丈出精いたし小前帳を以、十二月十日迄可申立、当亥詰戻有之村方ハ、詰戻濟之趣も其節一同可申立、尤追而見分之物の差出候条得其意、郷倉取建方等先支配ニ而申渡有之村方ハ、早々ニ取建見分受可申候、此廻状村下令受印早々順達、留村ハ可相返もの也

亥十一月九日 谷村御役所

覚

上谷村

一金貳百三拾五両貳分永貳百四拾七文貳分

外 永七貫百四拾六文

織物運上

一金五拾三兩貳分永百六拾五文壹分

十日市場村

外 金壹分

初納劔金之分

一金百貳拾九兩貳分永七拾八文六分八厘八毛

外 永四貫四百三文九分

同 断

一金四拾六兩永貳百貳拾文五分

小立村

夏狩村

一金貳百八拾八兩永九拾貳文七分

外 金六兩三分永四拾壹文六分

山中・上野原口留
番人給米掛代

一金拾貳兩三分永四拾九文五分

大嵐村

永五貫六百六拾四文六分

織物運上

一金貳拾兩貳分永九拾四文七分

成沢村

下暮地村

一金九拾四兩貳分永百九拾三文八分

外 永四貫貳百四拾七文壹分

織物運上

一金八兩壹分永百九拾四文八分

長浜村

上暮地村

一金九拾八兩永百八拾八文

外 永四貫六百四拾壹文

織物運上

一金三拾九兩三分永四拾九文九分

大石村

金壹分

初納劔金之分

一金八拾七兩貳分永七拾六文貳分

川口村

新倉村

外 永貳貫五百八拾四文四分

織物運上

一金八拾貳兩貳分永百拾三文六分

外 永四貫九拾壹文五分

織物運上

一金八兩貳分永九拾三文六分

上浅川村

舟津村

永貳百三拾六文壹分

織物運上

右者其村々当亥御年貢皆済金書面之通りニ候条、弍拾五
両包ニ致外書納物之分共、一同来ル十二月十日迄ニ無相
違可相納候、万一日限遅滞之村方有之おひてハ、嚴重之
可及沙汰条、得其意此廻状村名下令受印、早々順達留村
より可相返もの也

亥十一月八日 御役所

右村々役人

一錢五拾七文 長浜村
一錢三百弍拾弍文 大石村
一錢五百五拾九文 川口村
一錢六拾四文 上浅川村
右者金井村当亥年分、夫錢書面之通りニ候条、来十二月
十日限り可相納候、此廻状村下令受印、早々順達留り村
より可相返もの也

亥十一月八日 谷村御役所

右村々

役人

覚

一錢五百八拾三文

十日市場村

一錢壹貫百弍拾五文

夏狩村

三通共十一月十一日受取

一錢三百九文

下暮地村

一錢三百文

上暮地村

一錢四百六拾五文

新倉村

一錢三百弍拾五文

船津村

一錢三百五拾五文

小立村

其村々之内新規獵師鉄炮所持いたし度者有之候ハ、名
前挺数玉目等取調、来ル廿七日迄之内、無相違願書可差
出候、此廻状村下名主令受印、早々順達留村より可相返
もの也

一錢百八拾五文

勝山村

亥十一月 御役所

一錢八拾八文

大嵐村

村々

一錢百六文

成沢村

此廻状十一月廿日受取

覚

一兩掛 壹荷

此人足 壹人

右者就御用來月朔日、谷村陣屋出立、其村々貯穀見分として罷越候条、得其意且貯穀等いたし候分、小前帳九日限迄取調、着之節可差出候、此先触早々順達留村(マ)之至、可被相返候、以上

増田安兵衛手代

里村開之進

亥十一月廿五日

上下谷村
十日市場村
舟津村
大石村
大嵐村
勝山村
下吉田
新屋村

書可差出旨申触置候処、今以不申出村々多分有之、等閑之至ニ候、右者差急候儀ニ而、取調方差支候間、願挺数取極来ル八日迄無相違可申立候、若日限迄願書不差出、村方共願人無之積取調候条、得其意願洩不相成様可取斗此廻状口村々手分ヶいたし、村々江不限昼夜、刻付ヲ以急速申達追而可相返もの也

亥十二月四日 御役所

船津村
小立村
勝山村
大嵐村
成沢村
長浜村
上浅川村
右村々
役人

山中村御用先

増田安兵衛手代

林又太郎

御用

新規獵師鉄炮所持いたし度者有之者、去月廿七日迄、願

山中村口留御番所焼失いたし候義ニ付、其村々江火急申
談義有之間、此書付披見次第同村江可被出候、此廻状刻
付を以早々継送り、留村が可相返候 以上

山中村

御用先

増田安兵衛手代

亥十二月十四日

林又太郎印

役人中

上谷村

十日市場村

新屋村

一永五貫三百三拾文四分

臨時

上吉田村

一永貳貫三百貳拾三文七分

夏狩村

松山村

船津村

一永拾貫貳百貳拾七文七分

小立村

臨時

大(勝山村欠カ)嵐村

一永四貫四百五拾八文六分

下暮地村

成沢村

一永貳貫八百拾五文

長浜村

臨時

大石村

川口村

一永老貫貳百貳拾七文七分

上浅川村

上暮地村

右村々

名主

一永貳貫七百貳拾貳文六分

臨時

一 永耆貫百八拾六文九分

上新倉村

臨時

一 永三百六拾四文

成沢村

一 永四貫貳百六拾文三分

一 永耆貫八百五拾七文貳分
(臨時)欠カ

船津村

一 永九百六拾七文貳分

臨時

一 永四百貳拾耆文六分

長浜村

一 永貳貫九百六拾三文五分

臨時

一 永耆貫貳百九百耆文九分
(拾カ)

小立村

一 永五百三拾九文四分

臨時

一 永貳百三拾五文貳分

大石村

一 永三貫貳百文六分

臨時

一 永耆貫三百九拾八文六分

勝山村

一 永貳貫九百三拾貳文

臨時

一 永耆貫貳百七拾八文貳分

川口村

一 永耆貫六百七拾八文
臨時

一 永七百三拾耆文五分

大嵐村

一 永五貫九拾八文九分
(臨時)欠カ

一 永貳貫貳百貳拾貳文八分
(臨時)欠カ

上浅川村

一 永八百三拾五文

一 永六百四文五分
(臨時)欠カ

一 永貳百六拾三文五分
(臨時)欠カ

右者当亥定式・臨時郡中割書面之通候条、来ル廿五日迄
ニ無相違可相納、此廻状村名下令請印、早々順達、從留
村可相返もの也

亥

十二月十九日 谷村 御役所

右村々

役人

此廻状廿三日受取

御上洛ニ付、御取締之ため其村々のもの共、江戸表江用
向有之罷出候節、御関所諸番所おひて相改、支配役所(ハ)カ
之書付所持不致分者、不相通管被仰付候ニ付、其旨相心
得成丈出府見合可申、尤無拋義有之出府いたし度もの
者、其度々可申立候、

右之通相心得、小前末々之もの迄不洩様可致候、此廻状
村下令請印、刻付を以早々順達、留村々可相返もの也

亥十二月廿二日 谷村御役所

此廻状廿四日受取

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

21 「無宿・悪徒の取締り」 文久三年(一八六三)

〔解説〕 幕末の農村は、無宿悪徒どもが横行、農民に難題を
申しかけ金銭をねだるなどの悪事を働いた。また町人、百姓の
中に、長脇差を帯び歩行するものが現れ、その取締として、三
部代官(甲府・石和・市川)の申し合せて領内に出役を差し
出し国中を回村警備した。しかし代官所の取締能力の欠如は、
いっそう治安の乱れに拍車をかけた。そのため代官所は、支配
農民らの十五歳く六十歳までの「勇壮者」をつのり、治安に当
たらせることにした。いわば農兵で事変突発に対処させた。こ
の史料は、その取締り主法の簡条書きである。

(表紙)
「文久三年亥九月

非常取締主法申上候書付

船津村

外

ハケケ村」

攘夷之儀被 仰出有之候ニ付而者、万石以上向者銘々
領海之主衛(守)カ又者江戸近海之御驚衛被 仰付も有之、最
寄御領所急援(救)カ之人数出等、間ニ合兼候義も可有之、其

虚ニ乘じ無頼博徒之類徘徊可致も難斗ニ付、内地山間
 迄右等御取締者勿論、急変之節御料所限予備越立、非
 常之節動搖不致様、其場所々ニ応、兼而主法取極置可
 申旨、先達而被仰渡有之候処、当国之儀者前々ガ悪徒
 共多ク紛レ入、良民之害及び、百姓共之内ニモ犯暴^(狂カ)之者
 不少、長脇差等ヲ帶御法制越相背候者間々有之候国柄
 ニ付、非常之節者別而一段之御取締無之候而者何様之
 義出来可致も難斗ニ付、三分打合セ勘弁之上非常御備
 取締筋仕法見込之趣其筋江申立置候間、村々心得方左
 之通申渡

一 貳拾ヶ村或者三拾ヶ村、又者其土地ニ寄掛隔候場所者五
 六三四ヶ村ヲ組合セ一隊ニ相定、人望有之もの両三人相
 撰非常取締世話役申付、右一隊數ヶ村之分者、四組又
 者五組ニも引分ケ、彥組ニ付非常取締世話役助両三人も
 才覚有之もの見立申付、又彥ヶ村毎非常取締役者一人宛
 是又人撰いたし置、非常之節者役所ガ申達次第右三役
 之もの共夫々夫役相牽罷出、手付手代差図ヲ受働方い
 たし候積

一 右三役共非常之節者、帶刀差免十手等持參之積、御用

提灯等夫々相渡置可申事

一村毎取締役之者方ニ者、兼而盤木・太鼓等鈎置、右打鳴
 候ハ、非常与心得夫役之者共右之者宅迄走參、出張
 之場所等差図受可申事

一村々強壯人数之内獵師并威筒拝借罷在候者共者、夫々
 組々江分別いたし、其余之者共ハ竹鎗等補理置、尤非
 常之節者鉄炮・竹鎗之者共不殘他所江出張いたし候而
 者、自村空虚ニ相成候間、居村防備他江罷出候者等、
 夫々手配いたし置可申、尤悪徒共者可成尤疵等不為負
 様召捕候者勿論之義ニ候得共、手余り候節者鉄炮ニ而打
 留、又者竹鎗ニ而突留候様可致事

但悪徒共不意ニ起り立、乱防狼藉及び、支配役所江注
 進差図受候てハ、取締方手後相成、尚さかんに可
 成与見込候節者、不及注進其最寄三役之者申合セ
 取鎮方臨機応変之手配いたし、其次第即刻役所江
 可及注進事

一 支配所之内神主、修驗、師職等之内、武術心掛ケ有之
 者、名前兼而申立可置模様ニ寄、右之者共江出援之義可
 申達、尤百姓共与者別隊にいたし、手付、手代指揮ヲ受

相勤候様可致事

一 無宿、無頼之者御威光ニ恐レ、平常者間道ヲ入込、又者姿ヲ替口留番所等出入いたし候哉ニ相聞候得共、非常之虚ニ乘し武器等携多人数ニ而理不尽ニ押而通行致間敷も難斗、村番之場所者勿論、屯兩人位之口留番人ニ而喰留候儀難出来候間、其節者右番人ノ村内非常取締役并最寄同世話役等江為相知、人数相集、御威光ニ不拘様之取斗方致候積、勿論右始末不移時刻支配所江口々番人并取締三役之者ノ注進可致事

一 取締筋之儀心得方区々ニ而者、乱ニ臨ミ合凶齟齬いたし、働方不覚之儀も出来可申候間、他国、他郡江も兼而打合置、相互ニ通達いたし候様可致、先知先聞急援等肝要之儀者、時々三役之者会合、非常之節心得方等申合、其次第夫々支配役所江申立置候様可致事
 一 玉葉之儀者兼而用意不致候而者、急変之節間ニ合兼る間、獵師并威筒其外鉄炮挺数相当ニ相貯、竹鎗之義も人数に應製造いたし置、尤銘々江相渡置候而者無事之時不取締可有之候間、一同其村取締役之者江相預り置、非常相集候節、夫々へ渡方取斗可申事

一 非常之節罷出候人数飯米之義者、差掛り最寄村々役人共并身元之もの等江申付焚出方為取斗候積リ之事

一 非人・穢多之義者、平常悪党共差押方等周旋いたし、事馴居、身軀強壯之者共も可有之ニ付、其時宜ニ応召遣可申事

一 万一悪徒共大勢党ヲ結び、鉄炮等ヲ以陳屋江押来候節者、此程申談候陳屋常詰人数にて為相防、相凶次第前条三役之者人夫召連急束馳集、防方者勿論御用書物・御用金之類取纏、甲府御城内江持退方等、夫々差凶ヲ受取斗可申事

但右躰之節者、極メて多人数故、鉄炮等ヲ以、無式念討取候積可相心得事

一 右躰之所業及候者共、何レ人数ヲ揃へ遠方ノ押来候儀者無之、漸々所々へ散在潜ミ居屯所等定置、一時ニ寄り集り候様之取斗可致者必定にて、武器之類者荷造り等ニいたし竊ニ持込候義も難斗候間、口留番所ニ而怪敷荷与見掛ケ候ハ、得与相礼品ニ寄切解候ても相改候様申達置候積リニ付、旅籠屋渡世之者者勿論、都而小前末々ニ至込も申達、風躰怪敷者者不及申、常体之旅人

にても無謂逗留いたし、或者往還筋にても無之、土地

ニ足越留居候者有之候ハ、出所名前等、得与相糺可

申、其余人家掛隔候堂社等山おく谷間之隅々迄時々見

廻り心付、万一怪敷者潜居候ハ、差押可訴出事

右之趣ヲ以猶敷重取締行届候様申合、厚勘弁いたし別

段見込之義も有之候ハ、可申立、且村々組合セ取締

三役之者人撰いたし、早々申立候様可致事

前書被仰渡之趣承知奉畏、依而私共組合村々取締向決

談之上左ニ奉申上候

一強壯之もの江鉄炮・竹鎗・六尺棒等用意いたし置、非

常之節者村役人并取締役もの沙汰次第罷出、指揮受

候様為致可申候

一村毎鳴鐘・大鼓等釣置、急変之節者右を打鳴し相図い

たし、組合村々動揺致相図、村役人并取締役付添強壯

之もの江銘々右得物為携、一同ニ馳付差押方手配致可

申候

但非常之節者都而村役人ニ而賄ひ致、怪我人即死人

有之候節者、療養妻子扶助手当共、組合村一同ニい

たし、惣高割ニ而いたし候積

一組合村々之内江大世話役三人、一村毎取締役・世話役

相立置、余村打合之儀者、大世話役及通達、機ニ臨

ミ相互ニ敷重手配可仕候

一村々入口江昼夜見張之もの差置、都而怪敷もの立入候

ハ、差押手配いたし可申、旅籠屋有之村方ニ而者、名

前帳江相記、疑敷もの見請候ハ、早々打合差押可申

候

前書箇条を以奉申上候、平日厚心掛ケ且村々急変之通

達有之候ハ、手筈致し、御取締相成候様可仕候、依之

組合村々連印ヲ以奉申上候、以上

亥九月

都留郡松津村

取締役

名主 彦 四 郎

同 断

同 徳 兵 衛

組頭 伊 与 之 介

百姓代 庄 右 衛 門

世話役

年寄 作兵衛

同断

同 嘉右衛門

小立村

取締役

名主 弥惣右衛門

同断

同 作右衛門

組頭 八右衛門

同断 弥平衛

百姓代七郎右衛門

世話役

年寄 仁右衛門

同断

同 角右衛門

同断

同 浅右衛門

同断

同 孫左衛門

同断

同 八右衛門

勝山村

取締役

名主 久藏

世話役

年寄 市郎右衛門

同断

同 次郎右衛門

同断

同 市三郎

組頭

百姓代 与惣兵衛

大嵐村

取締役

名主 勝之進

組頭 利右衛門

百姓代源五兵衛

世話役

年寄 弥 助

同断

同 幸 之 進

成沢村

取締役

名主 富右衛門

組頭 源右衛門

百姓代善 之丞

世話役

年寄 房 蔵

同断

同 甚 之丞

同断

同 伝次右衛門

長浜村

取締役

名主 兵 庫

見習 右 仲

世話役

師職 本庄 笏物

同断

同 高橋和泉

上組

取締役

名主 喜 市

組頭 善 蔵

世話役

師職 中村 采女

上浅川村

取締役

名主 覚 平

組頭 市 兵衛

百姓代仁 兵衛

世話役

年寄 次 兵衛

同断

同 六左衛門

取締大世話役

大石村

雄右衛門

同断

川口村

師職 中村寿作

同断

舩津村

年寄 与五右衛門

増安兵衛様

谷村

御役所

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

22 「悪徒取締強壯人書上」 文久三年(一八六三)

〔解説〕 無宿悪党の横行に対する取締りの触は江戸後期にはしばしば発せられている。文久三年五月には、村々の百姓のうち十五〜六十歳の勇壯者(強壯人)及び鉄砲所持者の取り調べが命ぜられた(常盤備)。本村でもそれに備え、十五人の強壯人が選任された。この史料は、募末期の地方農村における治安の乱れを端的に示しているものといえよう。

(表紙)
「文久三年九月

強壯人名前書上帳

都留郡

成沢村

甲州都留郡

成沢村

年寄 房 蔵

後認 同 甚之丞

同 伝次右衛門

三人

小前 萩右衛門

前認 庄兵衛

平次郎

鉄砲耆挺所持 源次右衛門

源五右衛門代

鉄砲耆挺所持 三左衛門

甚左衛門

鉄砲耆挺所持 八左衛門

榮左衛門

増田安兵衛様

儀右衛門

谷村

元兵衛伴

御役所

丈右衛門

(鴨沢・渡辺泰一家蔵)

鉄砲耆挺所持

伝右衛門

弥兵衛

23 「御鷹御用につき人馬差し出し定触書」 年不詳

メ拾式人

〔解説〕 御鷹御用にかかわる村負担には、將軍御成（鷹狩）

右者、今般被為在攘夷之御事候ニ付而者、村々悪徒・無

頼之者横行可致も難斗段、被為廻御賢慮、村々強壯之者

相撰、名前書差上置臨乱御手配可有、御差図御座段、被

仰渡奉畏候、依之、名前書取調奉差上候 以上

文久三亥年

九月

名主

処、人馬人足差し出しの定などを村方に通達した触れ書きである。文中の捉飼場は鷹匠が鷹の調教訓練をする所で、村々は人馬や、鷹の餌鳥提供が義務づけられた。水夫は御鷹場の水辺に

鉄砲耆挺所持 富右衛門

使役された人足。御犬は鷹狩につかわれるセコ犬である。

組頭

源右衛門

戸田五助組

百姓代

御鷹匠

善之丞

一拾人扶持

高式百石

木村弥七郎

一 拾人扶持	高式百八拾石余	佐々木与左衛門	持、且又旅懸ニ罷泊候時ハ書面之一倍扶持積、戸田五助
一 七人扶持	高百式人扶持 <small>(表)次カ</small>	中田甚三郎	書判手形を以可被相渡候
一 七人扶持	高百表三人扶持	服部助三郎	忝人ニ付式人半扶持
一 七人扶持	高百表三人扶持	三橋平右衛門	組頭式人
一 五人扶持	高拾表式人扶持	松野七九郎	同心六十六人
一 拾人扶持	高百五拾表ニ五人扶持	長瀬四郎兵衛	無足見習共
一 七人扶持	高百表ニ式人扶持	高橋喜兵衛	右御鷹御用ニ付、日帰りニ罷泊候時ハ式人扶持つゝ、且
一 七人扶持	高式百四拾式石余	真野久左衛門	又旅懸ニ罷泊候時ハ書面之一倍扶持之積り、戸田五助裏
一 七人扶持	高百表七人扶持	佐原長三郎	判手形を以可被相渡候
一 五人扶持	高百表五人扶持	中内平三郎	森川金右衛門組
一 十人扶持	高五拾表三人扶持	三賀衛三郎	御鷹匠
一 七人扶持	高百五十表	岡本新五左衛門	一 拾人扶持
一 五人扶持	高百表	横山佐平次	一 七人扶持
一 五人扶持	馬拾人 扶持	高橋丹治郎	一 七人扶持
一 五人扶持	高七拾表五人扶持	小野新九郎	一 七人扶持
一 五人扶持	高五拾表	輪田 喜助	一 拾人扶持
一 五人扶持	見習	栗栖庄之助	高百表
一 五人扶持	見習	高五十表	高六拾石余三人扶持
右拾九人御鷹御用ニ付、日帰り罷泊候時ハ書面之通平扶			一 七人扶持
			高百表
			森伊左衛門

一七人扶持 高百表 嶋三郎左衛門

一十人扶持 高式百表三人扶持 青木源左衛門

一五人扶持 高六拾表式人扶持 山本十藏

一五人扶持 高百表式人扶持 安藤儀兵衛

一七人扶持 高拾人扶持 青木喜右衛門

一五人扶持 高拾人扶持 山本喜三郎

一五人扶持 見習 高五十表 三橋弥右衛門

一五人扶持 同 高五拾表 中田甚五兵衛

一五人扶持 同 山本又十郎子 山本助次郎

一七人扶持 同 三橋源兵衛子 三橋藤十郎

一拾人扶持 同 賀藤長五郎子 賀藤善藏

式拾耆人 倉橋五郎右衛門子 倉橋清五郎

右ハ御鷹御用ニ付、日帰り罷泊候時ハ平扶持、旅懸ニ罷

泊候時、書面(マ)之書面之通り一倍扶持之積、右無足見習之

方ハ親之高ニ准し、森川金右衛門書判手形を以可被相渡

候

一耆人ニ付式人半扶持つゝ 組頭

同心六拾四人

右御鷹御用ニ付、日帰り、罷泊候時式人扶持つゝ、且又

旅懸ニ罷泊候時ハ書面之一倍扶持之積、森川金右衛門裏

判手形を以可被相渡候

一拾人扶持 御犬牽頭

高扶米六拾石(持欠カ)

佐々木勘三郎

右御鷹御用ニ付、罷泊候時ハ書面之通平扶持、旅懸ニ罷

泊候時書面之一倍扶持之積、佐々木勘次郎裏判手形を以

可被相渡候

一御犬野先ニテ昼扶持、御犬耆疋ニ付半扶持つゝ被

下之候、佐々木勘三郎改次第無滞可被相渡候

右之趣、水野耆岐守殿御改ニ付如斯候、捉飼場ニ而ハ無

之候得共、御鷹方罷越候節、諸渡方儀捉飼場江相触候通

□□之候間、御鷹方改次第無滞可被相渡候、尤御鷹方江

相渡候以後、其度々ニ御勘定江可被相達候 以上

西十月

細弥三郎印

神武右衛門印

公事方無印形 辻六郎左衛門

右同断

杉弥太郎

萩源左衛門印

公事方無印形 稲下野守

久大和守印

公事方無印形 箕播摩守

駒肥後守印

一水夫人足 昼夜耆人つゝ

但伯昼休ニ而之水夫也

是ハ三人伝馬耆定ニ候得共、耆人罷越候時ハ耆定、三

人罷越候時式定、五人罷越候時ハ三定と段々如斯之わ

り以可指出之

三人ニ

一伝馬耆定

戸田五助組
森川金右衛門

上役

見習之者

同心

覚

一伝馬四疋

御鷹匠組頭

戸田五助

一水夫人足 昼夜三人

但伯昼休ニ而之水夫也

一水夫之儀

耆人三人罷越候時ハ水夫耆人

三人四人罷越候時ハ水夫三人

五人六人罷越候時ハ水夫三人

但伯昼休ニて水夫也

同断

森川金右衛門

一水夫人足 昼夜三人

但伯昼休ニ而之水夫也

式人ニ

是ハ三人伝馬耆定ニ候得共、耆人三人罷越候時ハ耆定

一伝馬耆定つゝ

戸田五助
森川金右衛門 御鷹匠

一伝馬耆定

御犬牽 佐々木勘三郎

一水夫人足

昼夜耆人つゝ

但伯昼休ニて之水夫也
(ママ)

耆人ニ

一伝馬老疋つゝ、佐々木勘三郎組御犬牽式拾九人

組頭世話役見習共

宍人の四人迄罷越候時ハ水夫宍人

五人の六人迄罷越候時ハ水夫三人

七人の九人迄罷越候時ハ水夫三人

但伯昼休ニテ水夫也

是ハ三人ニ伝馬老疋ニ候得共、老式人罷越候時ハ老疋

四五人罷越候時者式疋と段(ひ)如斯(か)わりを以可指出候

右者御鷹御用ニ付罷越候間、人馬無滯於其所々ニ、改次

第可指出之、尤余慶之人馬堅指出間敷候、追而此方の今

吟味、若余慶之人馬出候ハ、急度可申付候、人馬触之

儀向後其度々此方の相觸間敷候間、右之面々の先触可有

之候、其人馬数次第書面之通可出候、且又御鷹方合印之

判鑑御代官所江相渡置候間、胡乱成もの有之節ハ、引合

可申候、私領之村々ハ、其よりも御代官所相達、判鑑引

合可申候、右人馬出候上御領ハ御代官、私領ハ最寄之御

代官誰々江人馬指出候員數、追々可令注進者也

酉十月

細弥三郎印

神武右衛門印

公事方無印形 辻六郎左衛門

同断 松弥三郎

萩源左衛門印

公事方無印形 稲下野守

久大和守印

公事方無印形 箕播摩守

駒肥後守印

安房国

御料 宿村々

私領

甲斐国

御料 宿村々

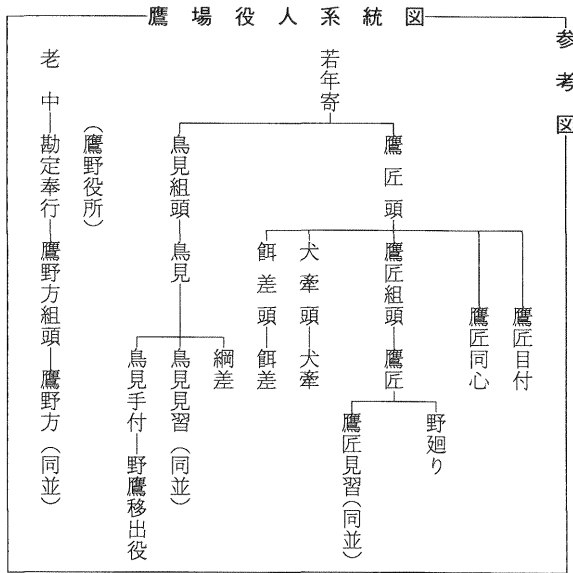
私領

信州国

御料 宿々村々

私領

右之通御鷹方御扶持米并御鳥人足、水夫御定書出候間相
廻候、可得其意候、右御書付村々写置、右御鷹方被通候



西十一月廿八日

谷村御役所印

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

節、御定伝馬人足・水夫并御扶持方改次第指出、御扶持方渡候儀者、請取手形取置、右之御扶持方人馬指出候員数銘々書付、早々役所江可指出候、此廻状早々相廻し、留り村が可被相返候 以上

24 「御巢鷹差出督促の触状」 年不詳

〔解説〕 御巢鷹巢子の献上は、当村にとっては、大切な御用であったが、百姓の注進にもかかわらず、巢子の差し出しが延引しているのので、触書をもって名主に通達した谷村役所の「触状」である。

其村の御巢鷹見付候由、一昨日百姓訴出候、至急注進不仕段、不届候得共、急見付候申義ニ付、とく其分ニ難差置候間、早々致持参江戸へ指上候様ニ申渡候故、明日持参申答ニ請合罷帰候之処、今日迄罷出不申候、大切之御用延引、打捨置罷有候義不埒之事候、今日中早々ニ持参可申候、此上延引候ハ、可為越度候条、其心得可有之候、此状持参、可被相返候、以上

五月十七日

谷村

役所⑩

成沢村

名主中

追而御巢鷹江戸へ持参申ニ付候而ハ、名主伝兵衛不参候

而ハ、不罷出候間、其心得可被罷出候、以上

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

25 「御巢鷹護送用籠の仕様触れ書き」 年不詳

〔解説〕 御巢鷹山から巢おろしされた鷹の巣子は、村方の手によつて江戸表の御鷹匠部屋へ護送されるが、道中用の御巢鷹籠、釣台などの仕様をくわしく記した「触書」である。

(略・破欠)

一かこ之儀左ニ志るし候通、其方ニテ仕立可申候、此方

ニかこ返り候もの払底ニ候

御書付之写

一かこ高式尺式三寸ニ志るし、かこ之内里うきうにては

さし渡式尺余

り、風まど式寸四方引とニ両方江阿け、ふたも内江里うきうをはり、台わくをいたし、かこの内とまり輪わらニ而いたし、紙ニ而まき、輪之内くぼく輪わ之外江不出様、輪之廻りよもき輪高サ程敷、御鷹さむくなき様ニかこい可申候

一かこ老人持ニ而ハかごゆれ、御鷹痛候所不宜候、兩人

持ニいたし、ゆれさるやうニいたし可申候、

一納候節も右同断、同しくハ納候節ハ釣台ニのセ持、ゆれさる様ニいたし能々仕、右江戸へ申来候御書付写遣候間、其通かこ仕立可申候、前々之かこことハ違有之候為念申遣候、以上

五月廿五日 役 所 囀

此書付写置、追而可返候、以上

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

26 「鶴老巢献上受領覚」 年不詳

〔解説〕 成沢村では御巢鷹の「鶴はいたか」を一巢四連(一連は一羽)を江戸御鷹部屋へ献上したが三連は不用であるから返却するといふ鶴の仮受領書で、正式に御鷹匠部屋より請取手形を發行するといふ証文である。

覚

是ハ羽痛有

一御巢鷹鶴老連

右者、其村御巢鷹老巢四連、御鷹部屋江差上候処、三

連御用ニ無之ニ付相返候、鶴巻連御鷹匠方御請取手
形出候ニ付、書替如此ニ候、以上

戌

六月十二日

嶋田常右衛門④

竹内又助④

郡内領成沢村

名主中

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

27 「廻章及び人足触」 (一括四点・年不詳)

〔解説〕 廻章または廻状は、連名の名あて人に順次回るよう
にした書状で、急廻章は至急便である。公式のものは村や宿場
の役人あてで、最後に回った村を、留村・留宿といい、この村
より発信した役所に返すことになっていた。(3)の史料は川口村
の間屋役人が道中人足の差し出しを通達した触状である。(2)・
(4)の史料は急便である。

(1) (包紙) 一 廻章 小立村

公私御繁多之処、御勤務被遊候由、大悦不斜候、然者

郷蔵一条ニ付、并御役所様新旦那様ニ候間、御相談申度御
座候間、乍御苦勞、明正四ツ時小立村妙法寺迄御出帳可
被下候、余者其節可申談候、恐々不備

卯八月十四日

小立村

役人

勝山村

大嵐村

成沢村

各村々

御役人衆中様

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

(2) 急廻章

從松津村

以急廻章越、得御意度候、弥村々御役人衆中様益御機嫌
よく御勤役被遊大悦至極ニ奉存候、然者当日者小田原様
甲府御城場ニ御通行ニ付、川口村御伝馬差出可申段、
廻達有之候処、当村ニ而者、御伝馬人足不差出趣相断候
処、御村々ニ而も人足召連川口村迄罷越御掛合之上無勤

メニ而、御通村々越異細承り候間、右ニ付明廿九日御参
会仕度候間、乍御苦勞様中村屋庄兵衛宅迄早々御出張可
被下候、余者貴面之上方々御談事可申上候 以上

卯十月廿八日

舟津村

名主

右衛門

一人足五人

浅川村

一人足廿七人

舟津村

馬貳拾疋

一人足廿拾貳人

小立村

小立村

勝山村

成沢村

右村々御役人衆中様

(鳴沢・渡辺泰一家様)

一人足拾七人

勝山村

(3) 包紙 一人足触 壹通

川口村

浅川村始メ

一人足六人

大嵐村

三坂通り

明後廿七日朔日の出、川口着ニ相成候様触当ニ通り、

伝馬人馬共無間違才領相添江御同道可被下候 以上

卯十二月廿五日

川口村

(中甲州郡内川口問屋
問屋役人御)

一人足七人

成沢村

馬七疋

各村々

御役人衆中

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

(4) 包紙
急 使

宍通

川口村

浅川村始め

急使ヲ以申上候、然者小田原様御伝馬之儀ニ付、明大晦日御伝馬触当候得共、今日小田原才領御三人御道同被成候間、明大晦日甲府表迄着ニ相成不申候而者、大切之御用弁ニ相成不申、是非々継立方被申込候ニ付、尤明大晦日之儀者其御村方ニ而も御同様御繁多之儀ニ候ハ、御伝馬ニ御出之儀難計、今廿九日八ッ時、川口ノ藤の木宿迄触当候正馬廿駄買上継立任、相済申候、右ニ御承引可被下候、以上

此書面刻付ヲ以早々順達可被下候、猶々申上候一昨廿七日御伝馬御勤被成下候、賃錢藤の木宿ノ御受取被成、切手引替賃錢相渡し可申候、何卒役人之内御粍人御出張可被下候、以上

如

川口

(中)中州郡内川口問屋

十二月廿九日

問屋役人(印)

申ノ下刻出ス

浅川村

舟つ村

木立村

勝山村

大嵐村

成沢村

右村々

御役人中

此書面留村ノ御返し可被成候、以上

(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

28 「宗門人別帳差出遅延につき歎願」 年不詳

〔解説〕 宗門人別帳は、各村民の宗旨、持ち高・人別・性別・年齢・牛馬数などを記録。且那寺がこれを証明、名主が一括し毎年三月支配役所へ提出することが義務付けられていた。しかし枝郷の大田和組が、村役人の選人方法、宗門人別帳の書法などをめぐって内紛を起こし、そのため人別帳などの提出期限が過ぎた。その遅延の理由、内紛の解決などを支配役所に歎

願した。

乍恐以書付奉申上候

成沢村名主甚之丞奉申上候、私共村方当列宗門人別帳

其外、上納延引ニ相成奉恐入候、然ル処、当村之儀年々

正月中役儀交代入札仕、後役交代願上、人別帳其外共

後役之者名前差出上納致来候処、当年之儀者、枝郷大

田和組ニ而彼是新法之儀申出、名主役取極入札差支、

其上人別帳之儀、先年々菩提寺老ヶ寺毎ニ寄せ、本村

枝郷江入交リニ名前認上納仕来候処、当年ニ限大田和

組人別者一所ニ寄名前認不申候而者人別改方不致旨、

是又新規之儀申出、両様共滞候ニ付、其段申立仕来之

通差支無之様被仰付度、先般奉願上、大田和組役人被

召出御調御座候処、勝手假之儀申之、未々決方不相成、

右ニ付人別帳之儀大田和組之分改方滞上納差支候儀ニ

而、右一条当時隣村役人立入、内濟懸合中ニ御座候間、

何卒以

御慈悲、何連共決方相成候迄、暫時之間御猶予被成下

置度、奉願上候、尤内濟不行届儀ニ候得者、人別帳之儀

者別段(不カ)否申立、上納相成候様仕度奉存候間、此段御聞

濟被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

成 沢 村

辰四月廿七日

名主

谷 村

甚 之 丞^印

御 役 所

(鳴沢・渡辺治徳家蔵)

29 〔甲斐国志編さん資料〕 年不詳

〔解説〕 甲斐国志は、文化十一年(一八一四)、松平定能の編集によって刊行された甲斐国の地誌であり、編さんに当たつて、各村々の名主に回章を回し、調査項目別に「書上」を提出させた。この史料はその一部(下書)と思われ、鳴沢村番

所の用材などが記されている。
「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 古文書之部」

享保元申年

一永式拾五貫文

成 沢 村

外ニ米三斗式升九合

加免

同二酉年

一取米拾六石六斗四升九合

同三戌年

一 取米拾七石六斗四升八合

同 四亥年

一 取米拾七石六斗四升八合

同 五子年

一 取米拾七石六斗四升九合

同 六丑年

一 取米拾七石三斗七升五合

同 七寅年

一 取米拾七石七升七合

同 八卯年

一 取米拾八石壹斗八合

同 九辰年

一 取米拾六石四斗六升貳合

同 十巳年

一 取米拾六石四斗六升貳合

九ヶ年

取合百五拾五石七斗八合

この取平均式フ六分壹厘六分余

右成沢村之義、秋元但馬守様御代ハ無年貢ニ御座候所御

取置被遊、平岡彦兵衛様御支配ニ罷成候ニ付、無年貢之

訳申上候ヘハ、先規之通被仰付、松平甲斐守様并長谷川

六兵衛様御支配まで正徳五未年迄無年貢ニ而罷在候所、

六兵衛様御代リ被遊、堀田六兵衛様御支配ニ罷成、御吟

味之上享保元申年迄御年貢ニ被仰付、申年ノ永式拾五貫

文ニ而上納仕候、酉年迄御取ケニ罷成候、依之酉年ノ去巳

年迄九ヶ年、平均書付差上申候、相違無御座候、以上

享保十一年午九月

甲州都留郡成沢村

名主 源左衛門

同 伝兵衛

組頭 善衛門

同 与一衛門

同 甚兵衛

乍恐御目安ニ而御訴証申上候御事

一富士山之駿州・甲州兩國之境目ハ、御巢鷹御朱印ニ西

ハ天神嶽と御座候、前々ノ天神嶽其下之六本木・矢立

木と申所ノ兩國之境目ニ而御座候所ニ今程ハ三里余駿

州領へ押入甲州領と申候御事

一富士山之内竹出山と申ハ、駿河御領分ノ牛馬壹疋も入

候事堅御法度と被仰、入申者之山道具、毎年数多被取申候

御番所材木入用

人足惣(マ)式(マ)百四拾六人、根切木数合四百九拾壹本

(富士吉田市・田辺四郎家蔵)

- 一 樺柱拾五本 長九尺、四寸五分角、根切人足拾五人
- 一 松五本はり、長式間壹尺、末口三寸五分廻り、人足三人

- 一 松四本桁、長式間壹尺、末口三寸五分廻り、根切人足式人

- 一 樺三本 座かまち 指鴨居、おとしつか、長式間五寸大面五寸 小面四寸根切、六人

- 一 樺壹本庇桁、長式間式尺五寸角、根切人足式人
- 一 樺五本 大引 兩敷、長式間五寸末口四寸廻り、根切五人

- 一 樺四本ころはし、長式間五寸四寸角、根切人足八人
- 一 樺八本貫木、長式間五寸四寸角 但四枚割、根切人足十八人

- 一 同壹本ゑんけた、長式間式尺五寸大面六寸 小面四寸五分、根切人足四人

成沢村御番所

- 一 樺拾丁貫、長式間、四寸角、根切人足拾人
- 一 樺杭・矢来、長壹丈、末口三寸廻り

此根切山出共拾人